

令和4年度 老人保険事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

就労的活動支援コーディネーター等の
活用に関する調査研究
報告書

令和5年（2023年）3月

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター

「就労的活動支援コーディネーター等の活用に関する調査研究事業」 報告書

目次

第1章 事業概要	1
1. 研究目的	1
2. 事業実施概要	1
1) 研究委員会の設置・開催	
2) 自治体に対するアンケート調査	
3) 就労的活動支援コーディネーター配置市町村・電話ヒアリング調査	
4) 実践事例（地域団体、自治体等）への訪問ヒアリング調査	
5) 市町村向けガイドブックの作成	
第2章 市町村アンケート調査結果	6
第3章 実践事例ヒアリング等調査結果と考察	25
1. 実践事例ヒアリングからの確認と考察	26
2. コーディネーター配置市町村・電話ヒアリング調査	29
3. 就労的活動支援コーディネーター配置市町村の傾向	30
第4章 本研究事業における論点とガイドブックへの反映	32
1. ガイドブックの目次	32
2. 各章の内容と論点	34
参考資料	
● ガイドブック（『ハタラク』で輝く-誰もが活躍する地域づくり-）原稿	37
● 市町村アンケート（就労的活動支援に関する調査）調査票	103
● 都道府県アンケート（地域医療介護総合確保基金調査）調査票	109
● 都道府県アンケート（地域医療介護総合確保基金調査）調査結果	113
● 実践事例ヒアリングシート	128

第 1 章

事業概要

1. 研究目的

令和 2 年度より地域支援事業において、役割がある形で高齢者の社会参加を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター」の配置が可能となったが、現状、導入している自治体は少数にとどまっている。

令和 3 年度老健事業（東北厚生局）で、当法人が東北各県で行ったヒアリング調査では、就労的活動支援コーディネーターの業務に対する理解不足や、類似活動を行うシルバー人材センターとの業務の重複の懸念などから、設置を逡巡する声が多く聞かれた。「就労的活動支援コーディネーター」の活用を進めていくうえでは、このような自治体の疑問を解消することが喫緊の課題と考えられる。

本事業では、全国自治体にアンケート調査を行い、就労的活動支援コーディネーターの設置意向や未設置理由、配置・業務に対する疑問などを把握し、整理した。加えて、地域医療介護総合確保基金を活用したボランティアポイントや事務お助け隊の活用状況についても確認した。また、新たに設置を検討する自治体の指針となるような、既に就労的活動支援コーディネーターを配置している自治体での運用や、生活支援コーディネーターや他の支援者が就労的活動支援を行っている例など、参考となるような事例の収集を行った。

これらの成果を自治体の疑問に応えるガイドブックとしてまとめ、全国の「就労的活動支援コーディネーター」の活用と、就労的活動支援の活性化を促進する為、全国の市町村及び社会福祉協議会に配布した。

2. 事業実施概要

1) 研究委員会の設置・開催

本研究事業実施にあたり、本件テーマに知見を持つ学識経験者、支援現場実践者、行政職員等を中心とした研究委員会を設置・開催した。

【委員構成】

委員長：武田真理子	東北公益文科大学 大学院教授
委員：室田 信一	東京都立大学 人文社会学部 准教授
菊池まゆみ	藤里町社会福祉協議会 会長

鶴田 圭吾	和歌山県 長寿社会課	主査
吉森 伸郎	NPO法人とかの元気村	事務局長
石井 義恭	臼杵市 地域力創生課	課長代理
林 省吾	合志市社会福祉協議会	班長・生活支援コーディネーター
池田 昌弘	全国コミュニティライフサポートセンター	理事長
〈オブザーバー〉		
岸 英二	厚生労働省老健局 地域づくり推進室	認知症施策・地域介護推進課 室長補佐
石松 香絵	厚生労働省老健局 地域づくり推進局	認知症施策・地域介護推進課 係長
長谷川 瑛梨	厚生労働省老健局 地域づくり推進局	認知症施策・地域介護推進課

【開催日程】

○委員会

◆第1回委員会

開催日：2022年8月10日（水）

会 場：ZOOMによるWEB会議

参加者：委員長、委員 6 人、オブザーバー 3 人、事務局 2 人

議 事：研究事業に関する概要説明

委員報告（臼杵市・石井委員、合志市社協・林委員）

市町村アンケート調査について

意見交換 他

◆第2回委員会

開催日：2022年10月24日（月）

会 場：ZOOMによるWEB会議

参加者：委員長、委員 7 人、オブザーバー 2 人、事務局 2 人

議 事：委員報告（藤里町社協・菊池委員、とかの元気村・吉森委員）

全国市町村アンケート調査報告

就労的活動支援Co電話ヒアリング調査報告

実践事例ヒアリング調査について

意見交換 他

◆第3回委員会

開催日：2022年12月5日（月）

会 場：ZOOMによるWEB会議

参加者：委員長、委員 7 人、ゲスト委員 1 人、オブザーバー 2 人、事務局 2 人

議 事：ゲスト報告（尼崎市高齢介護課・竹中氏）

就労的活動支援Co電話ヒアリング調査報告

実践事例ヒアリング調査事例選定

意見交換 他

◆第4回委員会

開催日：2023年1月16日（月）

会 場：ZOOMによるWEB会議

参加者：委員長、委員 5 人、オブザーバー 2 人、事務局 3 人

議 事：ヒアリング調査報告

実践事例の整理

ガイドブック構成案について

意見交換 他

◆第5回委員会

開催日：2023年2月27日（月）

会 場：ZOOMによるWEB会議

参加者：委員長、委員 5 人、オブザーバー 2 人、事務局 3 人

議 事：ガイドブック内容、確定

意見交換 他

○作業部会

第 1 回作業部会 2022 年 10 月 19 日（水） 於：ZOOM による web 会議

第 2 回作業部会 2022 年 12 月 2 日（金） 於：ZOOM による web 会議

2) 自治体に対するアンケート調査

(1)市区町村に対するアンケート調査

○調査名：就労的活動支援に関する調査

○全国市区町村に対し、アンケート調査を行い、就労的活動支援コーディネーターの配置状況（配置意向）、未配置の理由、コーディネーターの配置・業務に対する疑問などの把握を行った。

- WEB調査（郵送案内、WEB回収）
- 実査・集計に関しては、調査会社（（株）シーズ）に委託。
- 実査期間：2022年9月7日～10月5日（実際には、10/12まで回収対応）
- 回収：838市区町村（対象1741市区町村） 回収率48.1%
- 使用した調査票見本は、巻末参考資料に掲載

(2)都道府県に対するアンケート調査

- 調査名：「地域医療介護総合確保基金（事務お助け隊・ボランティアポイント）」に関するアンケート調査
- 全国都道府県に対し、アンケート調査を行い、地域医療介護総合確保基金を活用したボランティアポイントや事務お助け隊についての活用状況等の把握を行った。
- WEB調査（郵送案内、WEB回収）
- 実査・集計に関しては、調査会社（（株）シーズ）に委託。
- 実査期間：2022年11月28日～12月21日（実際には1/24まで回収対応）
- 回収：47都道府県 回収率100%
- 使用した調査票見本、及び調査結果については、巻末参考資料に掲載

3) 就労的活動支援コーディネーター配置市町村・電話ヒアリング調査

- 当初の事業計画にはなかったが、委員長及び認知症施策・地域介護推進課担当者に相談のうえ、WEB上の情報から就労的活動支援Coを配置していると推測される市町村に対し、簡易な電話ヒアリング調査を実施した。
- 調査は、アンケートとは別に、現状の配置市町村の実態の一端を委員会への参考資料として提供するために行った。
- アポなしでの電話ヒアリングのため、先方担当者も書類等の確認をせず、記憶などにより回答しているため、あくまで参考の位置付けに留めた。
- 質問内容としては、配置年、人数、委託・直営の別、委託先、コーディネーターの業務の概要など
- ヒアリングは、事務局担当者が実施した。
- 9月8日～11月末までに、20市町村へヒアリングを行った。
- その中には、実際には配置していなかった市町村（計画のみ、検討中）も、4市町村含まれている。

4) 実践事例（地域団体、自治体等）への訪問ヒアリング調査

○上記自治体アンケート調査、電話ヒアリング調査、事務局での文献調査、研究委員会メンバーの推薦等より、ピックアップした全国実践事例の中から、研究委員会で調査対象事例を抽出、訪問ヒアリング調査を実施した。

○全国から、9事例（岡山市は2事例）抽出。訪問ヒアリングは事務局が担当した。

【訪問ヒアリング対象】（右側の日付はヒアリング日時）

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| ・プラチナバンク（秋田県藤里町） | 訪問：2022年10月5日実施 |
| ・セカンドライフ応援ステーション（新潟県三条市） | 訪問：2022年12月20日実施 |
| ・地域まるごと支援員（北海道旭川市） | 訪問：2022年12月23日実施 |
| ・岡山市生涯活躍就労支援事業（岡山県岡山市） | 訪問：2022年12月26日実施 |
| ・岡山市総合特区高齢者活躍推進事業（岡山県岡山市） | 訪問：2022年12月26日実施 |
| ・きらりあ北（東京都北区） | 訪問：2022年12月28日、2023年1月10日実施 |
| ・とかの元気村（高知県佐川町） | 訪問：2023年1月23日実施 |
| ・高齢者生きがい就労事業（兵庫県尼崎市） | 訪問：2023年2月16日実施 |
| ・農福連携（福島県檜葉町） | 訪問：2023年2月20日実施 |

○委員会における臼杵市・石井委員（第1回）、合志市・林委員（第1回）、藤里町・菊池委員（第2回）、佐川町・吉森委員（第2回）、尼崎市・竹中氏（第3回）からの報告については調査の一環と位置付けている。

○10月上旬～2月末までの期間で実施した。

○ヒアリングした内容は、委員会・作業部会での議論に供するとともに、参考事例としてガイドブックに掲載した。

5) 市町村向けガイドブックの作成

○上記調査や研究委員会での議論の成果を基にして、就労的活動支援コーディネーターに対する自治体の疑問に答えるとともに、「就労的活動支援」の参考に資するようなガイドブックを作成した。就労的活動支援事例なども含め、わかりやすく解説することを主眼とした。

○ガイドブックは紙面構成・レイアウト等も読みやすくなるよう、編集・デザインを編集スタジオ(有)七七舎に業務委託した。

○作成したガイドブックを全国都道府県、市区町村、全国都道府県社協、市区町村社協に送付するとともに、PDF化し、ホームページにアップロードした。

第 2 章

市町村アンケート調査結果

全国の市区町村における就労的活動支援コーディネーターの配置状況、就労的活動支援の取り組み状況、就労的活動支援コーディネーター活用の際する阻害要因などを把握するためのアンケート調査を実施した。また、本調査は、事業で予定されているヒアリング調査事例を抽出するための予備調査の役割も担うとともに、この後作成するガイドブックの内容を検討するための、基礎的データを提供した。

以下に、本件調査概要を記す。

【 調査概要 】

- 調査名 就労的活動支援に関する調査

- 調査対象 全国市区町村 1,741 市区町村
 生活支援体制整備事業担当者

- 調査方法 WEB（アンケート）調査
 郵送による依頼状と調査票見本、回答 WEB ページ案内送付
 調査回答用特設 WEB ページでの回答
 ※ 一部、FAX 及び郵送回収併用（自治体の事情等による）

- 調査期間 9/7（水）開始
 10/5（水）回収〆切 （実際には、10/12 まで遅れ票回収）

- 回収数 838 市区町村 回収率 48.1%

- 使用調査票見本 巻末資料に掲載

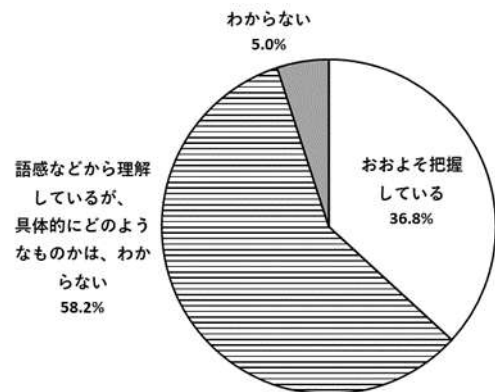
【 調査結果の概要 】

- 『就労的活動』の認知率（内容まで把握）は、1／3（36.8%）。大多数（58.2%）は、「語感により理解しているが、具体的にはわからない」
- 『就労的活動支援コーディネーター』を配置しているのは、29 市町村（3.5%）。生活支援コーディネーターが、「就労的活動支援」に取り組んでいるのは、2 割（20.8%）の市町村。
- 配置している就労的活動支援コーディネーターは、
 - ・ 1 人配置が 6 割（58.6%）、複数（2 人以上）配置は 4 割（41.4%）
 - ・ 直営が 2 割（17.2%）、委託が 8 割（82.8%）
 - ・ 専任が 3 割強（34.5%）、兼任が 6 割（62.1%）、複数人配置で専任と兼任混在が 1 件（3.4%）
 - ・ 兼任の半数（47.4%）が、生活支援コーディネーターとの兼任
- 実施している就労的活動支援
 - ・ 就労的活動支援 Co で多いのは、「地域における就労的活動・活躍の場の把握」（82.8%）、「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」（72.4%）、「地域高齢者の就労的活動ニーズの把握」（69.0%）など
 - ・ 生活支援 Co が行っている支援としては、「ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成」（73.3%）、「高齢者の参加が多い地域活動の支援」（61.9%）など
- 就労的活動支援コーディネーターを配置していない理由としては、「生活支援 Co と異なり必置ではないため、検討したこともなかった」（54.9%）が、半数を超え、最も多い。次いで、「就労的活動支援 Co の職務内容がよくわからない」（33.0%）、「就労的活動支援 Co を担える人材（団体）が見当たらない」（32.4%）が、3 割強で並ぶ。
- どのような支援・資料があれば、就労的活動支援 Co の導入を検討できるかについては、「就労的活動支援 Co と、生活支援 Co やシルバー人材センターとの役割分担の例、またはガイドライン」（59.0%）、「就労的活動支援 Co の導入市町村の事例」（57.7%）、「就労的活動支援の実際の事例」（52.8%）、「就労的活動支援 Co の業務を具体的に解説したもの」（52.0%）、「就労的活動支援とは何かを具体的に解説したもの」（47.6%）と、事例の要望が優位にあるが、あまり項目間に大きな差はなく、50%内外となっている。

問 1. 「就労的活動」がどのようなものを指すか、ご存じでしたか。（S A）

『就労的活動』という用語への理解を問う設問だが、「おおよそ把握している」（36.8%）は4割弱と半数を切っている。「わからない」という正直な回答も5%存在している。「語感などから理解しているが、具体的にどのようなものかわからない」（58.2%）が6割と多数を占め、この曖昧さが、就労的活動支援への取り組みにくさになっているとも考えられる。

No	カテゴリー名	n	%
1	おおよそ把握している	308	36.8
2	語感などから理解しているが、 具体的にどのようなものは、わからない	488	58.2
3	わからない	42	5.0
	無回答	0	0.0
	全体	838	100.0

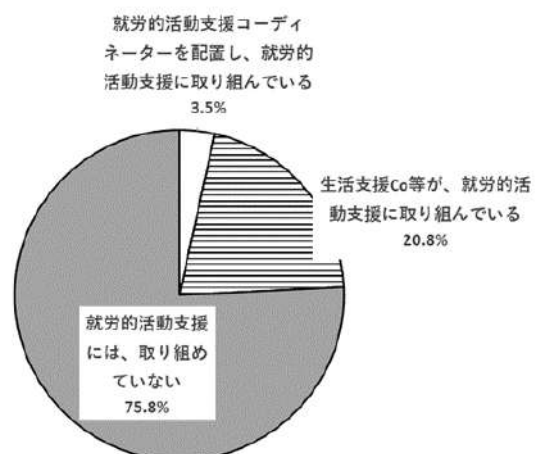


問 2. 貴市町村では、現在、又はこれまでに高齢者の就労的活動支援に取り組んできましたか。（S A）

「就労的活動支援 Co を配置して取り組み」が 29 市町（3.5%）となっている。回収率が 5 割弱であることから、全国での配置自治体は、60 程度、多くても 70 には届かないレベルと推測される。

「生活支援 Co 等が就労的活動支援に取り組んでいる」のは 2 割（20.8%）にとどまっているが、問 1 での「就労的活動」の理解度から、就労的活動と理解しないで、実際には活動を行っている市町村もあるものと思われる。

No	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援コーディネーターを配置し、就労的活動支援に取り組んでいる	29	3.5
2	生活支援Co等が、就労的活動支援に取り組んでいる	174	20.8
3	就労的活動支援には、取り組めていない	635	75.8
	無回答	0	0.0
	全体	838	100.0

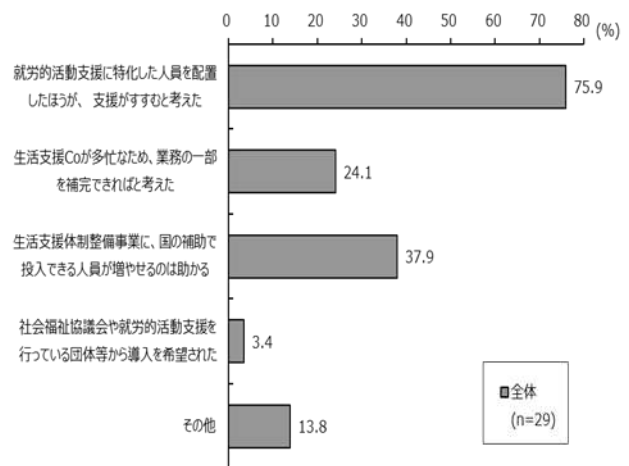


【 以下問 9 まで：就労的活動支援コーディネーター導入市町村に対し 】

問 3. 就労的活動支援 Co を導入した理由で、あてはまるものをお選びください。...(M A)

「就労的活動支援に特化した人員を配置したほうが、支援がすすむ」を 3/4 (75.9%) の自治体が挙げている。次いで、かなり離れて、「生活支援体制整備事業に、国の補助で投入できる人員が増やせるのは助かる」(37.9%) が 4 割弱、「生活支援 Co が多忙なため、業務の一部を補完できれば」(24.1%) と続いている。比較的、積極的な意図を持つ市町村が導入を進めていると考えられる。

No	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援に特化した人員を配置したほうが、支援がすすむと考えた	22	75.9
2	生活支援Coが多忙なため、業務の一部を補完できればと考えた	7	24.1
3	生活支援体制整備事業に、国の補助で投入できる人員が増やせるのは助かる	11	37.9
4	社会福祉協議会や就労的活動支援を行っている団体等から導入を希望された	1	3.4
5	その他	4	13.8
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0



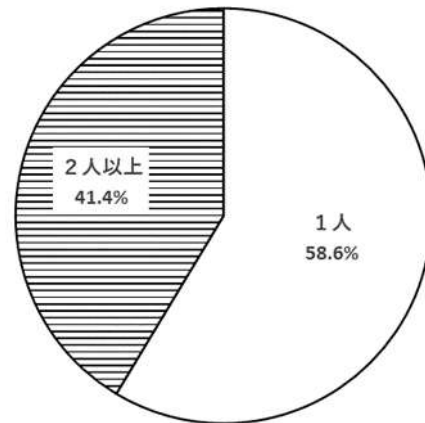
● 「その他」の内容

- ・ 高齢者就労支援を行う施設のジョブコーディネーターとして無料職業紹介を実施しているが、その他運営事業に就労的活動支援がある。
- ・ 以前より生活支援コーディネーターが就労的活動支援にあたることを実施しており、対象のコーディネーターを就労的活動支援コーディネーターとした
- ・ 役割のある形での社会参加支援

問 4. (就労的活動支援 Co を) 何人配置していますか。...(S A)

「1 人」が 58.5%と 6 割弱であるが、「2 人以上」も 4 割 (41.4%) と少なくない自治体が複数配置を行っている。

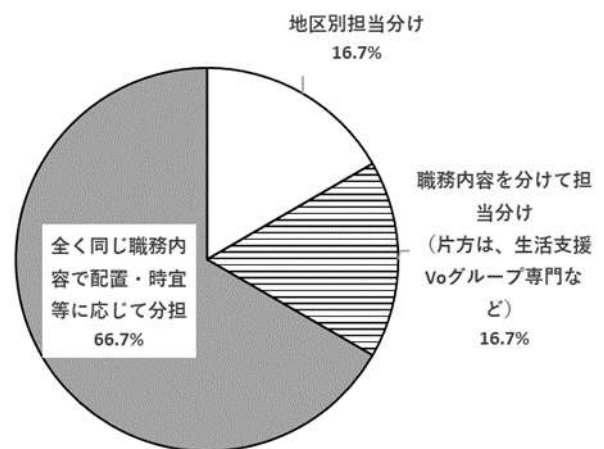
No	カテゴリー名	n	%
1	1 人	17	58.6
2	2 人以上	12	41.4
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0



問 4-1. 複数コーディネーターの担当は、どう分けていますか。...(S A)

「全く同じ職務内容で、時宜等に応じて分担」が 2/3 (66.7%) を占める。「地区別」と「職務内容別」は、それぞれ 2 市町ずつ (16.7%) と同数となっている。

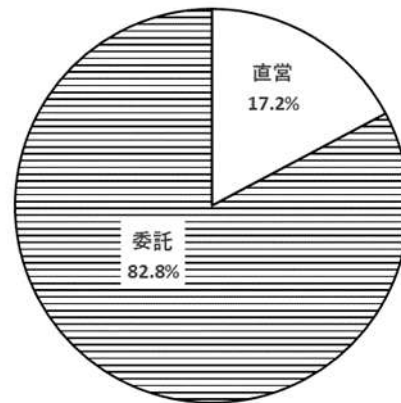
No	カテゴリー名	n	%
1	地区別担当分け	2	16.7
2	職務内容を分けて担当分け (片方は、生活支援Voグループ専門など)	2	16.7
3	全く同じ職務内容で配置・時宜等に応じて分担	8	66.7
	無回答	0	0.0
	非該当	826	
	全体	12	100.0



問 5. 就労的活動支援 Co は、直営ですか、委託ですか。...(S A)

「委託」が 8 割（82.8%）であるが、5 市町（17.2%）が「直営」で実施している。

No	カテゴリー名	n	%
1	直営	5	17.2
2	委託	24	82.8
3	（複数人配置で）直営と委託の両方	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

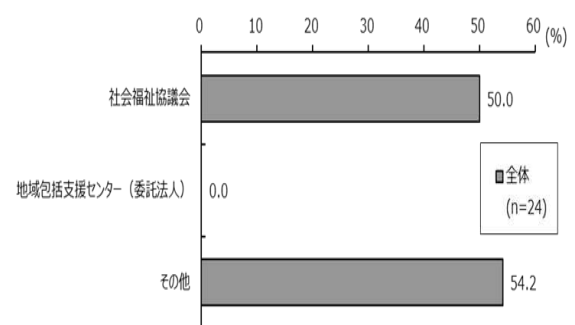


問 5-1. 委託先はどちらですか。...(MA)

半数（50%）の市町が「社会福祉協議会」に委託をしているが、5 市町（20.8%）が「シルバー人材センター」、3 市町（12.5%）が「（包括以外の）社会福祉法人」となっている。

そのほか、「通所サービス連絡協議会」、「NPO 法人」、「一般社団法人」、「民間事業者」となっており、現状では生活支援 Co に比べると、特定委託先への集中の度合いが少ない。また、シルバー人材センターの割合の高さが目をひく。

No	カテゴリー名	n	%
1	社会福祉協議会	12	50.0
2	地域包括支援センター（委託法人）	0	0.0
3	その他	13	54.2
	無回答	0	0.0
	非該当	814	
	全体	24	100.0



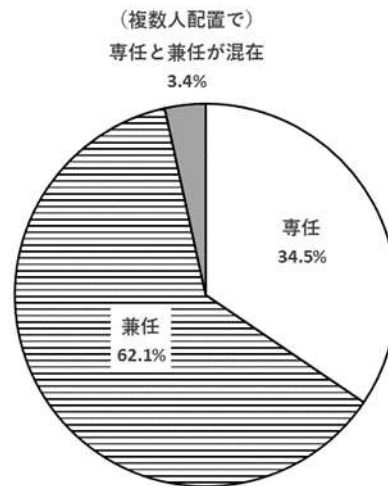
● 「その他」内容

- ・ シルバー人材センター 5
- ・ 社会福祉法人 3
- ・ 通所サービス連絡協議会、NPO 法人、一般社団法人、民間事業者 ほか

問 6. 配置している就労的活動支援 Co は、専任ですか、兼任ですか。...(S A)

やや意外なことに、「兼任」の方が多く、ほぼ 2/3 (62.1%) となっている。また、「(複数人配置で) 専任と兼任が混在」も 1 自治体存在する。

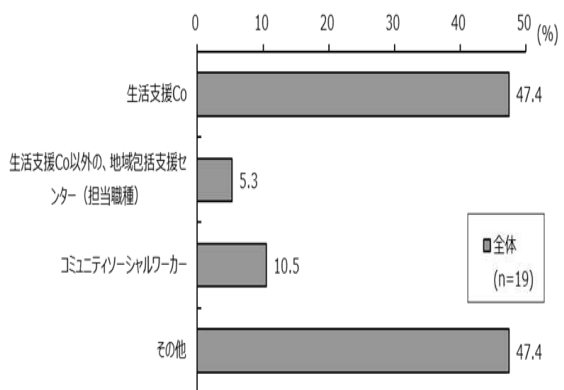
No	カテゴリー名	n	%
1	専任	10	34.5
2	兼任	18	62.1
3	(複数人配置で) 専任と兼任が混在	1	3.4
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0



問 6-1. 就労的活動支援 Co と兼任している業務は何ですか。...(MA)

ほぼ半数の 9 市町 (47.4%) が、「生活支援 Co」であるが、他は分散しており、「コミュニティソーシャルワーカー」、「ボランティアセンター」、「市の無料職業紹介事業」が 2 市町 (10.5%) ずつ、そのほかには「シルバー人材センター」、「生活困窮者就労準備訓練事業」、「行政職員」なども見られる。

No	カテゴリー名	n	%
1	生活支援Co	9	47.4
2	生活支援Co以外の、地域包括支援センター	1	5.3
3	コミュニティソーシャルワーカー	2	10.5
4	その他	9	47.4
	無回答	0	0.0
	非該当	819	
	全体	19	100.0

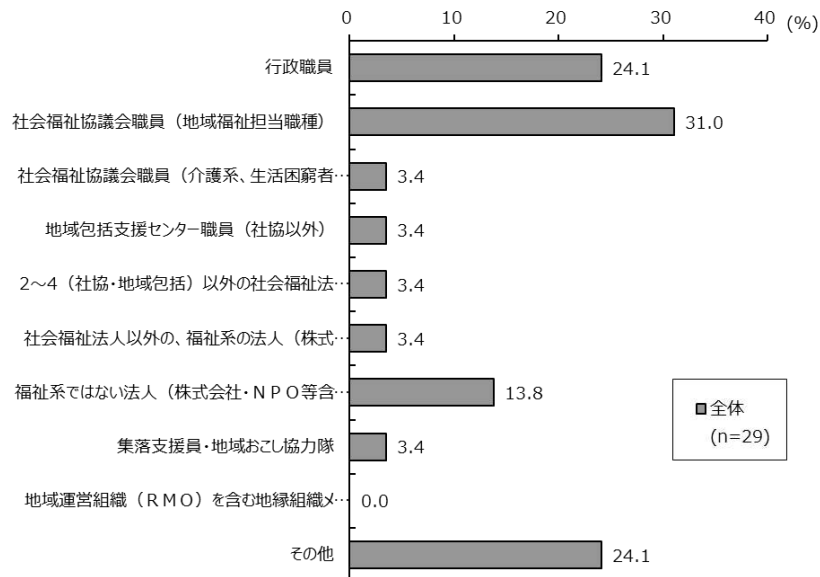


●「その他」内容

- ・ボランティアセンター 2
- ・市の無料職業紹介事業 2
- ・行政職員、シルバー人材センター、生活困窮者就労準備訓練事業 他

問 7. 就労的活動支援 Co の前職であてはまるものをお選びください。...(MA)

「社会福祉協議会（地域担当）」が 9 市町（31.0%）で最も多く、次いで「行政職員」（24.1%）、
「福祉系でない法人職員」（13.8%）と続いている。「地域おこし協力隊・集落支援員」は
1 市町と少なく、「地域運営組織（RMO）を含む地縁組織」はゼロとなっている。



No	カテゴリー名	n	%
1	行政職員	7	24.1
2	社会福祉協議会職員（地域福祉担当職種）	9	31.0
3	社会福祉協議会職員（介護系、生活困窮者支援・成年後見等個別支援職種）	1	3.4
4	地域包括支援センター職員（社協以外）	1	3.4
5	2～4（社協・地域包括）以外の社会福祉法人職員	1	3.4
6	社会福祉法人以外の、福祉系法人（株式会社・NPO等含む）職員	1	3.4
7	福祉系でない法人（株式会社・NPO等含む）職員	4	13.8
8	集落支援員・地域おこし協力隊	1	3.4
9	地域運営組織（RMO）を含む地縁組織メンバー	0	0.0
10	その他	7	24.1
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

● 「その他」 内容

- ・ 社会福祉法人（前職でなく、現職）
- ・ 人材派遣会社等、シルバー人材センター職員
- ・ 一般社団法人職員

ほか

就労的活動支援 Co を配置していると回答した 29 市町（匿名）の問 4～6 の回答を、以下に一覧表として掲載する。（順不同）

就労的活動支援Co配置状況

No	人数	担当分け	直営・委託	委託先	専任・兼任	兼任職 ※
1	1	－	委託	社協	専任	－
2	2以上	地区別	委託	社協	兼任	SC,重層的支援体制
3	1	－	委託	社団法人	専任	－
4	2以上	同じ職務	委託	NPO法人	兼任	SC
5	2以上	同じ職務	委託	社会福祉法人	混在	無料職業紹介
6	2以上	同じ職務	委託	シルバー人材センター	専任	－
7	1	－	委託	シルバー人材センター	専任	－
8	2以上	同じ職務	委託	シルバー人材センター	専任	－
9	1	－	委託	社協	兼任	CSW
10	1	－	委託	社協	兼任	SC
11	2以上	同じ職務	委託	社協	兼任	SC
12	2以上	職務別	直営	－	兼任	SC
13	1	－	委託	社協	兼任	SC
14	2以上	同じ職務	委託	一般社団法人	兼任	生活困窮就労支援、 就労準備支援
15	2以上	地区別	委託	社協	兼任	SC,CSW
16	1	－	委託	シルバー人材センター	専任	－
17	1	－	委託	民間事業者	兼任	民間事業本来業務
18	1	－	委託	社協	専任	－
19	1	－	委託	民間事業者	専任	－
20	1	－	直営	－	兼任	行政職
21	2以上	職務別	委託	社協,社会福祉法人	兼任	ボランティアセンター、 参加支援ほか
22	2以上	同じ職務	委託	サービス事業者協議会	兼任	事業所本来業務
23	1	－	委託	社協	兼任	地域包括
24	1	－	委託	社協	兼任	SC
25	1	－	委託	社協	兼任	SC
26	1	－	委託	シルバー人材センター	兼任	センター本来業務
27	2以上	同じ職務	直営	－	兼任	無料職業紹介
28	1	－	直営	－	専任	－
29	1	－	直営	－	専任	－

※ SC＝生活支援コーディネーター、CSW＝コミュニティソーシャルワーカー

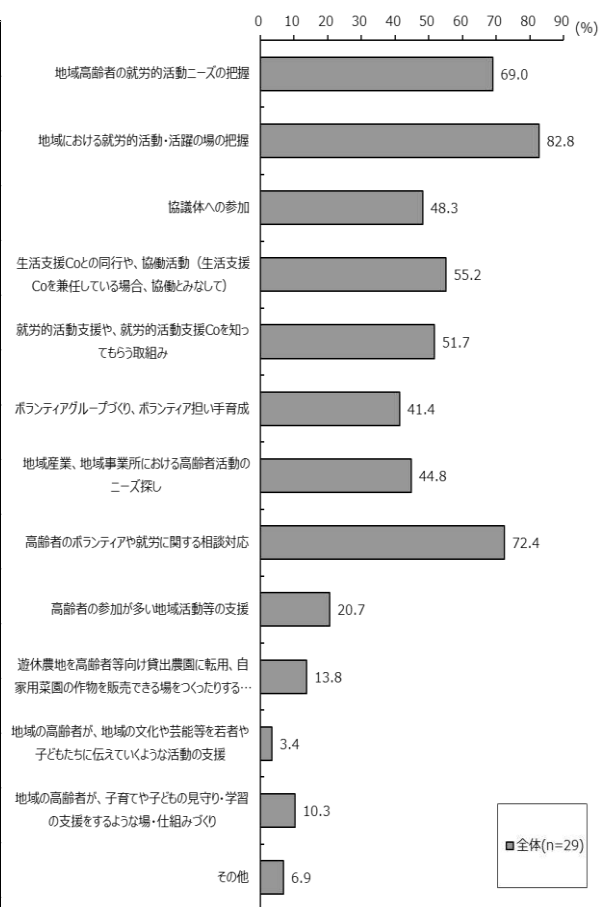
問 8. 就労的活動支援 Co が現在取り組んでいる職務であてはまるものをお選びください。...(MA)

「地域における就労的活動・活躍の場の把握」が8割（82.8%）を超え最も多く、次いで「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」（72.4%）、「地域高齢者の就労的活動ニーズの把握」（69.0%）と続いている。「高齢者の参加が多い地域活動等の支援」（20.7%）をはじめとした地域活動そのものに関連するような活動は少ない印象を受ける。

平均すると、5.2 個の業務に従事していることになり、活動を始めてから間がないケースが多いとは思われるものの、多様な業務をこなしていることがわかる。

No	カテゴリー名	n	%
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	20	69.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	24	82.8
3	協議体への参加	14	48.3
4	生活支援Coとの同行や、協働活動（生活支援Coを兼任している場合、協働とみなしてください）	16	55.2
5	就労的活動支援や、就労的活動支援Coを知ってもらう取組み	15	51.7
6	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	12	41.4
7	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	13	44.8
8	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	21	72.4
9	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	6	20.7
10	遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用したり、自家用菜園の作物を販売できる場・仕組みをつくらせるような農福連携などの取組み	4	13.8
11	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援	1	3.4
12	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり	3	10.3
13	その他	2	6.9
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

累計 (n)	累計 (%)
151	520.7



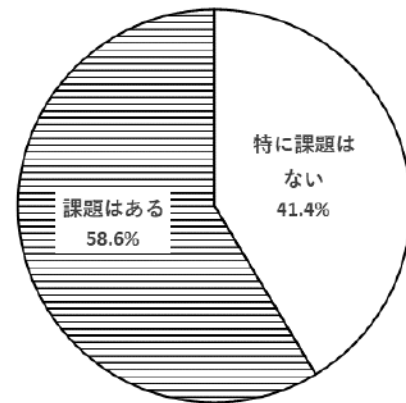
●「その他」の内容

- ・介護アシスタントの仕組みづくりとマッチングの ICT 化
- ・高齢者の介護支援ボランティアのマッチング

問 9. 就労的活動支援 Co が活動するにあたり、現状課題がありますか？...(S A)

6 割（58.6%）が「課題あり」と回答しているが、記述内容等をみても、活動に取組み始めたばかりで、課題も把握している最中というところが多いものと推測される。

No	カテゴリー名	n	%
1	特に課題はない	12	41.4
2	課題はある	17	58.6
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0



●課題の内容（記述）

- ・まだ情報収集や連携体制の構築中であり、具体的な課題を抽出できていない。
- ・活動の推進を手探りですすめていること
- ・現在テスト実施中なので様々な課題がある
- ・兼務である生活支援 Co の業務との配分、切り分け、市民への周知浸透
- ・就労的活動支援コーディネーターの業務上の守備範囲について
- ・就労的活動につなげるための、コーディネーターの具体的な手法がイメージしづらい。
- ・職業紹介とあっせんにかかる法の解釈について
- ・（有償・無償）ボランティアの調整を行っているが、福祉の枠を超えるような一般就労や中間的就労のマッチングまで、支援の手を広げられていない現状にある。
- ・対象となる高齢者の把握が難しい
- ・ボランティアや就労意欲のある高齢者を発掘するのが難しい。
- ・高齢者がやりたいこと、活動しやすいことを把握し、有償ボランティアとして適切な活動の場を増やしていく必要がある。
- ・主に福祉・介護に関連した就労に結びつく取組を実施しているが、事業所側のニーズとのマッチングが進んでいない
- ・就労的活動ができる、場所、受け入れ企業、受け入れ施設がない。
- ・高齢者の活動ボランティア受け入れ、活躍の場としての介護施設がコロナの影響で、現在も受け入れをさせてもらえない。
- ・令和4年度より新規配置し、事業も同時開始のため制度の充実(周知・担い手育成など)が課題。就労に関する連携も不十分である(ハローワーク・介護事業所など)
- ・他機関との連携ができていない

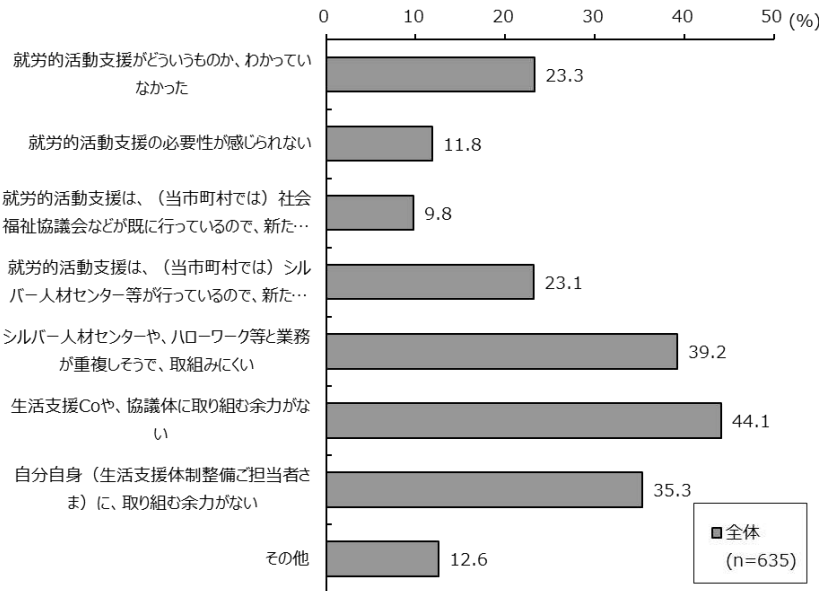
等

問 10. 就労的活動支援に取り組めていない理由として、あてはまるものをお選びください。...(MA)

「生活支援 Co や、協議体に取り組む余力がない」(44.1%) が最も多く、次いで「シルバー人材センターや、ハローワーク等と業務が重複しそうで、取組みにくい」(39.2%) と、4 割の市町村が回答している。また、「自分自身（生活支援体制整備ご担当者さま）に、取り組む余力がない」(35.3%) も高く、生活支援 Co や協議体を中心とする生活支援体制整備事業を運営していくことに手いっぱいとなっている様子もうかがえる。

余力がない点を除けば、就労的活動における隣接した就労支援機関（シルバー人材 C、ハローワーク等）との、業務の線引きを示すことが求められていると言ってよい。

「就労的活動支援の必要性を感じられない」は、11.8%と低い数値となっている。



No	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援がどうものか、わかっていなかった	148	23.3
2	就労的活動支援の必要性を感じられない	75	11.8
3	就労的活動支援は、(当市町村では) 社会福祉協議会などが既に行っているので、新たに行う必要がない	62	9.8
4	就労的活動支援は、(当市町村では) シルバー人材センター等が行っているので、新たに行う必要がない	147	23.1
5	シルバー人材センターや、ハローワーク等と業務が重複しそうで、取組みにくい	249	39.2
6	生活支援Coや、協議体に取り組む余力がない	280	44.1
7	自分自身（生活支援体制整備ご担当者さま）に、取り組む余力がない	224	35.3
8	その他	80	12.6
	無回答	0	0.0
	非該当	204	
	全体	635	100.0

累計 (n)	累計 (%)
1265	199.2

●「その他」内容

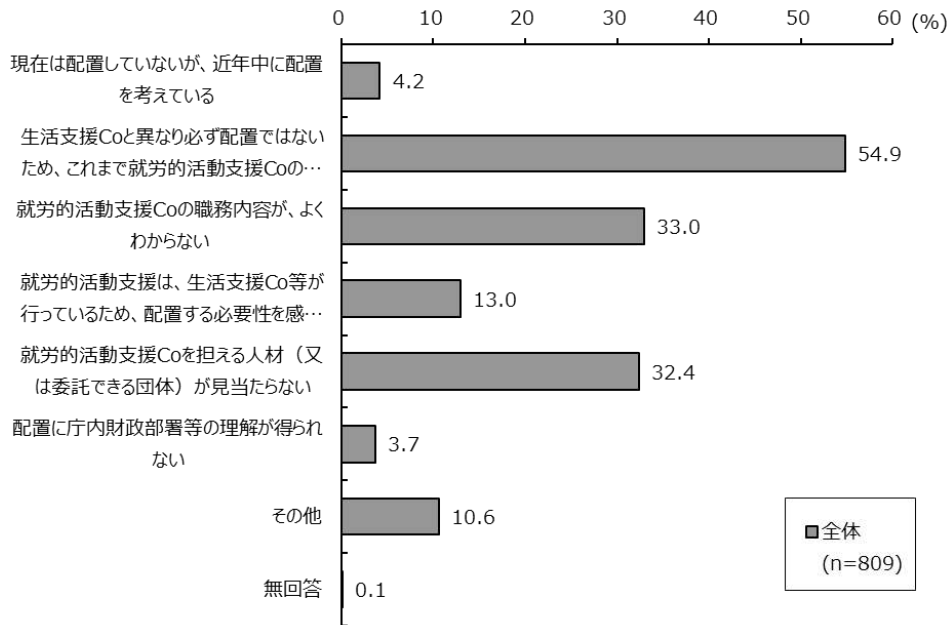
- ・まだ検討していない、検討中、準備中
- ・人材不足、予算がない
- ・ニーズがない、ニーズが不明、ニーズ調査中
- ・独自に元気高齢者の就労支援の取り組みを行っているため。
- ・他機関、組織、他部署（社協、シルバー人材、生活困窮支援部署）が担当
- ・他機関（労働担当部署等）との協議・連携が必要だが、できていない
- ・地域共生社会の取り組みの中での位置付けが必要と考えるが、全庁的に検討・協議する体制が整っていない。
- ・当市の就労的活動状況が把握できていない
- ・予算も含めて事業計画等策定できていない
- ・予算的な余裕がない
- ・他の団体が担っている部分もあり、他の事業を優先している
- ・既に（意欲ある）高齢者は働いている
- ・地域柄、高齢者でも現役の方が多く、就労に関する相談がないに等しい。
- ・どのように取り組めばよいか先進事例含め情報が少ない。
- ・Co も人材もおらず体制ができていない
- ・個々の能力にあったコーディネートする人材やネットワークの構築が必要なためとりくみにくい
- ・（個別事例から見えるものも含め）地域課題や地域資源について取り組んでいることが実情であり、高齢者の就労までは目を向けられていない。

ほか

問 11. 就労的活動支援 Co を配置していない理由として、あてはまるものをお選びください。...(MA)

「生活支援 Co と異なり必ず配置ではないため、検討したこともなかった」が 54.9%で半数を超え最も多い。次いで、「就労的活動支援 Co の職務内容が、よくわからない」(33.0%)、「就労的活動支援 Co を担える人材（又は委託できる団体）が見当たらない」(32.4%)と続いている。

一方、「現在は配置していないが、近年中に配置を考えている」も 4.2%（34 市町村）存在している。



No	カテゴリー名	n	%
1	現在は配置していないが、近年中に配置を考えている	34	4.2
2	生活支援Coと異なり必ず配置ではないため、これまで就労的活動支援Coの配置を検討したこともない	444	54.9
3	就労的活動支援Coの職務内容が、よくわからない	267	33.0
4	就労的活動支援は、生活支援Co等が行っているため、配置する必要性を感じない	105	13.0
5	就労的活動支援Coを担える人材（又は委託できる団体）が見当たらない	262	32.4
6	配置に庁内財政部署等の理解が得られない	30	3.7
7	その他	86	10.6
	無回答	1	0.1
	非該当	30	
	全体	809	100.0

累計 (n)	累計 (%)
1229	151.9

●その他（内容）

- ・ ニーズがない、ニーズを把握していない
- ・ 検討中
- ・ 配置については検討中。ケアマネなど支援に関わる人が就労的活動支援を頭に入れて業務にあたっている。
- ・ 他機関、部署（シルバー人材、ハローワーク、その他）、類似事業で既に実施している
- ・ ボランティアポイント制度等があるため。
- ・ 関係機関や関係部署との連携により、就労的活動支援の推進を図っている
- ・ 生涯現役地域づくり環境整備事業で就労支援事業を実施しているため、地域支援事業の就労的活動支援 Co として配置していない。
- ・ 複数部署が関係する業務のため、庁内調整が必要
- ・ シルバー人材センターや生活支援 Co 等がすでに担っている業務との整理が必要であるため。
- ・ 第8期計画において計画していないため
- ・ 重層の支援体制整備事業を実施予定であることから、その進捗に合わせて就労的活動支援 Co についても検討していく。
- ・ 生活支援体制整備事業の見直しに取り組んでおり、就労的活動支援の着手時期は未定
- ・ 周辺市町で配置していない
- ・ 担当者・職員・予算・人員に余力がない
- ・ 役場職員の募集でも応募がなく、人員確保ができない。そのため、業務の優先度は低い。
- ・ 財政部局の理解はあるが、首長の理解が得られない。

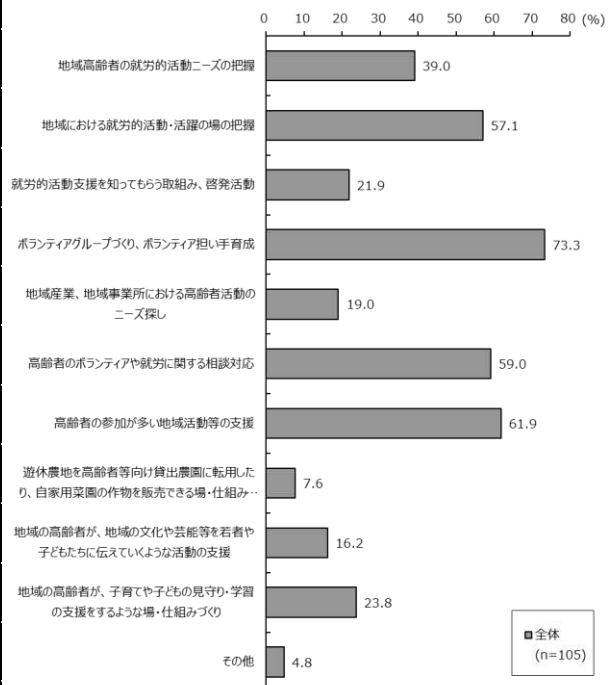
ほか

問 11-1. 生活支援 Co が、現在取り組んでいる就労的活動支援の内容で、あてはまるものをお選びください。...(MA)

最も多いのが、「ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成」(73.3%)であり、次いで「高齢者の参加が多い地域活動等の支援」(61.9%)、「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」(59%)、「地域における就労的活動・活躍の場の把握」(57.1%)と、ここまですべて5割を超えている。

就労的活動支援 Co の取り組みと比べると、平均回答は 3.8 個(就労的活動支援 Co は、5.2 個)と少ないが、それでもそれなりの数であり、また地域活動に絡んだ業務の割合が高い。

No	カテゴリー名	n	%
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	41	39.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	60	57.1
3	就労的活動支援を知ってもらう取組み、啓発活動	23	21.9
4	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	77	73.3
5	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	20	19.0
6	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	62	59.0
7	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	65	61.9
8	用菜園の作物を販売できる場・仕組みをつくりつするよ うな農福連携などの取組み	8	7.6
9	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や 子どもたちに伝えていくような活動の支援	17	16.2
10	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習 の支援をするような場・仕組みづくり	25	23.8
11	その他	5	4.8
	無回答	0	0.0
	非該当	734	
	全体	105	100.0



累計 (n)	累計 (%)
403	383.8

●その他 (内容)

- ・ 県委託事業高齢者新規就職支援事業就職コーディネーターへの取り次ぎ
- ・ 就労的活動支援については「ながさき生涯現役応援センター」が実施している。
- ・ シルバー人材センターやはつらつワーク (アクティブシニア就労支援) との連携
- ・ 地域の支え合い活動推進における高齢者の生活上のニーズ把握及び支え合い活動創出に向けた支援、普及啓発。
- ・ 協議体で、高齢者が就労 (活動) できることはないか検討している

下の表は、就労的活動支援 Co と、生活支援 Co の就労的活動支援の傾向を比較するため、問 8 と問 11 - 1 の結果をひとつにまとめたものである。ちなみに、回答選択肢の 3 と 4 は、生活支援 Co の活動への質問には存在していない。(ブランク表示)

就労的活動支援 Co は、平均 5 種類強 (520%) の活動に従事しており、ある意味就労的活動支援の専門職であるからとも言えるが、他に多くの業務を抱えている生活支援 Co でも、平均 3.8 種類 (383%) の就労的活動支援業務に従事している。下表に、相対的に高い数値を示している部分に楕円で印をつけているが、活動傾向の違いが見て取れる。

就労的活動支援 Co では、「地域における就労的活動・活動の場の把握」(82.8%)、「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」(72.4%)、「地域高齢者の就労的活動ニーズの把握」(69.0%)などで、まだ配置から間もないこともあり、地域と高齢者ニーズ把握、PR が中心となっていると考えられる。

一方、生活支援 Co が行っている支援としては、「ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成」(73.3%)、「高齢者の参加が多い地域活動の支援」(61.9%)をはじめとして、地域の活動に密接に結びついた就労的活動支援が高めになっており、普段からの地域との関わりを伺わせるものになっている。

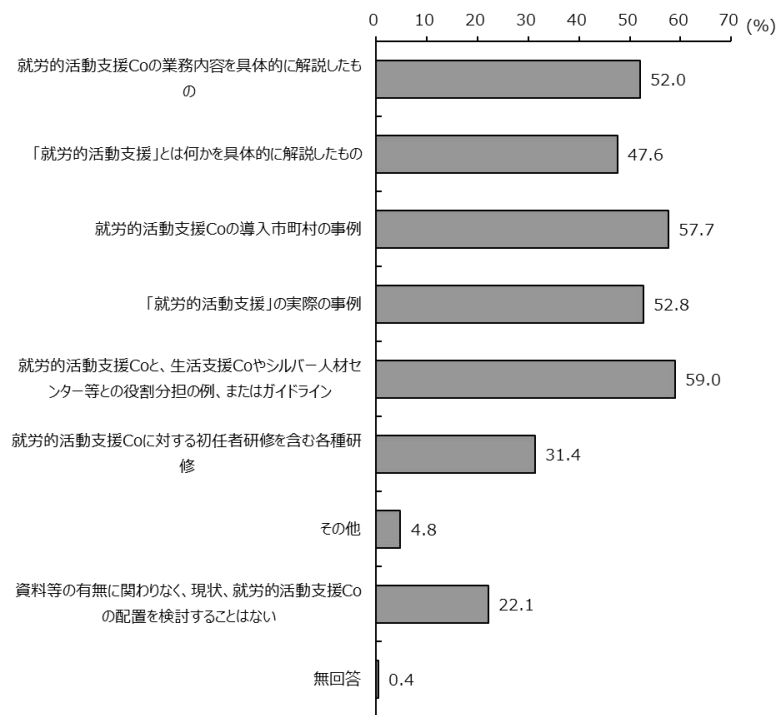
●就労的活動支援の違い（就労的活動支援 Co と生活支援 Co）

No.	カテゴリー名	就労的Co	生活支援Co
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	69.0	39.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	82.8	57.1
3	協議体への参加	48.3	
4	生活支援Coとの同行や、協働活動	55.2	
5	就労的活動支援や、就労的活動Coを知ってもらう取組み	51.7	21.9
6	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	41.4	73.3
7	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	44.8	19.0
8	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	72.4	59.0
9	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	20.7	61.9
10	遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用、自家用菜園の作物を販売できる仕組みのような農福連携などの取組み	13.8	7.6
11	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援	3.4	16.2
12	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり	10.3	23.8
13	その他	6.9	4.8
	全体	100.0	100.0
		累計 (%)	累計 (%)
		520.7	383.8

問 12. どのような支援、資料があれば、就労的活動支援 Co の配置を検討できますか。...(M A)

「労的活動支援 Co と、生活支援 Co やシルバー人材センター等との役割分担の例、またはガイドライン」が 59.0% で最も高く、「就労的活動支援 Co の導入市町村の事例」(57.7%)、「就労的活動支援」の実際の事例」(52.8%)、「就労的活動支援 Co の業務内容を具体的に解説したもの」(52.0%)、「就労的活動支援」とは何かを具体的に解説したもの」(47.6%)と、事例の要望が優位にあるが、大きな差がなく、続いている。

「資料等の有無に関わりなく、現状、就労的活動支援 Co の配置を検討することはない」も 2 割強 (22.1%) 存在している。



No	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援Coの業務内容を具体的に解説したもの	403	52.0
2	「就労的活動支援」とは何かを具体的に解説したもの	369	47.6
3	就労的活動支援Coの導入市町村の事例	447	57.7
4	「就労的活動支援」の実際の事例	409	52.8
5	就労的活動支援Coと、生活支援Coやシルバー人材センター等との役割分担の例、またはガイドライン	457	59.0
6	就労的活動支援Coに対する初任者研修を含む各種研修	243	31.4
7	その他	37	4.8
8	資料等の有無に関わりなく、現状、就労的活動支援Coの配置を検討することはない	171	22.1
	無回答	3	0.4
	非該当	64	
	全体	775	100.0

累計 (n)	累計 (%)
2539	327.6

●「その他」内容

- ・ 必須事業化
- ・ 就労支援のニーズある場合 (複数)
- ・ 人材、マンパワー、委託先の確保 (複数)
- ・ 職員不足が解消できれば、検討可能
- ・ 配置に係る予算の交付金への上乗せ、財源措置、財政的支援、人件費補助 (複数)
- ・ 人件費に対する 100%補助
- ・ 行政職員や生活支援体制整備事業担当者及び実務者向け説明会
- ・ 労働関係部局等との連携した体系の構築
- ・ 生活支援体制整備が進んでいないので、就労的活動 Co までできない

ほか

第3章

実践事例ヒアリング等調査結果と考察

今回調査において、実践事例ヒアリング対象となった8事例（岡山市を2つと捉えたと9事例）のヒアリング概要を一覧として、下にまとめた。事例の順番は、事業成果品であるガイドブック（以下：本章ではGBと表記）の掲載順に合わせている。

（ヒアリング事例詳細は、GB事例記事を参照：巻末資料にGB原稿添付）

表には、各活動事例におけるコーディネーター役（と、その受託先）も記しているが、秋田県藤里町から北海道旭川市までの5事例が、就労的活動支援コーディネーターが関わっており、それ以外の4事例では、SCを含むさまざまな支援者がその役割を担っている。

なお、旭川市の事例は、就労的活動そのものではなく、就労的活動支援Coという制度も活用しての包括的支援体制構築の事例であり、他の事例とは異なることに注意を要する。

都道府県	市区町村	活動名	コーディネーター （委託先）	活動概要
秋田県	藤里町	プラチナバンク	就労的活動支援Co （社協）	全世代、全町民対象会員制人材バンク 一般就労、有償無償ボラ、地域活動全てをマッチング
新潟県	三条市	セカンドライフ応援ステーション	就労的活動支援Co （シルバー人材C）	シニアの社会参加総合相談窓口 有償ボラ「ハッピーボランティア」マッチング
東京都	北区	生きがい活動センター「きりりあ北」	就労的活動支援Co （社会福祉法人）	シニアの社会参加総合窓口 一般就労、有償無償ボラマッチング、就労支援ほか
兵庫県	尼崎市	はたらくらボ	就労的活動支援Co （社福、ワークスコープ）	高齢者が内職作業等を行なえる拠点運営 この「生きがい就労」地域展開への取り組み
北海道	旭川市	地域まるごと支援員	SC、就労的Co含む （社協）	包括支援体制構築の取り組み SC、就労的活動Co、重層的支援体制整備活用
福島県	檜葉町	農福連携の取り組み	地域包括・SC（社協）、 町産業振興課	地域包括、産業振興課（農業担当）が軸となり、 福祉分野を跨いだ農福連携の取り組み
岡山県	岡山市	「高齢者活躍推進事業」 “ハタラク”	市医療政策推進課、 デイサービスモデル事業所	デイサービス利用者に、就労的な社会参加活動を 介護サービスとして提供。謝金等による収入も
		「生涯活躍就労支援事業」	社協、民間就労支援機関 日本ファンドレイジング協会	シニアの社会参加総合相談窓口・民間就労支援 機関と協働。一般就労支援、定着支援
高知県	佐川町	NPO法人「とかの元気村」	あったかふれあいCo、 集落支援員 （どちらも、RMOメンバー）	RMO（地域運営組織）による地域活動＝ 就労的活動支援の展開

※SC＝生活支援コーディネーター

1. 実践事例ヒアリングからの確認と考察

今回、研究委員会において選出された実践事例は、何らかの就労的活動を支援する特定の事業に従事するものが多かった。おそらく、多くの生活支援コーディネーターが行っている就労的活動支援は、前章の市町村アンケート調査でも示されているように、地域の課題に対して、就労的な活動で対応をする際の支援、ケース対応型、受動型といった場合が多いものと推測される。これに対し今回の事例は、既に活動を展開する事業は最初から設定されている（就労相談＋就労支援や、有償ボランティアマッチングの仕組み構築・運営など）ものが多かった。特に就労的活動支援コーディネーターを配置した市町村で、その傾向が強い。全国でコーディネーターを3.5%の市町村しか配置していない（前章調査結果参照）なかで、周囲に先駆けて取り組んでいる市町村は、それだけ意欲的で、一般的な自治体に比べると取り組み方向性も明確である可能性が高いとも考えられる。そのことを前提としながら、ヒアリング事例から4点、確認できたポイントと考察を述べてみたい。

① 就労的活動支援を行うコーディネーターの多様さ

生活支援体制整備事業の市町村担当者の中には、言葉の新しさもあって、就労的活動支援というものが何か特別な支援であるかのように感じている者も少なくないが、前頁事例一覧表でも示したように活動支援を行っているコーディネーター役は、福祉分野以外も含め、さまざまなプレイヤーが含まれている。

就労的活動支援コーディネーター以外には、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、(生活支援コーディネーターでも、地域包括でもない)社会福祉協議会、集落支援員、あったかふれあいセンター（高知県県単事業）コーディネーター、自治体の産業振興課（農業担当）・医療政策推進課、民間就労支援機関、デイサービス事業所等、就労支援とは普段関係のない機関・団体も少なくない。ここからも、就労的活動支援に、就労支援経験が必須ではないことが理解できる。ただし、岡山市の「生涯活躍就労支援事業」などのように、広範な分野での一般就労を軸においた事業の場合、コーディネーター役に就労支援経験が考慮されるのは必然と言えるだろう。

また、この就労的活動支援を行っているプレイヤーの多様さは、そのまま就労的活動支援における高齢福祉分野に限らない連携の可能性の広がりを示すものと言えることができる。就労的活動支援における分野を超えた協働は、地域共生社会の実現を目指す上で、重要なポイントとして委員会でも繰り返し指摘されていた。

② コーディネーターの「聴く力」の重要性

対象事例の多くで、コーディネーターが「聴く力」を大切なこととして挙げている。

東京都北区の担当者が、「高齢者には過去の実績もプライドもある」と発言しているが、各事例のコーディネーターは、そのことを踏まえながら、丁寧に相手の要望、状況を把握し、見合った社会参加活動や団体にマッチングを行っている。通常の就労マッチングのように、求人条件をクリアできる人材を探すのではなく、高齢者のさまざまな条件に合うような就労的活動を見つける、または求人元に対し求人条件を調整する、という配慮が就労的活動支援を行うコーディネーターに求められている点であり、通常の職業紹介とは最も異なる点とも言えるだろう。

③ 「プチ就労」を志向

ヒアリングの過程において、目指している高齢者社会参加の形が「プチ就労」という言葉が、3ヵ所の事例で聞かれた。これは、現役世代の生業＝「フルタイム」就労に対して、パートタイム就労の中でも、高齢者向けに比較的短い時間を想定しているものと捉えられる。身体の負荷を最低限にしながら、生きがい・やりがいとしての就労を目指したものと言ってよい。同様に三条市の有償ボランティアでも、「2時間程度」という時間の目安があるのも、同じ意図であろう。この視点は、一般就労に限定されるものではなく、ボランティアを含めた高齢者の社会参加を支援する場合には、共有すべき留意点と考えられる。

一方で、尼崎市の事例では、「(福祉工場に通ってくる) 高齢者の皆さんは、フルに働きたがる人が多いんですね」と苦笑まじりに担当者が話していた例もあるが、内職作業のような個人の出来高制での報酬の場合、高齢者本人のペースで仕事を進められること、多少作業が遅れる程度では他の人に迷惑をかけることが少ないことが、責任感のある高齢者の心理的な負担を軽くしているとも考えられる。岡山市でのデイサービス利用者を対象とした「高齢者活躍推進事業」でも、活動のひとつとして出来高制の内職作業が含まれていた。この点については、検証を経ていない現状で確たることは言えないため、一つの可能性としての指摘に留めておきたい。

④ 総合相談を行う場合の一般就労

本研究における訪問や電話でのヒアリングで、市町村担当者と幾度となく話題に上がったのは、2022年に改正された「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」である。この中の就労的活動支援コーディネーターの役割等の部分で、『※就労的活動は、有償又は無償のボランティアとしての活用を想定したものであり、賃金が支払われる労働は含まない』と新たに言及されたことが、既に就労的活動支援コーディネーターを配置していた市町村の一部に波紋を引き起こしていた。2020年の地域支援事業実施要綱において、就労的活動支援コーディネーター設置が認められた時点ではこの言及はなく、1年半経って初めて出てきたのであるから、現場が混乱するのも無理のない話と言える。この点について少し触れておきたい。

もともと、就労的活動支援コーディネーター導入の基になる議論の場として、社会保障審議会の介護保険部会や、厚生労働省老健局の一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会などがあった。両者の議事録を見れば、その経緯はある程度理解することができ、2019年12月にこれらのとりまとめが前後して出るなかで、役割がある形での社会参加の重要性と、就労的活動の普及促進などの文言が見られることになる(下線は筆者)。なお、2019年7月の全国知事会からの提言においても、「高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのためのマッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保」が謳われているが、この段階では、『就労的活動』という表現は出てこない。

この議論の経過等から考えれば(また、知事会の提言が就労的活動支援コーディネーターの導入動機のひとつになったと考えれば)、議論のとりまとめとしてでてきた「就労的活動」の中には、本来、一般就労(賃金が支払われる就労)が含まれていると考える方が自然である。高齢者の介護予防、活躍の場として捉えるのならば、むしろ一般就労だけを外す方が不自然と言える。そこから推測するに、ガイドラインで追加された文言は、労働関連法規や既に存在している就労支援機関に配慮してのものと考えられる。

ガイドラインにおける文言の追加の問題はひとまず置くとして、今回のヒアリング事例の中でも、高齢者のセカンドライフの総合相談窓口を設置した事例は、三条市、東京都北区、岡山市「生涯活躍就労支援事業」の(全事例9件中)3件にも上る。市町村アンケート調査でも「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」を実施している市町村は多い(就労的Coで、72.4%、生活支援Co等で59.0%)ことが判っている。東京都北区の事例では、収入の確保と活動の継続性の観点から一般就労を最重視している。岡山市でも高齢者本人の就労意向も含めて同様な扱いをしており、もともと社協だけでは、一般就労希望への対応が不十分と判断したため、民間就労支援機関も含めてのコンソーシアムとなった経緯がある。三条市では有償ボランティア中心の展開をしてきたが、現在のコーディネーターの課題として、一般就労希望への対応が挙げられている。これらの事例からも、高齢者のセカンドライフの相談対応を真摯に考えれば、一般就労を外して考えるのは無理があると言えるだろう。

では、現場でガイドラインとどう整合していくかという問題が出てくる。ガイドラインが基本的に「技術的助言」の位置付けとはいえ、現場担当者から見れば、整合していた方が、さまざまな点で安心できることは確かであろう。先行事例から考えたとき、方法としては大きく2つ考えられる。ひとつには、東京都北区や三条市の事例のように、無料職業紹介を取得しておくことである。これで、一般就労のマッチングまで業務的に無理なく展開が可能となる。もちろん、求人情報の獲得や就労支援のノウハウ等の取得はまた別な話となる。就労的活動支援コーディネーターの業務と、無料職業紹介事業の業務を並行で行なう形となるだろう。もうひとつが、インテークに特

化する形式である。高齢者からのセカンドライフについて丁寧に相談対応し、相手の希望、能力、状況等により、望ましい社会参加活動を話し合っていく。それが一般就労であればハローワークへ、場合によってはシルバー人材センターへ、ボランティアであれば、ボランティアセンターや必要とされている団体など適当な機関へ繋いでいく。この形の場合、つなぐ可能性のある関連機関には、事前に話を通して協働体制を構築しておくこと、つなぐときは、ただ連絡先を紹介するような乱暴なつなぎ方をしないこと、などがポイントとなるだろう。本研究では個別に取り上げていないが、この方法をとっている就労的活動支援コーディネーターの例は、青森県中泊町を含め、全国に数か所存在する。岡山市の「生涯活躍就労支援事業」は、事業全体の中にこの形を内包したものである。岡山市を参考に、民間就労支援機関に、一般就労支援部分を委託するということも、あり得るべき選択肢である。その場合は、岡山市も配慮しているように、通常の就労支援とは異なる「高齢者の」就労支援であるということを前提にした体制づくり、契約が交わされるべきであろう。

2. コーディネーター配置市町村・電話ヒアリング調査

当初の事業計画にはなかったが、研究委員長及び認知症施策・地域介護推進課担当者との相談のうえ、WEB上の情報から就労的活動支援コーディネーターを配置していると推測される市町村に対し、簡易な電話ヒアリング調査を実施した。

調査は、市町村アンケートとは別に、現状のコーディネーター配置市町村の実態の一端を研究委員会への参考資料として提供するために行った。任意の協力を前提とするアンケート調査のみでは、導入市町村がかなり少ないと想定されている就労的活動支援コーディネーターの活動実態が掴めない可能性を危惧したためでもある。アポなしでの電話ヒアリングのため、先方担当者も書類等の確認をせず、記憶などにより回答しているため、あくまで参考の位置付けに留めている。ヒアリングは、事務局担当者が実施し、9月8日～11月末までに20市町村へ実施した。この中には、実際には配置していなかった市町村（計画のみ、検討中）も、4市町村含まれている。

なお、この電話ヒアリングも含めて、市町村アンケート調査には未回答であるが、就労的活動支援コーディネーターを配置している市町村を11確認している。（市町村アンケート調査と併せて、事務局が把握している就労的活動支援コーディネーター配置市町村は、合計40となる）

回答の信頼性の問題もあるため、数的・金額的なものが絡まない部分で、電話ヒアリング調査から把握された点を以下に記す。市町村アンケート調査や実践事例ヒアリング調査の結果と重複する部分については、割愛した。

○就労的活動支援 Co は、生活支援 Co の業務の一部と捉え、現状の生活支援 Co に兼任させ、特に予算措置も行っていない市町村もある。(肩書だけ増えている)

○高齢者等を担い手とした生活支援ボランティアの体制構築や、ボランティア版介護助手の仕組みづくりに取り組んでいる市町村が多い。

○生活支援 Co と兼務しながら、地域ニーズを探っている段階のコーディネーターも少なくない。就労的活動支援 Co として手探りで何をなすべきか、悩みながら活動している印象。

●コーディネーター配置市町村の傾向

【 生活・地域支援志向 】

- 地域の問題意識や、有志の想いに対応
- 生活支援コーディネーター、CSW等と兼任
- ケース対応型



【 特定事業志向 】

- 特定事業の推進、運営を目的に配置
 - 専任
(取組みの多い事業)
 - ・ 就労、社会参加活動総合相談窓口づくり
 - ・ 生活支援Vo等の仕組みづくり
 - ・ 介護助手Vo版の仕組みづくり
- 等々

3. 就労的活動支援コーディネーター配置市町村の傾向

電話ヒアリング及び実践事例訪問ヒアリング調査等から、就労的活動支援コーディネーターを配置している市町村の傾向を考察すると、「生活・地域支援志向型」と「特定事業志向型」の2つの方向性で大別することができる。

「生活・地域支援志向型」は、言ってみれば生活支援コーディネーターの延長線上で、地域や有志（ボランティアグループなど）から出てきた問題意識に対し、例えば生活支援や見守り活動、配食や移動支援などの就労的活動にあたるものを提案・支援を行っていく、というものである。生活支援コーディネーターやCSW（コミュニティソーシャルワーカー）などと兼任していることも多く、普段の活動としては、生活支援コーディネーターの通常業務のように、地域や福祉ネットワークを回訪しながら、就労的活動のPRやある程度の高齢者の就労的活動の相談対応などを行い、具体的なニーズがで

てきたときに、集中的に支援を行うというイメージである。受動的、ケース対応的とも言うことができる。GB 紹介事例では、旭川市のような形が挙げられる。

もうひとつは、「特定事業志向型」で、コーディネーターの行うべき事業が最初から絞り込まれているものになる。GB 掲載事例ではこのタイプが多く、藤里町「プラチナバンク」、三条市「セカンドライフ応援ステーション」、東京都北区「きらりあ北」、尼崎市「はたらくラボ」などは、これに該当する。だいたい、専任（専従）として配置されることが多く、取組み例の多い活動として、①就労・社会参加総合相談窓口、②生活支援ボランティアの仕組みづくり又は強化、③ボランティア版介護助手の仕組みづくり（GB 掲載事例にはない）などが挙げられる。このタイプは、大きな事業だと就労的活動支援 Co の予算だけでは賄いきれず、別の予算と組み合わせる例も見られる。また、もともと就労的活動支援 Co の導入を前提とせずに（就労的活動支援に該当する）事業を企画・検討し、事後的に活用できるということで就労的活動支援 Co の導入を決めたケースも、この類型に多い。

もちろん、これらの中に位置するような例も見受けられるが、俯瞰してみると、現状は、このような2つの傾向に収斂されるように思われる。

第4章

本研究事業における論点と ガイドブックへの反映

今回研究事業における主要な目的は、支援者（主として自治体担当者）向けガイドブックの作成であるが、本事業の実施過程における調査、委員会等での意見交換において示された論点と考察が、どのような形でガイドブックに反映されたかについてふれてみたい。

1. ガイドブックの目次

ガイドブックの構成は、ある意味、委員会での議論の集大成を自治体担当者に理解してもらうために端的に表したものであると言える。そこで、本事業で作成したガイドブックの目次を以下に示す。

はじめに

第1部 総論

第1章 就労的活動支援と就労的活動支援コーディネーターの役割

1. 就労的活動支援とは何か
2. 就労的活動支援コーディネーターの役割
3. 就労的支援に関わる各機関との違い
4. 関連支援機関・部署との連携

第2章 就労的活動支援コーディネーターの現状と可能性

1. 「就労的活動支援」と「就労的活動支援コーディネーター」の現在地
2. 就労的活動支援 Co の導入理由
3. 就労的活動支援 Co と生活支援 Co が行う就労的活動支援の比較
4. 就労的活動支援 Co の配置が進まない理由
5. 就労的活動支援 Co 配置市町村の概況

第2部 事例

- ・事例の配列と読み方
- ・事例 1 ～ 8
- ・事例総括
- ・参考
- ・参考資料

ガイドブック（以下 GB と表記）は、2 部構成とし、1 部では、就労的活動支援、及び就労的活動支援コーディネーター（以下、就労的 Co と表記）について、自治体担当者の疑問に答え、理解をすすめることを念頭に置いた。いうまでもなく、本研究事業で実施した就労的活動に関する市町村アンケート調査結果と委員会における行政委員等の所感なども参考にした議論を踏まえたものである。現状、厚生労働省から提示されている実施要綱やガイドライン、資料のみでは、各自治体担当者の理解は進んでいないと考えられたため、特に 1 章を中心に、基本的な事柄の理解促進を中心に記述した。2 章では、上述した市町村アンケート調査の結果を抽出・紹介する形で、現段階での全国の就労的活動の取り組み状況と就労的活動支援コーディネーターの配置状況を概括した。

第 2 部では、就労的活動支援の事例を、読みやすいよう記事体の形で掲載した。アンケート調査でも、事例紹介を望む声が多かったことから、事例記事の充実を図り、1 事例につき、4 頁程度を割いて説明を加えている。岡山市を 2 事例とカウントすると合計で 9 事例紹介しており、そのうち就労的 Co が存在する事例が 5 事例、他の支援者がコーディネートを行っている事例が 4 事例となっている。委員会の中でも指摘されたことであるが、就労的活動支援は、就労的 Co のみが行うものではなく、生活支援 Co を含め他の支援職等が行うことも少なくないことから、このような事例構成となっている。また、事例に関心を持った市町村担当者が、詳細を問合せ可能なように、事例の担当部署・団体の連絡先も掲載した。事業担当者は早期に異動で変わることもあることから、連絡先とともに掲載することは控え、事例記事中でそれとわかるように登場いただいている。各事例の末尾に、研究委員長がショートコメントを加え、事例のポイント・良い点をアピール。事例総括では、事業予算の関係もあり、今回紹介事例数がやや少なかったところから、先行研究でもある昨年度老健事業で作成したガイドブック（就労的活動掲載事例数 19）を、参考までに紹介している。最後に、市町村アンケート調査に協力いただいた担当者へのフィードバックの意味を兼ねて、参考資料として、市町村アンケートの全結果数表を掲載した。

2. 各章の内容と論点

ここから各章ごとの意図の詳細と背景となる委員会での論点や考察に簡単にふれてみたい。まず GB に関連することとして、市町村アンケートでの就労的活動と就労的活動支援コーディネーター配置についての課題は概略的に以下のようなものであった。

(カッコ内は、アンケートでの該当市町村の割合)

- 「就労的活動」という言葉自体が把握されていない（6割以上の市町村）
- 「就労的活動」に取り組んでいる市町村が少ない（2割強）
⇒ただし、「就労的活動」が理解されていないため、知らずに取り組んでいる市町村もあるものと考えられる。
- 就労的活動支援が、シルバー人材等の他の就労支援機関業務と重複しそうで、取組みにくい（4割）
- 就労的 Co を配置していない理由は、必置ではないから検討したことがない（5割強）、を除くと、「職務内容がよくわからない」と「担える人材・団体が見当たらない」（どちらも3割強）
- 就労的 Co を導入する検討資料として欲しいものは、「Co と生活支援 Co やシルバー人材等との役割分担」の例・明示や、「Co 導入市町村の事例」、「就労的活動支援の事例」、「Co 業務の具体的な解説」（6割～5割）

1) 第1部 第1章 就労的活動支援と就労的活動支援コーディネーターの役割

前述したように第1部、特に第1章は、アンケート調査等で示された自治体担当者の疑問に答えるとともに、基本的な理解を促すことを目的としているが、第1章冒頭ではそもそもの「就労的活動支援とは何か」について解説している。これも自治体担当者が、「就労的活動」という言葉自体が把握されていないという現実に対応したものである。ここでは、就労的活動支援に取り組む自治体が少ないことから、支援に取り組む意味も提示するとともに、厚生労働省の資料等を示しながら、就労的 Co が導入されることになった経緯についても簡単に触れている。また、就労的 Co はもちろん、就労的活動支援にあたる生活支援 Co や他の専門職にも理解できるよう、支援にあたっての視点を、コーディネーションの役割の解説という形で示している。

さらに、多くの自治体で、就労的活動支援や就労的 Co について、シルバー人材センター等との業務の重複を慮る声が多かったことに対し、シルバー人材センターやハ

ローワークとの違いについても、各々が支援対象としている就労種別の中心が異なる点を、模式的に表した図とともに示しながら、特にシルバー人材センターとの業務が（完全に）重なっているわけではない点を強調している。1章の最後には、このような業務が隣接する支援機関も含めた、さまざまな機関・団体との就労的活動支援における連携の可能性を、掲載した事例も適宜引用紹介しながら、提示している。

2) 第1部 第2章 就労的活動支援コーディネーターの現状と可能性

第2章では、本研究で行った市町村アンケート調査「就労的活動支援に関する調査」の調査結果を抜粋する形で、現在の市町村現場における就労的活動支援と、就労的 Co の取り組み状況を紹介している。

内容的には、「就労的活動」自体の理解度、「就労的活動支援」の取り組み状況・就労的活動支援 Co の配置の有無、就労的 Co 配置市町村での配置や委託等の状況、コーディネーター導入理由、就労的活動支援 Co と生活支援 Co の行う就労的活動支援の比較、就労的活動支援 Co を配置していない理由など。コーディネーターを配置している 29 市町村の配置状況は、他自治体の参考に供するため、匿名のうえ一覧表の形で掲載した。この際、固有名詞での回答を普通名詞化して掲載している。

最後に、電話ヒアリングや実践事例訪問ヒアリング等で見えてきた、就労的活動支援コーディネーターの配置の傾向についても解説し、イメージしやすいよう、GBに掲載している事例に引き付けて説明を加えている。これらは、就労的活動支援 Co 未配置市町村が、少しでも配置を検討する際の参考となるように配慮を行った。

4) 第2部 (就労的活動支援) 事例

ヒアリングを行ってきた 9 の実践事例を、最初に就労的活動支援 Co の関連事例 5 事例、その後他 4 事例を紹介している。厚生労働省の資料でも紹介されている藤里町を先頭にし、他の事例とは異なり支援活動ではなく体制構築の事例である旭川市を関連 5 事例の最後に置いた。先にも触れたが、市町村アンケートでも事例紹介を望む声が多かったため、各事例に 4 頁程度の分量を割り記述した。

また、読み手の関心に合わせた検索に役立てるため、①就労的 Co、②総合就労相談、③一般就労、④有償 Vo、⑤地域活動、⑥地域共生社会の 6 つのアイコンを各事例に附した。これらは委員会の討議での、委員の提案に依っている。

末尾の参考資料には、アンケート調査にご協力いただいた市町村担当者へのフィードバックの意味を兼ねて、市町村アンケート調査の全結果数表を掲載した。

■■■■■ 参 考 資 料 ■■■■■

- ガイドブック（『ハタラク』で輝く-誰もが活躍する地域づくり-）原稿
- 市町村アンケート（就労的活動支援に関する調査）調査票
- 都道府県アンケート（地域医療介護総合確保基金調査）調査票
- 都道府県アンケート（地域医療介護総合確保基金調査）調査結果
- 実践事例ヒアリングシート

「ハタラク」で輝く

—誰もが活躍する地域づくり—

就労的活動支援
コーディネーター
の活用と可能性



令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
『就労的活動支援コーディネーター等の
活用に関する調査研究』

はじめに

いくつになってもやることや役割によって社会とつながり、世代を超えて誰もが活躍できる社会は、地域みんなが輝く地域共生社会といえるでしょう。そうした「就労的活動」の支援を担う「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」が、介護保険の法改正により2021年度より配置できることになりました。これは、2015年度から始まった新しい地域支援事業の中の、生活支援体制整備事業の一環です。

たとえば、家庭菜園で自家用野菜の栽培を楽しむ人々に、「そんなにたくさんつくってどうされるんですか」と尋ねると、家族や友人、ご近所におすそ分けすることで、相手が喜んでくれる顔を見るのがうれしいと言われます。そして、そのおすそ分けが、友人やご近所とのつながりを深め、日常にお互いを気かけ、ちょっと困ったときに支え合う関係になっているのです。「ハタラク」こととは、経済活動に直結することばかりではなく、人と人のつながりを育む社会参加の機能を有し、本人自身の生きがいや役割、健康づくりや介護・認知症予防などにも、大いに貢献するものです。

近年は、人材不足により維持することが難しくなってきた地域の産業の守り手としても、高齢者の皆さんに期待が寄せられています。また、ひきこもりの青壮年が、高齢者とふれあいながらの作業を通じて相互に元気をもらい、その後一般就労に結びついたことも。そうした取り組みが、人口減少する過疎地域の活性化につながっているという自治体もあります。

誰もが地域社会の中でつながり、高齢になっても輝ける循環型社会を目指す就労的活動支援の取り組みは、今後大きなうねりとなって、広がっていくものと考えられます。

本書は、就労的活動支援に携わる地域運営組織のほか、自治体や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の担当者や研究者とで構成した調査研究委員会において、実態調査や実践事例のヒアリングを通じて分析や議論を交わし、ガイドブックとしてわかりやすくまとめたものです。2部構成で、第1部の総論では、就労的活動とは何かを明らかにするとともに、就労的活動支援コーディネーターの役割を整理しています。また第2部では、全国で取り組まれている多様な就労的活動支援の実践事例を紹介するとともに、まとめとしてその総括も掲載しています。

就労的支援活動コーディネーターの配置は、全国的に見ても必ずしも多くはありませんが、生活支援コーディネーターやシルバー人材センターのスタッフ、地域おこし協力隊や集落支援員等既存の多種多様な専門職が、就労的活動の支援を担っています。本書が、介護保険における地域支援事業担当のほか、地域福祉やまちづくり、農業など産業振興等の関連の部局、社会福祉協議会等関連する担当者の皆さんの連携や協働のきっかけとなれば幸いです。

全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
池田昌弘

目次

第1部 総論

第1章 就労的活動支援と

就労的活動支援コーディネーターの役割 4

1. 就労的活動支援とは何か 4
2. 就労的活動支援コーディネーターの役割 7
3. 就労的活動支援に関わる各機関との違い 10
4. 関連支援機関・部署との連携 12

第2章 就労的活動支援コーディネーターの

現状と可能性 14

1. 「就労的活動支援」と「就労的活動支援コーディネーター」の現在地 15
2. 就労的活動支援 Co の導入理由 16
3. 就労的活動支援 Co と生活支援 Co が行う就労的活動支援の比較 17
4. 就労的活動支援 Co の配置が進まない理由 18
5. 就労的活動支援コーディネーター配置市町村の概況 19

第2部 事例

事例の配列と読み方	22
事例 1 生涯現役!「プラチナバンク」で活躍支援 秋田県藤里町社会福祉協議会	24
事例 2 登録制の有償ボランティアで、社会参加を支援 新潟県三条市「セカンドライフ応援ステーション」	28
事例 3 高齢者の社会参加から一般就労までをサポート 東京都北区「きらりあ北」	32
事例 4 高齢者だけでなく生活困窮者等の就労支援も働きたいを支援する 兵庫県尼崎市「はらたくラボ」	36
事例 5 包括的支援体制で取り組む『地域まるごと支援員』 北海道旭川市 地域まるごと支援員	40
事例 6 「参加支援」と「地域づくり」を目的に農福連携に取り組む 福島県檜葉町	44
事例 7 1. 介護事業所の利用者の就労・社会参加にチャレンジ 岡山県岡山市 高齢者活躍推進事業「ハタラク」 2. 民間就労支援機関と連携し、就労意向のあるシニアの社会参加を支援 岡山県岡山市 生涯活躍就労支援事業「シニア専門の就労相談」	48 51
事例 8 「居場所と役割」で地域づくりの好循環 高知県佐川町斗賀野地区 NPO法人とかの元気村	54
事例総括	58
参考	59
参考資料	60



就労的活動支援と 就労的活動支援コーディネーター の役割

●東北公益文科大学 大学院教授
武田真理子

世界で最も速いスピードで少子高齢化が進み、最も長生きができる日本社会では、高齢期の健康長寿をどのように実現するかが大切な課題になっています。そのような背景から、2020（令和2）年の介護保険制度・地域支援事業の改正により、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を市町村に配置できるようになりました。本章では、そもそも就労的活動支援とは何か、そして就労的活動支援コーディネーターに求められる役割とは何かということについて解説します。

1. 就労的活動支援とは何か

（1）今、日本社会において就労的活動支援が 求められる2つの背景

なぜ、いま日本社会において就労的活動支援が求められるのでしょうか？ その背景は大きく2点に整理できます。1点目は長寿化に伴う高齢期の健康長寿と社会参加の実現という背景、2点目は少子高齢化と人口減少社会に伴う地域社会の課題の増加とそれらを解決する担い手の不足という背景です。

厚生労働省によると、2021（令和3）年の日本の平均寿命は、男性が81.47年、女性が87.57年であり、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2017・平成29年4月）によると、2065（令和47）年には、男性84.95年、女性91.35年（死亡中位仮定）となるが見込まれています。

一方、長寿化に伴い、高齢期にできるだけ心身ともに健康で長く自立生活を送れることを望む人が増

えています。2019（令和元）年時点の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、男性が72.68年、女性が75.38年であり、2010（平成22）年と比べると男性が2.26年、女性が1.76年と、同期間の平均寿命の伸び（男性1.86年、女性1.15年）を上回る勢いで伸びていることがわかります。

一人ひとりが高齢期をどのように過ごせるかということは、その人自身のQOLだけでなく、周囲の人々や地域社会、ひいては日本社会全体にも一層大きな影響を及ぼすようになっていることがわかります。

内閣府が2021（令和3）年度に行った「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」によると、全国の約2,000人の回答者のうち、65歳以上の「現在の収入の伴う仕事」に従事している人の割合は30.1%、65歳以上の「過去1年間に社会活動に参加した」人の割合は51.6%に上り、いずれの回答者も「生きがいを感じる程度」が非該当者よりも高い傾向にあることが明らかになりました。すでに多くの調査研究で分析されているように、健康長寿の実現において「生きがい」は重要な要素であり、生涯にわたる健康づくりを土台としつつ、高齢期においても「生きがい」の源となる就労や多様な社会活動への参加の機会があることが求められているのです。

一方、高齢者が暮らす地域社会の側にも大きな変化が生じています。全国には若年世代の人口流出と出生率の低下によって過疎化に歯止めのかからない地域が数多くあります。そのような地域では、地域経済を担う多様な産業における就業人口の不足、教育・福祉・医療などの公益事業における人材不足、地域コミュニティの運営や環境保全などの地域運営

図1 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」とりまとめ(概要)

(2019年12月13日)

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

＜通いの場などの介護予防の捉え方＞

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

(1) 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

＜連携の必要性が高い事業＞

地域支援事業の他の事業(※)との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス(サービスC)、生活支援体制整備事業

＜現行制度の見直し＞

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

- 総合事業の対象者の弾力化
- ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
- ・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

に係る後継者や担い手の不足が、地域社会の持続可能性を左右する最重要課題となっています。

そのようななかで、女性、障害者、外国人とともに高齢者の活躍への期待が高まっています。総務省「労働力調査」によると、労働力人口に占める65歳以上の割合は、2000(平成12)年の7.3%から、2020(令和2)年の13.3%へと20年間で2倍近くに拡大しており、社会全体における高齢者の位置が大きく変わろうとしています。また、老年医学等の専門家の間では高齢者の定義を75歳以上に見直す提案が行われており、地域共生社会をはじめ、社会福祉、社会保障、その他の分野においても高齢者や高齢期のとらえ方の変化が少しずつ生まれています。

こうしたダイナミックな社会変化の中で就労的活動支援が求められるようになっていきます。

(2) 就労的活動支援コーディネーター配置のねらい

就労的活動支援は、介護保険制度に係る検討会などにおける議論を経て、2019(令和元)年12月に発表された「一般介護予防事業等の推進方策に関する

検討会」とりまとめの中で示されました(図1)。一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策としての「通いの場などの介護予防の捉え方」の中で、「役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化」することが提案されました。また、同年7月の全国知事会において「高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのためのマッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保」という提言が出され(図2)、厚生労働省により、生活支援体制整備事業に新たに就労的活動支援コーディネーターを配置する方針となりました。

就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置については、2020(令和2)年度に改正された「地域支援事業実施要綱」により定められています。図3は、2022(令和4)年6月27日改正の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の該当部分を示しています。「①配置目的」

図2 「就労的活動の普及に向けて」（厚生労働省資料）

- 地域支援事業は、高齢者が**要介護状態等となることを予防**するとともに、**地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援**するもの
- こうした中で、令和2年度の概算要求では、新たに**就労的活動の普及促進策**を創設
- 具体的には、利用者に**就労的活動を提供したいと考える介護事業所やNPO法人等と、これら就労的活動ができる場所とをマッチングする人材配置**などの事業を実施（以下の取組事例等も参考としてつ、詳細は予算編成過程で検討）

秋田県藤里町の事例
(生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート)

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局（社会福祉協議会）に登録。
- 事務局が**町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング**。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことを通じ、生涯現役を希望する全ての人が活躍できる環境づくりを目指している。

【働き方登録票】

分野	登録者	依頼先	活動内容
農業	高齢者	農産物加工	農産物の加工・包装
	中高年	農産物販売	農産物の販売・宣伝
	若年	農産物生産	農産物の生産・収穫
	高齢者	農産物生産	農産物の生産・収穫
観光	高齢者	観光案内	観光客への案内・説明
	中高年	観光案内	観光客への案内・説明
	若年	観光案内	観光客への案内・説明
	高齢者	観光案内	観光客への案内・説明
福祉	高齢者	福祉活動	高齢者の福祉活動
	中高年	福祉活動	高齢者の福祉活動
	若年	福祉活動	高齢者の福祉活動
	高齢者	福祉活動	高齢者の福祉活動

【ふきの皮むき作業】



熊本県水俣市の事例
(一般介護予防事業を活用した食・農・福の連携)

- 65歳以上の人を対象とし、山間部では遊休農地を活用した野菜づくり、市街地ではプランターを活用した花・野菜づくり、温泉地では景観整備の草刈りや間伐で出た材木を使った椎茸栽培など、**一般介護予防事業として地域の特性に応じた様々な活動を実施**。
- 収穫した野菜を使った会食や配食により、地域の交流や高齢者の見守り・食の確保にもつながっている。
- 売上げは、活動経費として活用。

【活動風景①】



【活動風景②】



<参考>「健康立国の実現に向けて」（令和元年7月23日全国知事会）（抄）

【提言③介護予防・フレイル対策】

- 高齢者の社会参加・就労は、介護予防・フレイル対策にも有効であることから、そのための**マッチング機能等を担う人材の確保・育成、活動支援に対する財源の確保**

図3 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（2022年6月27日改正）より抜粋

- (6) 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置
- ① 配置目的
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のほか、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することを目的として、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置することができる。
 - ② 役割等
就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする。
※ 就労的活動は、有償又は無償のボランティアとしての活用を想定したものであり、賃金が支払われる労働は含まない。
 - ③ 配置
配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。
 - ④ 資格・要件
地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。
このように、特定の資格要件は定めるものでないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。
 - ⑤ 費用負担
人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業（包括的支援事業）が活用可能。

のとおり、生活支援コーディネーターに加えて、「役割がある形で高齢者の社会参加等を促進すること」を目的として配置ができることになり、「③配置」と「④資格・要件」のとおり、特に資格要件、1層や2層の区別や人数の定めはなく、地域の実情に応じて市町村ごとに工夫をすることができます。「②役割等」については、本ガイドブックのさまざまな事例を通じて地域ごとの具体的な検討を行っていただきたいと考えますが、後述するとおり、基本的には「高齢者個人の特性や希望に合った活動」と地域における就労的活動の場をコーディネートすることと整理できます。

また、市町村あるいは地域によっては、就労的活動支援は既に生活支援コーディネーターや他の専門職等が取り組んできたことであり、就労的活動支援コーディネーターの業務は特別な新しいものではありません。生活支援コーディネーターの業務は非常に広範囲にわたるため、なかなか手にかけることができなかった「就労的活動支援」の部分強化、あるいは新たに取り組むために、就労的活動支援コーディネーターを新規配置することが有効であると考えられます。16頁で紹介している市町村アンケート調査の結果からも、就労的活動支援コーディネーターを配置した市町村には、そのような意図が認め

られます。

新たに配置された就労的活動支援コーディネーターは、生活支援コーディネーターと協働する関係であり、同じチームとして活動できる体制づくりが重要です。



2. 就労的活動支援 コーディネーターの役割

(1) 就労的活動支援における

コーディネーションの3つの役割

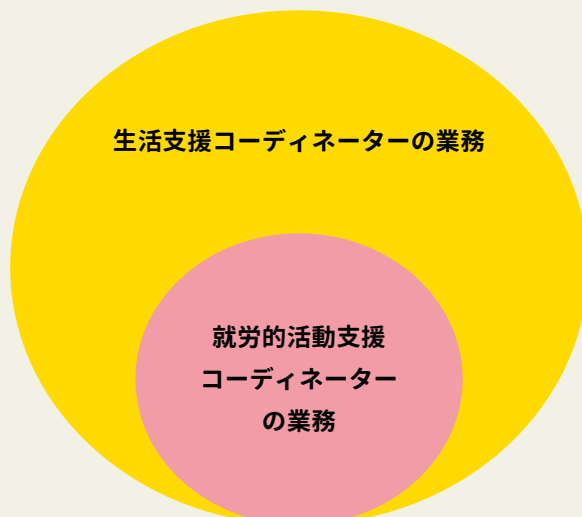
「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において、就労的活動支援コーディネーターの役割に、「高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする」と示されていますが、具体的な役割について考えてみましょう。

そもそも就労的活動支援コーディネーターの役割を理解するために欠かせないのが、コーディネーションの考え方です。コーディネーションとは、『広辞苑 第七版』（2018年、岩波書店）では「①物事を調整してまとめ上げること。②服装や家具などを調和よく組み合わせること」と定義されています。また、『リーダーズ英和辞典 第3版』（2012年、研究社）では「同等（にすること）、対等（の関係）、〈作用・機能の〉調整、協調、〈筋肉運動の〉協調」と訳されています。ボランティアコーディネーションに関する理論と方法を体系化している認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会編『ボランティアコーディネーション力 第2版—市民の社会参加を支えるチカラ ボランティアコーディネーション力検定公式テキスト』（2015年、中央法規出版）では、以上のことをふまえて、「コーディネーションとは、①『調整して全体の調和を生み出す』という働き、②『各々の要素を対等（同格）にする』という働きの2つの意味をもつ」と説明しています。

以上の定義に基づいて整理をすると、就労的活動支援のためのコーディネーションには3つの役割があることがわかります。

1つ目の役割は、「1. 就労的活動支援とは何か」で確認をした「高齢者の社会参加の実現」と「地域

図4 生活支援コーディネーターと就労的活動支援
コーディネーターの関係



社会の課題・担い手不足」という2つの背景を結びつける役割です。つまり、健康長寿を全うしたい、社会へ貢献し続けたいという高齢期にある人々のニーズと、山積する諸課題を少しずつ解決したい、そのためには多様な担い手が必要であるという地域社会のニーズを調整して結びつける役割です。この調整によって、高齢者が暮らす地域社会全体の調和が生み出されることが期待されます。

2つ目の役割は、「高齢者のニーズとシーズ」と「地域社会のニーズとシーズ」を結びつける役割です。図5に示したとおり、高齢者自身のニーズとシーズ（本人がもっている知識、経験、スキル、思いや

ネットワークなど）と、地域社会の諸課題・ニーズとシーズ（人、物、組織、財源等の社会資源）の双方の情報収集と把握を行い、両者を「対等におく」ということです。就労的活動支援のためのコーディネーションにおいて重要なことは、高齢者をサービスや支援の受け手という一方的な位置に固定化するのではなく、「お互いさま」の双方向の関係性を築く視点に基づき、高齢者と多様な地域課題、社会資源のマッチングを行うことにあります。このコーディネーションによって、高齢者の真の社会参加を実現することができるのではないのでしょうか。

3つ目の役割は、「高齢者自身の複合的なニーズ」

図5 高齢者自身のニーズとシーズ、地域社会の諸課題・ニーズとシーズの情報収集と把握を行い、両者を「対等に置く」役割

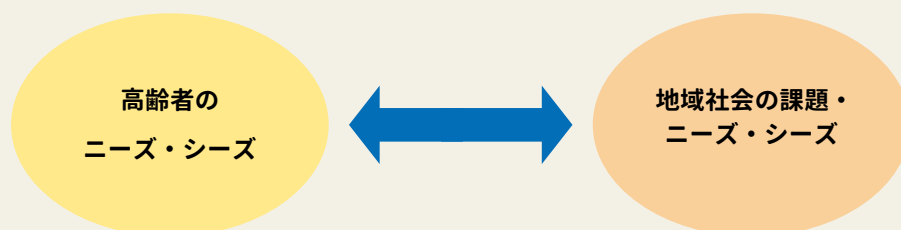
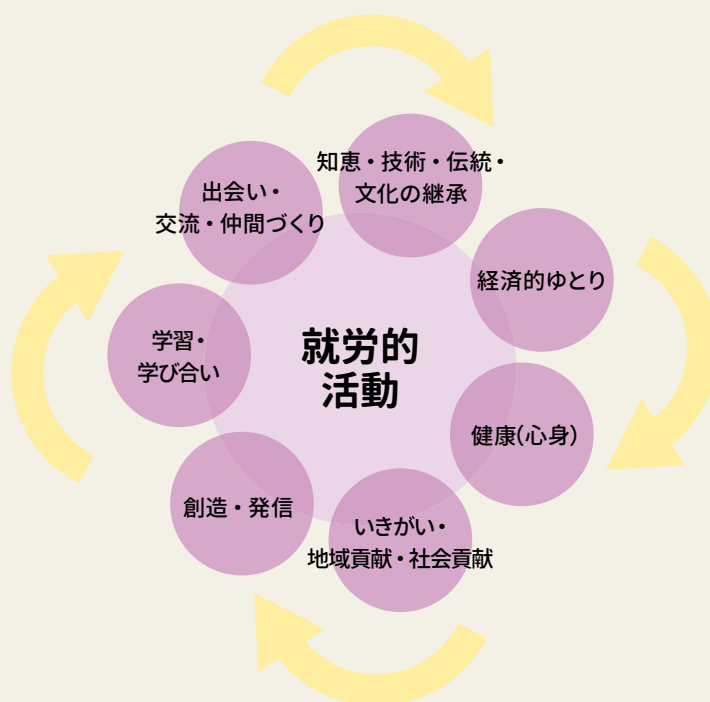


図6 就労的活動支援のためのコーディネーションの視点



就労的活動支援のためのコーディネーションは高齢者一人ひとりの多様なニーズを結びつけ、「就労的活動」を通してQOLを高める役割を果たします

を結びつける役割です。現行の社会福祉をはじめとする高齢者支援制度は、分野別、対象別に定められた法律に則って運用されているため、支援者は一人ひとりの高齢者について、「介護が必要な人」「就労を希望している人」「孤立している人」とその人の一側面だけを見て関わる場合があります。就労的活動支援のコーディネーションにおいては、高齢者を一人の人間として、総合的、包括的に理解し、アセスメントを行ったうえで、たとえば「心身の健康」「経済的ゆとり」「出会い・交流・仲間づくり」「知恵・技術の継承」といった本人の中の複数のニーズやシーズを組み合わせ、それにあてはまる活動・団体を想定、マッチングを図っていくことが重要です（図6）。

(2) 就労的活動支援のための

コーディネーションの特徴

就労的活動支援のためのコーディネーションの視点を理解するために、さらに以下の7つの特徴をあげることができます。

①地域での展開

1つ目は、高齢者の暮らしと密着した「地域」において展開されるということです。コーディネーションを行う際には、高齢者と社会資源という点と点を結ぶ視点だけでなく、複数の高齢者と複数の社会資源を結び、就労的活動が展開される地域やネットワークを面としてとらえる視点が求められます。

②多様な主体との連携・協働

2つ目は、就労的活動支援は多様な主体の連携と協働によって成り立つということです。高齢者の就労的活動が成り立つ背景には、その活動の起点となる課題の当事者や関係者が存在し、また高齢者自身も当該活動に取り組む経緯や動機をもっています。コーディネーションを行う際には、それらのプロセスを理解し、関係者との信頼関係の構築とコミュニケーションを大切にしながら、活動の継続やさらなる発展に貢献することが期待されます。

③本人のニーズに着目

3つ目は、高齢者のQOLを高めることを常に意識したコーディネーションを行うことです。そのためには、本人とその家族、関係者、そして地域社会のアセスメントをていねいに行うことが必要です。

④地域のアセスメント

4つ目は、高齢者のニーズと同時に、地域社会のニーズをアセスメントし、コーディネーションを行うことです。2つ目の特徴と関係しますが、地域社会の課題やニーズのアセスメントを行うためには、地域内の主要な組織、団体、人物からの聞き取りや協力が不可欠です。アンテナを張り、多様な人や組織等との出会いや交流を大切にし、情報交換や連携を行えるようなネットワークを広げることもコーディネーションの重要な視点となります。

⑤地域共生社会実現への営み

5つ目は、地域包括ケアの推進と同時に、地域共生社会の実現に貢献することです。地域共生社会は2016（平成28）年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で掲げられた社会全体の目標であり、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」（厚生労働省）と定義されています。世界で最も長寿化が進む日本だからこそ、高齢者の就労的活動支援のためのコーディネーションは地域共生社会を実現するための営みであることを理解することが重要です。

⑥新たな活動の創造

6つ目は、地域の新たな資源の開発、創造にも貢献できるということです。コーディネーションを行う際には、既存の活動や社会資源とのマッチングを行うだけでなく、高齢者のニーズやシーズ、あるいは地域社会側のニーズに基づいて、多様な組織、団体等との連携、協働によって新しい活動

を生み出したり、新しい仕組みを築いたり、共創するという視点をもつことが期待されます。

⑦多様な制度を横断

最後に、7つ目は、多様な法制度に関わる可能性があるということです。就労的活動支援コーディネーターの配置については、介護保険法に基づく地域支援事業実施要綱において規定されています。しかしながら、以上の特徴からも明らかのように、実際にコーディネーションを行う際には、介護保険法以外の高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉や、社会福祉以外の農林水産分野、まちづくり分野をはじめとする複数の法制度に関連する取り組みや組織、団体等との連携や協働を展開するという視点が求められます。

以上、就労的活動支援のためのコーディネーションは、高齢者の QOL を高める営みであるとともに、

高齢者、地域の多様な社会資源とともに新しい地域社会の創造に貢献する役割が期待されていることがわかります。就労的活動支援コーディネーターは、すべての人が迎える高齢期において活き活きと社会に貢献ができる、そのような持続可能な「わがまち」を関係機関・専門職等とともに思い描き、新しい出会いや仕組みをつくる専門職と理解することができます。

3. 就労支援に関わる各機関との違い

今回の研究事業では、全国の市町村担当者へ就労的活動支援についてのアンケート調査を実施しました。結果の概要は、第2章に掲載していますが、調査の回答の中には、就労的活動支援を考えるにあたり、似たような就労支援を行っている機関との業務の重複を気にしているという内容の回答が少なくあり

図7 シルバー人材センター

シルバー人材センターとは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織です。
センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。

- センターは、「自主・自立、共働・共助」を理念とした**会員組織**です。会員一人ひとりが自主的に参加して活動することを基本とします。会員は自分たちで役員を選び、組織や事業の運営に参画します。
- センターは、地域社会に密着した「**臨時的かつ短期的**」又はその他の軽易な業務（その他の軽易な業務とは、特別な知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務をいいます）を家庭、企業、公共団体などから引き受け、会員の希望や能力に応じて提供します。
- 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしません。
- 会員はセンターから基本的に**請負または委任**の形式により仕事を引き受けます。
- センターは、会員に対して仕事の完成後に、発注者から支払われた契約代金から**仕事の内容と就業実績に応じた「配分金」（報酬）**を支払います。
- センターでの働き方は「生きがいを得るための就業」を目的としていますので、一定した収入（配分金）の保証はありません。

（以上、全国シルバー人材センター事業協会 HP より。下線・太字は筆者）

ませんでした。就労的活動（一般就労～ボランティア活動）を支援する代表的なものとしては、シルバー人材センターやハローワークがあげられます^{*1}。本節では、この点を中心に記述します。

●シルバー人材センター

以下に、全国シルバー人材センター事業協会ホームページ^{*2}より、シルバー人材センターについての紹介文の一部を抜粋しています（図7）。これを見ていただければわかるように、シルバー人材センターは高齢者対象であることはもちろんですが、会員制で、請負または委任による業務で、臨時的かつ短期的な業務が中心であることがわかります。

このような特徴により（雇用関係ではないため）最低賃金の縛りはありませんが、実際の運営では、標準的な作業効率で仕事をした場合、最低賃金程度（以上）の配分金となるよう、各センターで努力が払われています。また、事業としても請負のほか、労働者派遣（人材派遣会社と同様）、職業紹介等を行っており、こちらでは最低賃金が関係してきます。また、シルバー人材センターは基本的に市区町村単位となっていますが、小規模な町村では設置されていないところもあります^{*3}。

ハローワークとは異なり高齢者のみを対象にしているということもあり、シルバー人材センターでは建設関係や警備関係（交通誘導含む）の業務は扱いません。シルバー人材センターの働き方が「生きがいを得るための就業」であることは、就労的活動支援コーディネーターの活動目的と重なるところがありますが、個々の部分では、違いがあることがわかりいただけると思います。

また、シルバー人材センターはそれぞれ独立した運営をしているため、年会費もですが、展開している活動も市町村により微妙に違いがあります（派遣事業や委託事業の有無等）。また、市町村によってはシルバー人材センターに助成を出していることもあるようです。一度、ご自身の市町村のシルバー人

材センターに、挨拶も兼ねて確認に行かれることをお勧めします。

●各支援機関の違い

図8では就労的活動の分類別に、ハローワークとシルバー人材センター、就労的活動支援コーディネーターの支援対象となる部分を模式的に表してみました。

ハローワークは高齢者に限定しませんが、一般就労（フルタイム、パートタイム共）を対象としています。シルバー人材センターは、厳密には一般就労と少し異なりますが、パートタイム（臨時かつ短期の仕事）を基本とし、派遣等も含め、場合によりフルタイムの仕事もあるものと考えられます。就労的活動支援コーディネーターは、実際にはボランティア（有償・無償）関連が多くなるものと思われますが、就労の形態にこだわるのではなく、地域の実情に応じて支援内容を考えるべきでしょう。地域支援事業は、各自治体の地域性に応じた展開を求めているものです。たとえば、**事例1**の秋田県藤里町「ブラチナバンク」のようにシルバー人材センター等がない場合などが考えられます。

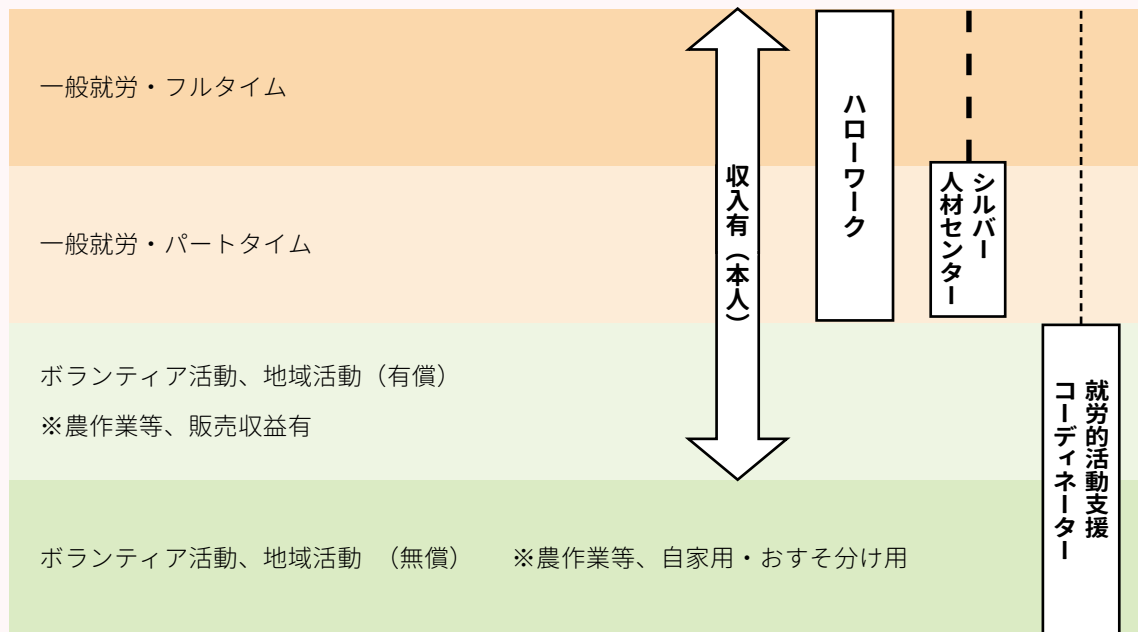
想定業務の内容（一般就労支援を含める等）によっては、該当自治体または就労的活動支援コーディネーターの委託を受けた団体が、無料職業紹介などを行えるようにしておくことも検討すべきと思われます。**事例2**の新潟県三条市「セカンドライフ応援ステーション」や、**事例3**の東京都北区「きらりあ北」などが、無料職業紹介も取得して活動している例となります。無料職業紹介を取得せずに、一般就労を含めた高齢者の就労相談に対応する方法としては、高齢者の相談をていねいに受けたうえで、ボランティア活動ではなく一般就労のほうが適当だと判断したときには、しかるべき機関（ハローワークやシルバー人材センター）につないでいく、というやり方もあります。インテーク中心の相談対応といってもよいでしょう。実際に、いくつかの市町村

^{*1} そのほかにも、福祉的な就労支援として、障害者や生活困窮者等の支援を行う機関・団体もありますが、本稿では割愛します。

^{*2} <https://zsjc.or.jp/>

^{*3} 当段落の記述については、全国シルバー人材センター事業協会への電話ヒアリング（2021.9.30）を基に作成。

図 8 就労的活動と支援機関（対象を高齢者とする）



注 1) シルバー人材センターは、会員制のため、通常の雇用関係とは異なる

注 2) RMO（地域運営組織）等が地域活動で「雇用」する場合は、本図では一般就労として考える

注 3) 本図の「※農作業等」は、通常の農業における農作業ではなく、農業サロンや自家用菜園等を指す

では、このような方法をとっています。この手法を採用する場合には、ハローワークやシルバー人材センターに、事前に挨拶・連絡をとり、協働の体制を整えておくことが大切です。ただ単に相談者に連絡先を教えるというような乱暴な方法はとらず、ていねいなつながりをするのが今後の信頼関係の構築につながります。

4. 関連支援機関・部署との連携

これまでも何度もふれてきましたが、就労的活動支援に関する機関や制度は少なくありません。関連支援機関・部署としては、代表的なものとして右のようなものが考えられます。これらは、協働の候補機関でもあります。もちろん、地域企業などをはじめ、ほかにもいろいろな団体・事業所が協働の候補としてはあります。

ハローワーク、シルバー人材センター
社会福祉協議会、ボランティアセンター
障害系就労支援機関（障害者就業・生活支援センター等）・事業所（就労移行支援、就労継続支援A、B等）
生活困窮・生活保護系就労支援団体（生活困窮者自立相談支援、就労準備支援等）
民間人材紹介会社・職業紹介会社
JA、他生産組合等【農福連携】
地域運営組織（RMO）、活発なまちづくり協議会などの地縁組織【地域活動】

上記以外で、福祉分野で関連する制度でいえば、重層的支援体制整備事業（以下、重層）での、参加支援や地域支援の部分で、就労的活動が関わってきます。

そこに着目しているのが、事例 5 の北海道旭川市です。事例 7 の岡山市「高齢者活躍推進事業」でも活用されており、事例 6 の福島県楢葉町では、

事業目的が合致するところから重層が活動財源として検討されています。この檜葉町の事例では、「農福連携」という活動の中で障害就労支援事業所と協働しているように、就労的活動支援は、障害分野の就労支援や、生活困窮・生活保護分野の就労支援とも協働できる可能性があります。**事例 4**の兵庫県尼崎市では、高齢者の就労支援の現場(福祉工場)に、生活保護の就労支援が加わっている事例です。生活困窮・生活保護分野には「中間的就労」という、まさに一般就労の手前の就労的活動といえる支援もあります。上にあげた事例は、就労体験や中間的就労の場を、地域共生社会と同様の視点で、対象者の属性が高齢であろうが障害であろうが区別することなく、共有しながら支援していくという姿勢です。活動財源の応分負担(重層であれば問題になりませんが)や、各分野の支援者の役割分担などを詰めていく必要はありますが、今後さらに増加していく取り組みと考えられます。

檜葉町の事例として「農福連携」について少しふれましたが、農福連携は一般就労支援としても、援農ボランティア的な取り組みとしても、さまざまな可能性をもっています。実際の現場では障害分野の取り組みが先行し、近年、高齢や生活困窮・生活保護分野などでも事例が見られるようになってきました。農業と聞くと、「中山間地の話か」と思われる方も多いかもしれませんが、実は大都市近郊でも少なくなく、人手のニーズも高いのです。また、野外での農作業だけではなく、出荷調整作業^{*4}という主として屋内での作業に応援を必要としていることも多いため、そこに着目して、ミニ野菜のパック詰め作業等を農家や農協から受託して、高齢者のサロン等で希望者が楽しみながら作業をしている例もあります。手作業が多いので足腰に負担がかかりませんし、謝礼として現物(季節の野菜等)を提供して、喜ばれている事例もあるようです。農業担当課や農協などに相談をすると、新たな就労的活動のタネが見つかるかもしれません。

地域づくり(地域おこし)・地域コミュニティ分野も、就労的活動の大きな舞台となる可能性をもっています。あなたは、自分の市町村が、地域運営組織(RMO)を育成しようとしているかどうかご存じでしょうか? 本書の**事例 8**の高知県佐川町などが、地域運営組織の活動の一例です。地域運営組織の育成などと大上段にかまえた話ではなくても、新たな活動を始めたいと考えているものの人手で悩んでいる地域のまちづくり協議会や自治会の話はありませんか。そのような団体と、自分の力で人の役に立ちたいと考えている高齢者をうまくマッチングできれば、素晴らしい就労的活動支援が生まれます。地域包括支援センターに尋ねるのもいいのですが、まずは、地域振興系、まちづくり支援系の部署と話をしてみてください。高齢化で事務作業手続きが難しくなってきた地縁組織に、事務作業を手伝う人への報酬を出す「地域医療介護総合確保基金」の「事務お助け隊」というメニューがあります。都道府県により取り組んでいるかどうかを確認する必要がありますが、取り組んでいた場合には、そんな話を提供情報の一つとしてもっていくこともできるでしょう。

事例 2の新潟県三条市や**事例 3**の東京都北区などのように無料職業紹介をとっている場合はもちろんですが、前節で紹介したようなインテーク中心に担当し、適当な機関につないでいくという高齢者の就労・社会参加相談事業などを行っている場合でも、ハローワークと協議し、求人情報を提供してもらっているというケースは少なからず存在します。また、特にそのような事業を手がけていない場合でも、高齢者の社会参加を考える勉強会として、就労支援講座のようなものをハローワークと共同で開催している市町村もあります。共通する目的(就労支援・就労的活動支援)をもつ機関ですので、協働で具体的な事業などを行わなくても、情報交換の機会をもつことで拓ける未来があるかもしれません。

^{*4} 出荷調整作業: 作物についた異物を取り除いたり、傷んだ部分を除去したり、大きさを揃えたり、一定数ずつ束ねたりする、出荷前に必要な作業。



就労的活動支援 コーディネーターの 現状と可能性

2020（令和2）年の（介護保険）地域支援事業の改正により、導入が可能になった就労的活動支援コーディネーター（以下、就労的活動支援 Co と略）ですが、現状、全国での取り組みはどのような状況なのでしょううか。

本研究事業で行った「就労的活動支援」に関する調査（2022）の結果から、市町村の就労的活動支援の様子にふれてみます。

「就労的活動支援」に関する調査

- 対象 1,741全国市区町村 生活支援体制整備事業担当者
- 時期 2022年9～10月
- 郵送により案内送付、基本WEB特設ページでの回答（一部、FAX・郵送回収）
- 回収 838市区町村 回収率48.1%

※なお、資料編60頁～に、全調査結果（数表）を掲載

【調査結果の概要】

- 『就労的活動』の認知率（内容まで把握）は、1／3（36.8%）。大多数（58.2%）は、「語感により理解しているが、具体的にはわからない」
- 『就労的活動支援コーディネーター』を配置しているのは、29市町村（3.5%）。生活支援コーディネーターが、「就労的活動支援」に取り組んでいるのは、2割（20.8%）の市町村。
- 配置している就労的活動支援コーディネーターは、
 - ・1人配置が6割（58.6%）、複数（2人以上）配置は4割（41.4%）
 - ・直営が2割（17.2%）、委託が8割（82.8%）
 - ・専任が3割強（34.5%）、兼任が6割（62.1%）、複数人配置で専任と兼任混在が1件（3.4%）
 - ・兼任の半数（47.4%）が、生活支援コーディネーターとの兼任
- 実施している就労的活動支援
 - ・就労的活動支援コーディネーターで多いのは、「地域における就労的活動・活躍の場の把握」（82.8%）、「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」（72.4%）、「地域高齢者の就労的活動ニーズの把握」（69.0%）など
 - ・生活支援コーディネーターが行っている支援としては、「ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成」（73.3%）、「高齢者の参加が多い地域活動の支援」（61.9%）など

図1 就労的活動について

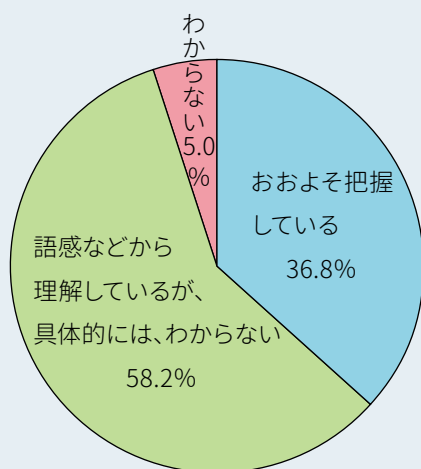
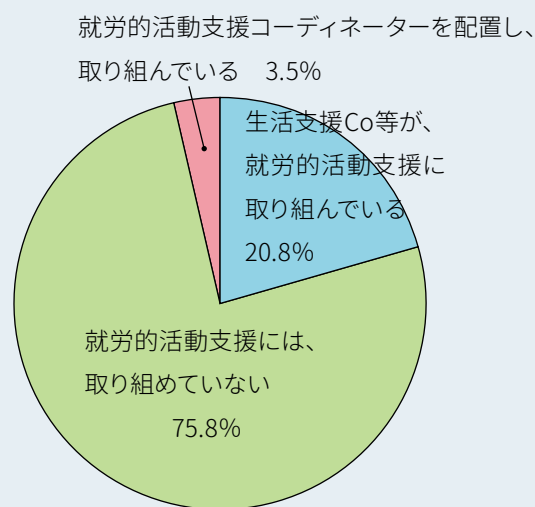


図2 就労的活動支援への取り組みについて



1. 「就労的活動支援」と「就労的活動支援コーディネーター」の現在地

最初に「就労的活動」自体の理解を尋ねていますが、「おおよそ把握している」は4割弱（36.8%）と決して多くはなく、「語感などから理解しているが、具体的にどのようなものかわからない」（58.2%）が6割と多数を占めています。「就労的活動」とい

う新しい言葉についての理解が追いついていない、とまどっている状況がわかります（図1参照）。

次いで、就労的活動支援への取り組みですが、「就労的活動支援 Co を配置して取り組み」が29市町とわずか3.5%にとどまっている状況です。本調査の回収率が5割弱であることから逆算して、全国での配置自治体は、60から多くても70市町村程度にとどまるものと推測されます。また、愛知県や福

就労的活動支援コーディネーター実際の配置（一覧は19頁参照）

- 配置人数：1人配置が6割（58.6%）、複数人数（2人以上）配置が4割（41.4%）

〈複数配置の場合〉

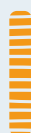
- 『就労的活動支援コーディネーター』を配置しているのは、29市町村（3.5%）。生活支援コーディネーターが、「就労的活動支援」に取り組んでいるのは、2割（20.8%）の市町村。
- 担当分け：地区別と職務内容別が各々2市町（各16.7%）、同じ職務内容で配置・時宜に応じ分担が2/3（66.7%）と多数
- 直営・委託の別：直営が2割（17.2%）で、委託が8割（82.8%）と圧倒的多数
- 委託先：半数（50%）が社会福祉協議会で、次いで、シルバー人材センター、社会福祉法人、そのほか（民間事業所、NPO等）と続く
- 専任・兼任の別：専任が1/3（34.5%）、兼任が2/3弱（62.1%）で、1か所（3.4%）「複数配置で、専任と兼任が混在」が存在。

〈兼任の場合〉

- 兼任している職種：生活支援コーディネーターが半数（47.4%）、あとは、CSWや無料職業紹介、ボランティアセンター等が複数の回答。

岡山県では配置市町村数が多めであることから、配置自治体がゼロの都道府県も少なくないものと思われます。

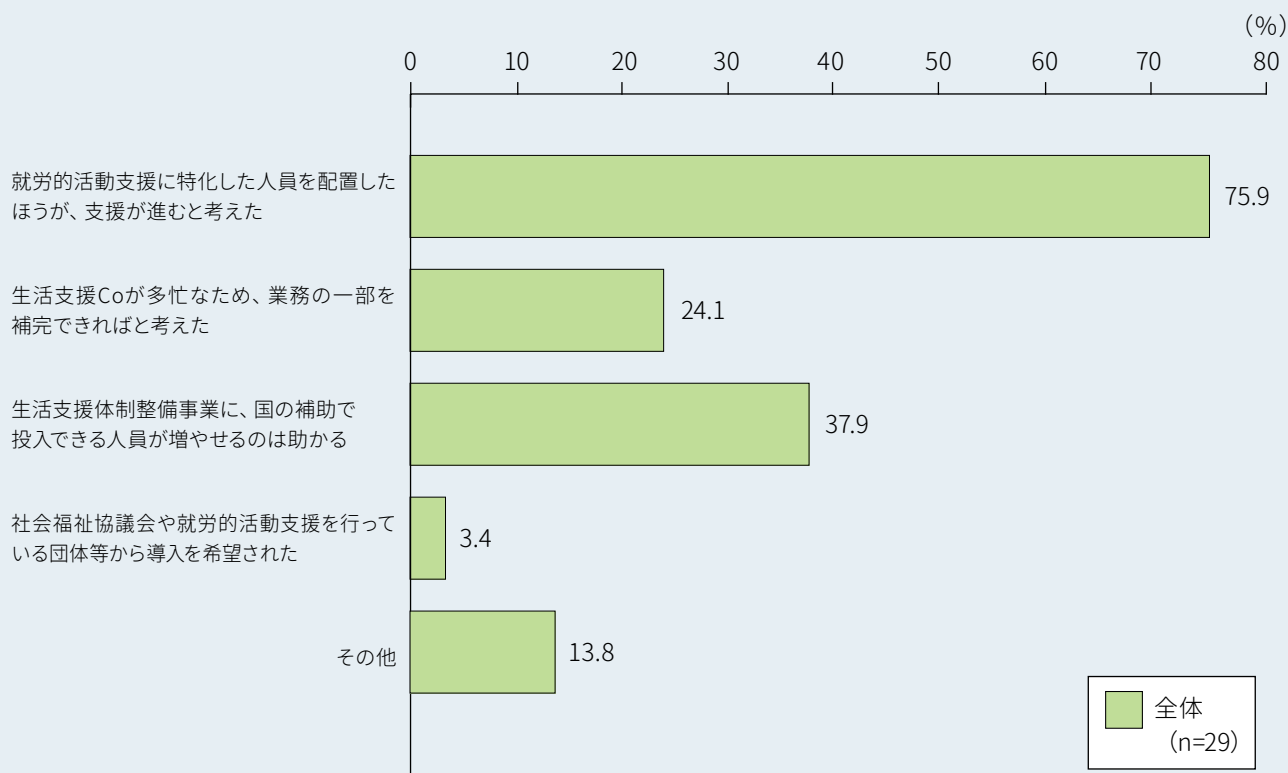
なお、「生活支援 Co 等が就労的活動支援に取り組んでいる」は 2 割（20.8%）となっていますが、先の間で「就労的活動」という言葉自体があまり把握されていない現状から、実際には「就労的活動支援」と意識せずに取り組んでいる市町村を含めると、もっと多いものと考えられます（図 2 参照）。



2. 就労的活動支援 Co の導入理由

次に、就労的活動支援 Co を導入した市町村（29 市町）の導入理由を見てみます。最も多いのが「就労的活動支援に特化した人員を配置したほうが、支援が進むと考えた」（75.9%）で、3 / 4 の市町があげています。次いで、「生活支援体制整備事業に国の補助で投入できる人員が増やせるのは助かる」（37.9%）が 4 割弱となっており、積極的な意図をもつ市町が、導入をすすめていることがうかがわれます（図 3 参照）。

図 3 就労的活動支援 Co を導入した理由（複数回答）



3. 就労的活動支援 Co と生活支援 Co が行う就労的活動支援の比較

就労的活動支援 Co が取り組んでいる「就労的活動支援」と、生活支援 Co が「就労的活動支援」を行っている回答した市町村での、活動内容の傾向を見てみましょう。表1は、もともと2つの設問の回答を、比較のため1つの表にまとめたものです(回答選択肢3と4は、生活支援 Co への質問には存在しない)。

就労的活動支援 Co は平均5種類程度(520%)の活動に従事し、生活支援 Co は、4種類弱(383%)

の就労的活動支援に従事していることがわかります。また、各々のコーディネーターによる活動傾向に違いが出ていることも見てとれます。

就労的活動支援 Co で多いのは、「地域における就労的活動・活躍の場の把握」(82.8%)、「高齢者のボランティアや就労に関する相談対応」(72.4%)、「地域高齢者の就労的活動ニーズの把握」(69.0%)などで、まだ配置が始まって間もないこともあり、地域と高齢者のニーズ把握が中心になっているようです。

一方、生活支援 Co が行っている支援としては、「ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成」(73.3%)、「高齢者の参加が多い地域活動の支援」

表1 就労的活動支援 Co と生活支援 Co が取り組んでいる「就労的活動支援」(複数回答)

No.	カテゴリー名	就労的Co	生活支援Co
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	69.0	39.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	82.8	57.1
3	協議体への参加	48.3	—
4	生活支援Coとの同行や、協働活動	55.2	—
5	就労的活動支援や、就労的活動Coを知ってもらう取り組み	51.7	21.9
6	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	41.4	73.3
7	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	44.8	19.0
8	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	72.4	59.0
9	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	20.7	61.9
10	遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用、自家用菜園の作物を販売できる仕組みのような農福連携などの取り組み	13.8	7.6
11	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援	3.4	16.2
12	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり	10.3	23.8
13	その他	6.9	4.8
	全体	100.0	100.0
		累計 (%)	累計 (%)
		520.7	383.8

(61.9%) などをはじめとして、地域の活動に密接に結びついた就労的活動支援（生活支援 Co の欄の赤字数字の部分）が高めになっており、普段からの地域とのつながりをうかがわせるものになっています。

4. 就労的活動支援 Co の配置が進まない理由

冒頭でふれましたが、現在のところ、就労的活動支援 Co を活用している市町村は全国でも、極めて少数にとどまっています。未配置の市町村に、その理由を尋ねた結果が、図 4 です。

「生活支援 Co と異なり必ず配置ではないため、これまで就労的活動支援 Co の配置を検討したこともなかった」が、半数を超え（54.9%）最も多い理由となっています。地域支援事業関連で、現状業務だけでも相当量にのぼるためか、任意事業にまでは、

なかなか目が向きにくい様子が見えられます。

次いで、「就労的活動支援 Co の職務内容が、よくわからない」（33.0%）、「就労的活動支援 Co を担える人材（または委託できる団体）が見当たらない」（32.4%）の 2 つを、1 / 3 の市町村があげており、就労的活動支援が特に新しい業務ではない（生活支援 Co の本来業務の一部）ことも含めて、市町村担当者に対する「就労的活動支援」および「就労的活動支援 Co」への理解が浸透していないことが阻害要因となっていることがわかります。この原因については、第 1 章でも少しふれていますが、就労的活動支援 Co の制度導入を含めて、厚生労働省からの積極的な発信が不足していた側面もあるものと思われます。

図 4 就労的活動支援 Co 未配置の理由

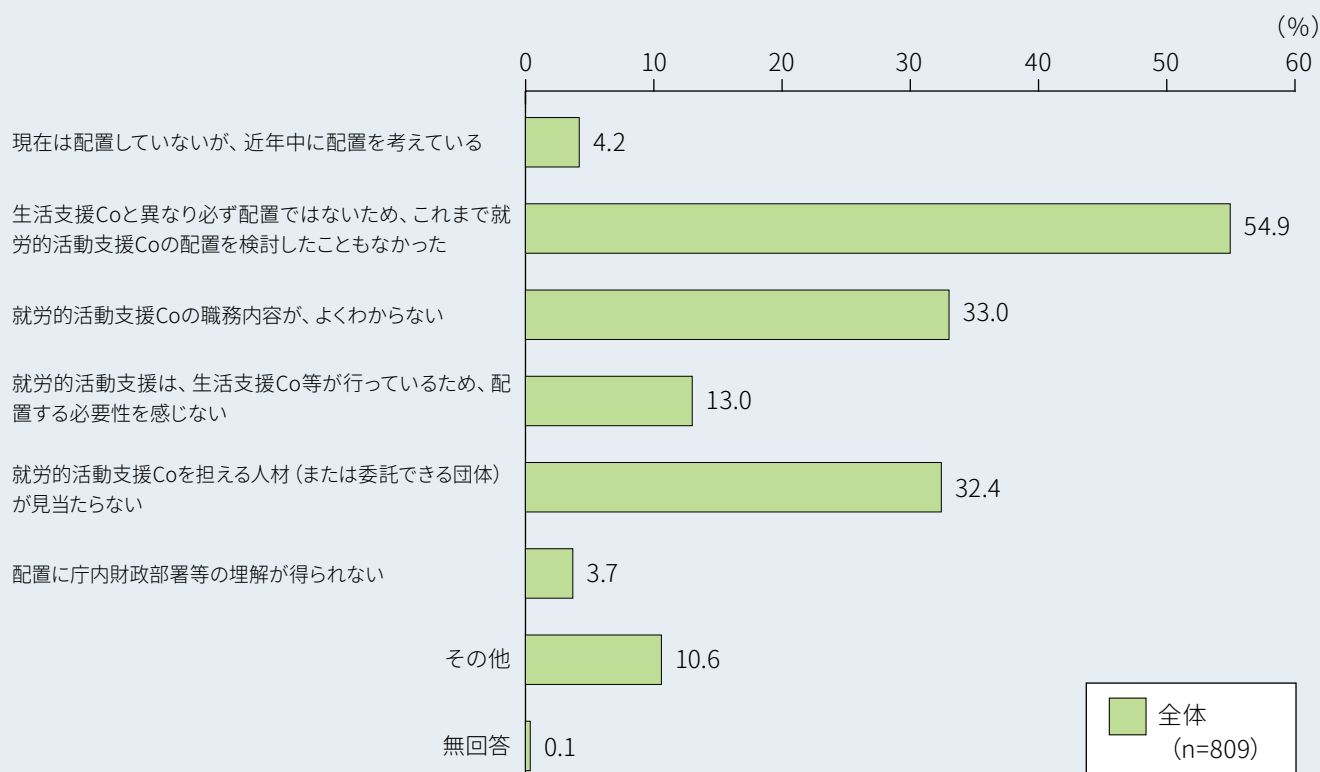
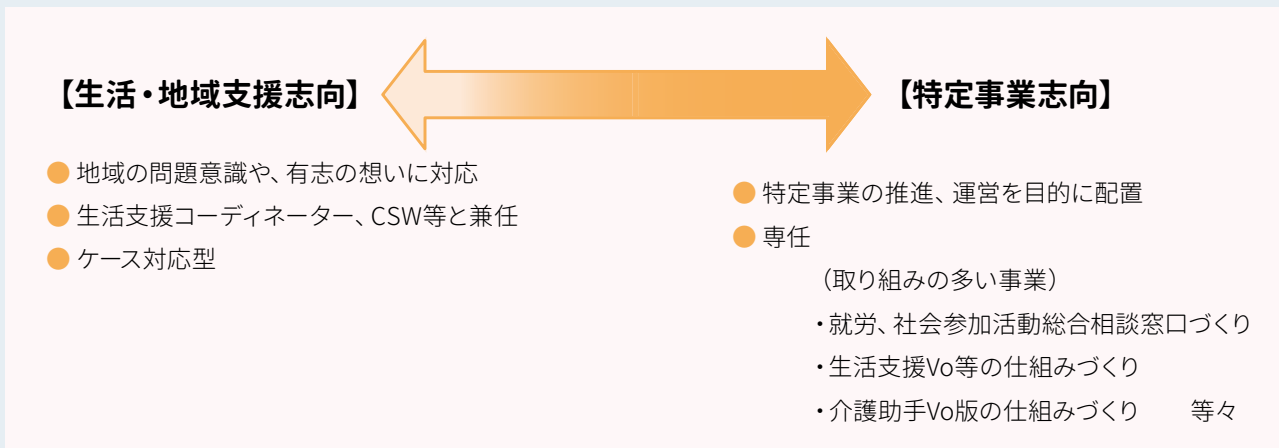


表2 就労的活動支援 Co 配置状況 (29 市町村)

No	人数	担当分け	直営・委託	委託先	専任・兼任	兼任職※
1	1	—	委託	社協	専任	—
2	2以上	地区別	委託	社協	兼任	SC,重層的支援体制
3	1	—	委託	社団法人	専任	—
4	2以上	同じ職務	委託	NPO法人	兼任	SC
5	2以上	同じ職務	委託	社会福祉法人	混在	無料職業紹介
6	2以上	同じ職務	委託	シルバー人材センター	専任	—
7	1	—	委託	シルバー人材センター	専任	—
8	2以上	同じ職務	委託	シルバー人材センター	専任	—
9	1	—	委託	社協	兼任	CSW
10	1	—	委託	社協	兼任	SC
11	2以上	同じ職務	委託	社協	兼任	SC
12	2以上	職務別	直営	—	兼任	SC
13	1	—	委託	社協	兼任	SC
14	2以上	同じ職務	委託	一般社団法人	兼任	生活困窮就労支援、 就労準備支援
15	2以上	地区別	委託	社協	兼任	SC,CSW
16	1	—	委託	シルバー人材センター	専任	—
17	1	—	委託	民間事業者	兼任	民間事業本来業務
18	1	—	委託	社協	専任	—
19	1	—	委託	民間事業者	専任	—
20	1	—	直営	—	兼任	行政職
21	2以上	職務別	委託	社協,社会福祉法人	兼任	ボランティアセンター、 参加支援ほか
22	2以上	同じ職務	委託	サービス事業者協議会	兼任	事業所本来業務
23	1	—	委託	社協	兼任	地域包括
24	1	—	委託	社協	兼任	SC
25	1	—	委託	社協	兼任	SC
26	1	—	委託	シルバー人材センター	兼任	センター本来業務
27	2以上	同じ職務	直営	—	兼任	無料職業紹介
28	1	—	直営	—	専任	—
29	1	—	直営	—	専任	—

※ SC=生活支援コーディネーター、CSW=コミュニティソーシャルワーカー

図5 就労的活動支援 Co の配置傾向



5. 就労的活動支援コーディネーター配置市町村の概況

表2（前頁）は、今回調査で就労的活動支援 Co を配置していると回答した市町村の配置状況を、一覧にしてまとめたものです。なお、市町村名は伏せています。

また、本研究事業ではアンケート調査とは別に、WEB 上の情報等から、就労的活動支援 Co を配置していると推定される市町村の担当者へ、簡易な電話ヒアリングも実施しました。アンケート調査に回答されていない市町村も含めて、20 件ほど電話をして、16 市町村での配置を確認しました（4 市町村は、計画または検討中）。なかには、今回の事例記事として取り上げた市町村もありますが、この電話ヒアリングとアンケート調査から見てきた就労的活動支援 Co 配置の傾向について、少しふれてみたいと思います（図5）。

おおまかに、「生活・地域支援志向型」と「特定事業志向型」に分けられます。「生活・地域支援志向型」は、言ってみれば生活支援 Co の延長線上で、地域や有志（ボランティアグループなど）から出てきた問題意識に対し、たとえば生活支援や見守り活動、配食や移動支援などの就労的活動にあたるものを提案・支援を行っていく、というものです。生活支援 Co やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などと兼任していることが多く、普段の活動として

は、生活支援 Co の通常業務のように、地域や福祉ネットワークを回訪しながら、就労的活動の PR やある程度の高齢者の就労的活動の相談対応などを行い、具体的なニーズが出てきたときに、集中的に支援を行うというイメージです。本ガイドブックの事例では、**事例5**の旭川市のような形です。ヒアリング調査の感触では、このタイプのコーディネーターは、現状、何をなすべきかを手探りで悩みながら活動を進めていることが多い印象です。

もう一つは、「特定事業志向型」で、Co の行うべき事業が最初から絞り込まれているものです。本ガイドブックの事例ではこのタイプが多く、**事例1**藤里町「プラチナバンク」、**事例2**三条市「セカンドライフ応援ステーション」、**事例3**東京都北区「きらりあ北」、**事例4**尼崎市「はたらくラボ」などがこれに該当します。専任（専従）として配置されることが多く、取り組み例の多い活動として、①就労・社会参加総合相談窓口、②生活支援ボランティアの仕組みづくりまたは強化、③ボランティア版介護助手の仕組みづくり（本ガイドブック掲載事例にはない）などがあげられます。このタイプは、大規模に実施しようとする^{しゅうれん}と就労的活動支援 Co の予算だけでは賄いきれず、別の予算と組み合わせる例も見られます。

もちろん、これらの中間に位置するような例も見受けられますが、俯瞰してみると現状はこのような2つの傾向に収^{しゅうれん}斂されます。

第2部 事例



事例の配列と読み方

本書においては、就労的活動支援コーディネーターを配置している市町村を含めて、就労的活動支援の取り組みを、全国から8事例ご紹介しています。

もともと就労的活動支援は、必ずしもコーディネーターを配置しなければ進められないものではなく、各々の地域の実情に応じて取り組むものであることから、幅広い事例を収集しているものです。

また、8事例ではありますが、

- できるだけ、地域的な偏在を避ける
 - 都市部、中山間双方の事例を含める
- 以上の2点にも留意して選出しています。

今回の事例紹介では、読み手の皆さんの関心に合わせた検索にお役に立てるため、アイコンを各事例に附しています（次頁一覧表参照）。以下、各アイコンについて簡単に説明します。

- ①「就労的 Co」：就労的活動支援コーディネーターの配置の有無
- ②「総合就労相談」：高齢者の総合的な就労的活動への相談対応の実施。ほとんどの場合、一般就労からボランティア活動等までの相談に対応している
- ③「一般就労」：言葉どおり、一般就労のマッチング等を行っているかどうか。多くの

場合は、パートタイム、「プチ就労」と呼ばれるものが中心

- ④「有償 Vo」：有償ボランティア活動の斡旋・マッチングを行っているもの
- ⑤「地域活動」：地域での活動を就労的活動支援として実施しているもの。地域での支え合い活動や、地域の集い場を農業などをキーにして構築しようとするものなど
- ⑥「地域共生社会」：高齢者に限定せず幅広い年齢や分野（障害や社会的孤立などの課題を抱えている人を含む）を対象に、就労的活動支援を行っている事例。この表記については、委員会でも意見のやりとりがありましたが、あえて「地域共生社会」を目指すものとして、この表現にしています。

以上のような6つのアイコンも参考にしながら、事例をお読みいただければと思います。

就労的活動支援コーディネーターの配置を検討している市町村、配置は考えていないが就労的活動支援の実態を把握しておきたい市町村、それぞれの視点で、社会参加を活用して地域の高齢者のQOLの向上を図ろうとするチャレンジをお読みください。

なお、事例5の北海道旭川市の「地域まると支援員」だけは、就労的活動支援の事例では

なく、就労的活動支援コーディネーターという制度も活用しての包括的支援体制構築の事例となります。少し他の事例と異なりますのでご注意ください。

事例の最後（58 頁）に、全事例を振り返った解説をしています。併せてお読みいただければ、より一層、就労的活動の意義をご理解いただけたと思います。

就労的活動事例一覧

No	都道府県	市区町村名	活動名	就労的C○	総合就労相談	有償V○	一般就労	地域活動	地域共生社会
1	秋田県	藤里町	藤里町社会福祉協議会 プラチナバンク	○	○	○	○	○	◎
2	新潟県	三条市	セカンドライフ応援 ステーション	○	◎	○	△		
3	東京都	北区	生きがい活動センター きらりあ北	○	◎	○	◎	△	
4	兵庫県	尼崎市	はたらくらボ	○			○	○	△
5	北海道	旭川市	地域まるごと支援員	○				○	○
6	福島県	楡葉町	農福連携の取組み					○	○
7	岡山県	岡山市	「高齢者活躍推進事業」			○			
			「生涯活躍就労支援事業」		◎	○	○		
8	高知県	佐川町	NPO法人「とかの元気村」			○		◎	○

◎○△は、紹介した事業が該当項目にどれだけ重点をおいているか、実際の取り組みとして関連しているかを目安として示しています。

（事務局による評価）

事例

1

藤里町社会福祉協議会
秋田県藤里町

生涯現役！ 「プラチナバンク」で活躍支援

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



福祉の拠点「こみっと」

ひきこもり者への支援や独自の特産品開発で知られる藤里町では、「生涯現役のまちづくり」を目標に掲げて、2017（平成 29）年に全世代対象の人材バンク「プラチナバンク」をスタートさせました。足腰が弱くなっても、誰もが出番のある地域づくりに取り組んでいます。

誰でも人材登録ができる！

人口減少社会のトップを走る秋田県藤里町では、高齢者や障害のある人、ひきこもり者などが、特産品となった「白神まいたけキッシュ」の製造・販売に携わり、人手不足の畑仕事やお祭りの神輿担ぎ、用水路の泥かきなどに従事して活躍しています。

藤里町社会福祉協議会（以下、社協）が、年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも人材登録ができる「プラチナバンク」を立ち上げたのは、2017（平成

29）年。以前から、社協が関わるボランティア団体などで、高齢で足腰が弱くなったりして、「手伝いたい気持ちはまだあるのだけれど、ほかの人の迷惑になるから」と、引退していく人たちがいました。それをどうにかしたいと、藤里町社協会長の菊池まゆみさんは思っていたそうです。「生涯現役のまちづくり」を掲げるプラチナバンクは、その答えの一つです。

そして、地域の声を拾うなかで、所属する場所をもたない若者への支援が急務と感じ、2010（平成 22）年 4 月に始めた福祉の拠点「こみっと」での取り組みも、プラチナバンクを生み出す風土づくりにつながりました。

誰もが活躍できる風土づくり

「こみっと」には、就労訓練にも使える調理室や食事処のほか、地域住民が使える共同事務所、会議室、サークル室などがあり、活動・交流の場としての機能もあります。2006（平成 18）年～2008（平成 20）年の実態調査で把握した、学校にも職場にも所属していない 18 歳～55 歳未満の町民 113 人を訪問して登録を呼びかけ、こまめに情報提供を行いながら、週 1 回のレクリエーション活動やパソコン操作の訓練、食事処の調理・接客などの活動を始めました。

藤里町の新しい特産品として社協が開発した「白神まいたけキッシュ」も登録生が製造を担い、初年度で 450 万円の売り上げを記録。2015（平成 27）

表 プラチナバンク事業の展開

年度	登録会員数(人)	活動件数(件)	活動延人数(人)	活動収入金額(円)
2015	121	307	3,872	11,235,690
2016	301	346	3,773	11,159,621
2017	342	442	7,024	24,529,621
2018	362	411	6,107	26,267,362
2019	385	520	7,006	41,650,187
2020	390	543	10,507	38,700,870

年には、「讃岐生まれの白神育ち・こみっとうどん」を製品化して、食事処で提供を始めました。

「白神まいたけキッシュ」の売り上げは、町民の意識や偏見を変える一つのきっかけになります。それまでは、「こみっとにお誘いしたい人はいますか？」と地域の人に声をかけると、「家族が隠そうとしているのに、暴くような真似をしたくない」「そっとしておきなさい」という意見が多くありました。それが、450万円の売り上げを境に、彼らは活躍をする場がなかっただけで、本来活躍できる人なんだという考えが実感をもって広がり、「学校にも職場にも所属していないなら、こみっとに行ってみて手伝ってきなさいよ」と住民が気軽に声をかけられる風潮へと変わったのです。

最近では、会社が倒産・失業してまだ1週間という人や、就職が決まらない卒業間近の高校3年生などが紹介されて来ます。現在、こみっとの登録生は次々と卒業し、一般の企業に就職しています。

「地域の役に立ちたい」という思い

そして、冒頭に紹介した「プラチナバンク」につながります。藤里町社協では2015(平成27)年度から「生涯現役のまちづくり」を掲げ、人づくり・仕事づくり・若者支援を3本柱に、いわゆる弱者と呼ばれる人たちが担い手になる地方創生に取り組んでいます。プラチナバンクは人づくり事業に位置づけられます。

実施にあたっては、各地区の老人クラブなどへ説明に回り、「足腰が弱くなったという人には、手や口でできる仕事を社協が探してきます」と口説いたそうです。現在、町民の1割を超える約400人が登録し、障害や認知症を抱えた人や、デイサービスを利用している人などもあります。

プラチナバンクは、収入、仕事時間、やる気、経験などの項目をもとに登録区分があり、無償、有償、ポイント制とさまざまな活動形態があります(次頁図参照)。登録料は年1,000円で、保険料に充当しています。町民や町内の事業所からの依頼をコーディネートし、登録者と結びつけます。農作業や引っ越しの手伝い、草取り、学校の用務員業務、除雪などさまざまな依頼があります。藤里町や第3セクターからの派遣依頼などもあり、社協の就労的

藤里町の概況(2023年1月末時点)

- 人口:2,894人
- 世帯数:1,314世帯
- 高齢化率:49.6%
- 秋田県の北端、青森県境に位置し、世界遺産で有名な白神山地の麓の中山間地にある。

■藤里町社会福祉協議会

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇
40 総合福祉センター内

TEL:0185-79-2848

<http://fujisato-shakyo.jp/>

キッシュやうどんの注文もできます



図 プラチナバンク働き方登録票

分野	番号	働くかたち	働き方
A 収入	4	8万以上 仕事優先 なんでもやります型	定額の収入を得たい。
	3	3～8万 自分の希望優先 職人型	仕事を選んで、少額でも収入を得たい。
	2	分からない 余暇優先型	金額にはこだわらない。できる時に仕事をしたい
	1	ポイント 支援付	ポイントで受取る。
B 仕事時間	4	6時間以上 仕事優先 なんでもやります型	受けた仕事の時間働きます。
	3	3時間未満 自分の希望優先 職人型	選んだ仕事の時間働きます。
	2	1時間 余暇優先型	短時間なら働きます。
	1	不定 支援付	支援付で仕事します
C やる気	4	なんでもひとりでできます 仕事優先 なんでもやります型	いろいろな仕事に全力でチャレンジします
	3	得意分野はひとりでできます 自分の希望優先 職人型	登録した職種なら、なんでもやります
	2	誰かと一緒になら 余暇優先型	誰かと一緒に仕事をします
	1	支援があればで 支援付	支援をうけながら仕事をします
D 経験	4	仕事の経験が 仕事優先 なんでもやります型	仕事の経験を土台になんでも仕事をします
	3	得意な仕事があ 自分の希望優先 職人型	仕事の経験を活かして仕事ができます
	2	仕事はしたこと 余暇優先型	仕事はしたことがあります
	1	仕事の経験があ 支援付	仕事の経験はありません

※団体登録とは：老人クラブ、婦人会、PTA、スポーツ少年団、むじん、デイサービス等で登録し、作業しポイントを取得します。

※仕事にポイントがついています。ポイントは〇〇券と引き換えることができます。例 入浴券、こみっとお食事券等

自分のスタイル

A収入	4
B仕事時間	2
Cやる気	3
D経験	1
合計	10

しごとのスタイル

活動支援コーディネーター3人と、10人の有志スタッフ（民生委員や社協理事など）を中心に運営されています。彼らはプラチナスタッフと呼ばれ、週4日程度参加。最高齢は83歳で、平均年齢は70歳を超えているとか。有償業務の10%を手数料として事務局が受け取ります。

初めての依頼を受けるときには、就労的活動支援コーディネーターは現場を下見して、仕事の内容がプラチナバンクで対応できるかどうかを確認します。

実際に、100歳間近の人が「私でも役立つことが

あるの！」と喜んで登録。住民間で得意分野の講師役となり交流する「まち自慢クラブ」で、ダム湖に沈んだ出身集落について講話しました。当日は、社協の送迎付きで、風呂敷3枚分の資料を持参。体調を崩して入院した際には、「また私に仕事を頼んでくれる？」と退院後のモチベーションになるほど、生きがいとなっています。



右から、事務局長代理の門田真さん、会長の菊池まゆみさん、就労継続支援B型事業所管理者の菊地孝子さん



山の作業はお手のもの

特産品づくりで活躍

社協では、プラチナバンクとともに、町民の活躍の場づくりとして、特産品づくりにも取り組んでいます。「実際に仕事が少ない町ですから、仕事をつくりながらやらないと、支援にならないのです」と菊池さんは話します。

「根っこビジネス」はその一つ。徳島県上勝町^{かみかつ}の「葉っぱビジネス」に着想を得て、葛やワラビの根っこを掘り出し、原料粉やわらび餅などを生産しています。また、地元の山菜を活用した伝統の味シリーズ「藤里グッドデリ」を商品化し、近隣の道の駅で販売しています。これらの農産品の加工の場にもなっている農村環境改善センター（温泉付き）では、昼食時に山菜バイキングを行っており、これらの活動もプラチナバンクの対象です。同じ建物で、まち自慢クラブも行われています。まち自慢クラブに参加したついでに、加工作業も手伝えるといった工夫をしています。衰退する地区老人クラブを応援するため、活動の一環としてまち自慢クラブに参加したり、加工の仕事をする仕組みもつくりました。

初代の就労的活動支援コーディネーターで社協事務局長代理の門田真さんは、「一緒に山に入り、山菜採りやワラビ掘りをする、住民の皆さんの知識と経験に圧倒され、私が教えてもらう側になります。皆さん弱い部分を補えば活躍できる人なのだ、と腑に落ちて、今ではプラチナスタッフ 10 人が僕の上

司です」と目を輝かせます。山の作業の合間にするお茶飲みはみんなのお楽しみ。「何も言わなくても、勝手に豪華になっていきます」（門田さん）。

現在、プラチナバンクで活躍している人は 100 人ほど。400 人の登録者数に対して仕事づくりやマッチングが追いついておらず、試行錯誤が続いています。「就労的活動支援コーディネーターは、就職をするための支援ではなく、『地域の役に立ちたい』という住民の思いを受け止めて、応える役割があります。正直、この事業をやっていくのは大変ですが、みんなが楽しそうにしている姿を見ると、やっぱりやりがいを感じます」と門田さんは話します。

コメントプラス

- ＋支援する側、支援される側を超えて、「活躍支援」を実現。
- ＋「地域のお役に立ちたい」「活躍したい」という住民の思いをつなげている。

事例 1 藤里町社会福祉協議会

登録制の有償ボランティアで、 社会参加を支援

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



セカンドライフ応援ステーション (HP より)

全国に先駆け、2015（平成 27）年から高齢者の社会参加のための総合相談窓口を設置してきた三条市。いち早く、就労的活動支援・社会参加支援に取り組み、実績を残してきました。現在は、就労的活動支援コーディネーターも活用し、活動の幅を広げています。

2015 年に始まった 「セカンドライフ応援ステーション」

三条市では、2015（平成 27）年に高齢者の社会参加に関する総合相談窓口として、「セカンドライフ応援ステーション」を設置しました。これは、前年の 2014（平成 26）年に実施した市内高齢者対象の調査で、働きたいという意欲がある高齢者が多いのにもかかわらず、それが実現していない現状に対し、社会参加を進めることによって高齢者の生活における充実感を高めていくことを目的としたものです。実際の相談には、年齢制限はなく、ステーショ

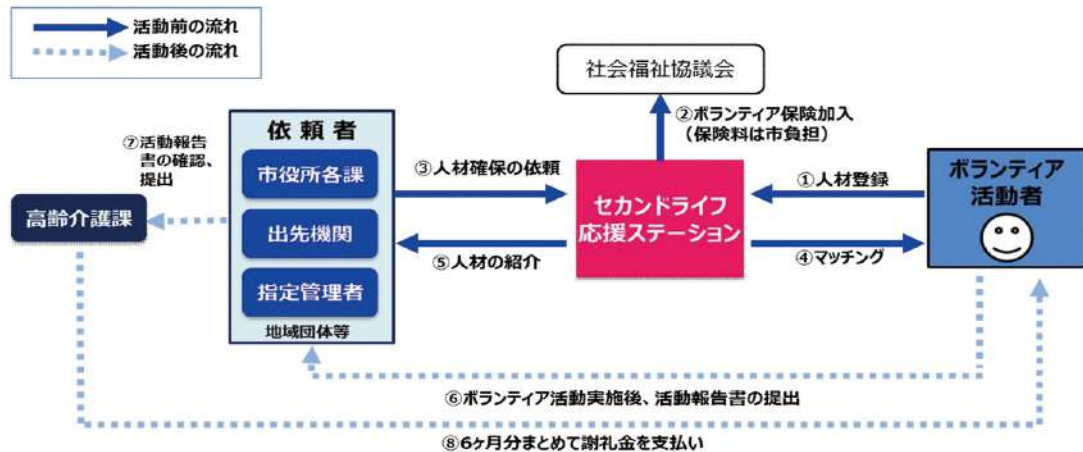
ンでの登録には、原則 55 歳以上の人を対象としています。これは、退職前からセカンドライフを考えてもらおうという意図によるものです。

ちょうど同時期に始まっていた生活支援コーディネーター（以下、生活支援 Co）を 1 人と、そのほかに 2 人のスタッフを担当として配置。高齢者の就労支援経験をもつシルバー人材センターに委託し、翌年には生活支援 Co を 2 人担当体制としました。また、高齢者向けの有償ボランティア事業を検討し、2017（平成 29）年に、「ハッピーボランティア」の名称で事業を開始しました。

「ハッピーボランティア」の 仕組み

ハッピーボランティアは登録制の有償ボランティアですが、従事する活動が、主に三条市の関係機関もしくは介護事業所からの依頼というところに特徴があります。市の関係機関としては、公民館や図書館、学校、保育所などの活動が多く、イベント時の手伝いや清掃、事務作業の手伝い、通学の見守りが代表的なものです。介護事業所からの場合は、傾聴ボランティアやタオルたたみ、レクリエーション対応など。1 回の活動は 2 時間前後で、活動謝金としてボランティアは 500 円を受け取ります。この謝金は、市の依頼分は市の予算（市単）から支出されているとのこと。介護事業所の業務の場合は、市から 100 円、事業所から 400 円という割合で負担しているそうです（ハッピーボランティアのフローは図 1 参照）。

図1 ハッピーボランティアのフロー図



「コロナ下において、実は（市の）関係機関からの依頼は増えているんですよ」と話すのは、高齢介護課主事の長谷川昌美さん。

「学校での消毒作業の補助とか、乳幼児健診の誘導係とか。健診等をはじめとして、1か所に多くの人数を集めることができなくなったために、少人数での分散開催となった分、逆に人手が必要になった形ですね」

ボランティアに参加する年代は70代が最も多く、男女比は、2：8くらいで女性が多いそうです。参加者（高齢者）からは、「これ（活動）があるから、外に出られる」「仲間が増えてうれしい」という声がある一方、依頼した市の機関からも、「人手の不足しているところで手伝ってもらえるのはありがたい」「子どもたちへ目が行き届く」（学校関係者）など高評価を受けているといえます。

セカンドライフ応援ステーションの業務内容

現在のセカンドライフ応援ステーションの主な業務としては、

- ① 高齢者の社会参加に関する相談
- ② ハッピーボランティアを中心としたマッチング業務
- ③ 仕事・ボランティア等に関する各種講座、セミナーの開催
- ④ 情報発信

などがあげられます。（※本稿では、三条市の事業委託のメニューとは異なる分類をしています）

各項目ごとに、順を追ってみます。

①は最も基本的な業務となりますが、高齢者の希望や現状の能力、環境などを聞きとって、適当と考えられる社会参加活動につなげます。ハッピーボランティア以外に、ハローワークやシルバー人材センター（本体）などを紹介することもあります。ハローワークとは協力関係にあり、ハローワークの求人情報も定期的に受け取っています。

②のハッピーボランティアのマッチング業務の近

新潟県三条市の概況（2022年12月末時点）

- 人口：92,743人 世帯数：36,916世帯
- 高齢化率：33.6%
- 新潟県のほぼ中央部に位置する。信濃川、五十嵐川の合流地点周辺の平野部を中心に市街地が形成され、福島県境に向かう南東部には、自然豊かな丘陵・山岳地帯が広がる。江戸時代以来の鍛冶の伝統をもつ金属加工業が盛んな地域であり、豪雪地帯でもある。

■三条市福祉保健部 高齢介護課 企画調整係

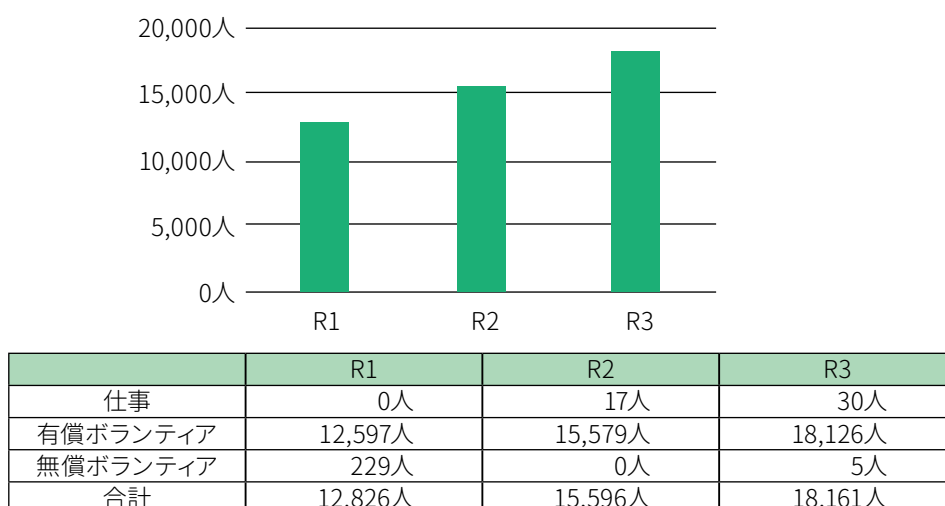
〒955-8686 新潟県三条市旭町2丁目3番1号

TEL：0256-34-5457

セカンドライフ応援ステーション➡



図2 マッチングのべ人数



年の実績は図2のとおりです。2021（令和3）年度では、延べ20,000人近くまで増加しています。1件（の依頼）で多人数をマッチングすることもあります。相当な業務量であることがわかります。

「登録者数、マッチング件数ともに、年々増加しています。マッチング件数については、介護保険事業計画での目標数も大きく上回っていますし、高齢者の社会参加促進にかなり寄与していると考えています」と長谷川さん。

図2の表中で、「仕事」とあるのは、一般就労およびシルバー人材センターなどへの仲介を示していますが、これは、2020（令和2）年に（高齢介護課として）無料職業紹介登録を行っていることも関係しています。一般就労でマッチングしたものは、市役所の臨時職員の仕事などだそうです。

③仕事やボランティアに関する相談会やセミナーなどを、月1回以上を目安に開催しています。ときにはスマホの使い方講座や、地域の集会所等に出張しての出前講座なども実施。

④市のホームページや広報誌での案内はもちろん、セカンドライフ応援ステーションに登録した人には月1回、仕事やボランティア関連情報のほか、公民館をはじめとする市内の関係機関や団体などで開催するイベント案内なども、DMの形で送付しています。また、地元のFM局で月1回の番組枠「セ

カンドライフ応援隊」でのPRや、国保や介護保険証の発送時にも周知のためのチラシを同封。さまざまな機会を通じての広報に力を入れています。

コーディネーターの視点と今後の課題

2016（平成28）年からは、2人を中心に運営されてきたセカンドライフ応援ステーションですが、2021（令和3）年には、就労的活動支援により力を入れるため、生活支援Coから就労的活動支援Coへ変更となりました。就労的活動支援Coの導入と同時に、生活支援体制整備の配置が見直され、市内5か所の地域包括支援センターそれぞれに、生活支援Coが1人ずつ配置されました。生活支援Coが2人から5人に増加したことになります。日常生活圏域をベースにして考えれば、よりよい形になったといえるかもしれません。

「今でも、（前任者として）生活支援Coへの引継ぎ的な応援で地域に出ることはあります」と語るの、生活支援Co時代からセカンドライフ応援ステーションを運営してきたコーディネーターのお2人です。

セカンドライフ応援ステーションの業務内容は、就労的活動支援Coの業務そのものといえますが、コーディネーターのお2人が気をつけてきたポイ



中学校見回り



胃がん大腸がん検診



公園維持管理

ントを聞いてみました。

「相手の意向を聴くことを最も大切にしています。その方の得意・不得意に気をつけていますね。『できますか?』じゃなくて、『どうですか?』と聞くようにしています」と日頃の留意点を教えてくださいました。相談者の要支援や要介護の状況、認知症疑いなどは、特に区別したコーディネーションはしていないそうです。

「足の自由がきかない人には、封入作業やPC入力作業をマッチングすることはよくあります。ケアマネジャーから依頼されて、認知症の疑いのある人にボランティアをマッチングしたこともありますね」

利用者（相談者）を、要支援とか要介護という視点ではなく、その人に何ができるか何が得意なのかという視点で人を見ているからこそ、区別なくマッチングできるのでしょう。最後に、現在の活動における課題を尋ねたところ、こんな回答をいただきました。

「ボランティアさんたちのニーズを、きちんと把握したいですね。地域ごとに特性はあるのか、今の

活動メニュー（市や介護事業所から依頼中心）で、やりたいものと合っているのかどうか。それと、もう一つ、これまで有償ボランティア（ハッピーボランティア）を中心にコーディネートしてきましたが、一般就労の支援を求められた場合、どこまでやるべきなのかということです」

すでにかかなりの期間、活動が続けてきて、利用者との信頼関係ができているからこそその課題かもしれません。制度的には、無料職業紹介もとっているのに対応は可能でしょうが、ハローワークへの紹介にとどまらない一般就労支援となると、事業所への求人開拓や就労活動支援など、これまでとは違った取り組みも要求されてきます。他自治体に先行して就労的活動支援・社会参加支援に取り組み、実績を残してきた三条市の今後の展開にも注目していきたいところです。

コメント+プラス

＋「セカンドライフ」というネーミングがわかりやすく👍

＋市役所全体で取り組む活躍の場の提供と、市予算での謝金の支出。

事例

3

きらりあ北

(北区立いきがい活動センター)
東京都北区

高齢者の社会参加から 一般就労までをサポート

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



きらりあ北・外観

区立いきがい活動センター「きらりあ北」は、既存の健康増進センターの建物を活用し、2021(令和3)年に設置され、高齢者の就労と介護予防、地域活動などの推進を目的としています。ここでは、ボランティアを含む広い意味での就労に焦点をあててご紹介します。なお、「きらりあ北」では、高齢者の一般就労から無償ボランティアまでをコーディネートしており、これは「就労的活動支援」にあたりますが、本事例では北区で使われている「就労支援」「社会参加支援」という表現で記載しています。

健康増進センターから、 「きらりあ北」へ

東京都北区では、2021(令和3)年1月に、区立いきがい活動センター「きらりあ北」を設置しました。以前は、健康増進センター(健康いきがい課所管)だった建物を活用したもので、高齢者の就労(ボ

ランティア含む)と介護予防、地域活動(多世代交流)などを支援することを目的としています。

「以前から介護予防に、就労支援・社会参加支援が重要だという認識はありました」と語るのは、北区高齢福祉課長の岩田直子さん。同じ23区内、大田区のいきいきしごとステーションなども視察していたそうです。

「(そのような観点から)介護予防だけではなく、セカンドライフの相談先としての機能も付加した拠点として考えました。初年度(2020年)は、建物改修等もあったため、その費用を出せる使途の広いインセンティブ交付金で賄いました。2021(令和3)年度からは、一般介護予防と就労的活動支援コーディネーター(以下、就労的活動支援Co)等の財源で運営しています」

また、高齢者の就労支援・社会参加支援を手がけるにあたって、ハローワークやシルバー人材センター、区のボランティアセンターや、高齢者の就労支援も行っていた区の産業振興課等、業務的に関係する部署・機関に周知・挨拶に行ったそうです。

「どこも問題にはなりません。特に役割分担などしていないので、あいまいな部分があるかもしれません」と岩田課長。しかし、ハローワークとは、その後定期的に求人情報をもらうなど、協働関係にあるそうです。

「きらりあ北」での就労支援

「きらりあ北」の運営は、指定管理者の公募によ

り社会福祉法人奉優会が受託しています。現場を統括するジョブコーディネーターの立花由紀子さんは、社会福祉士でかつキャリアコンサルタント・産業カウンセラーの資格もち、奉優会で運営受託している老人福祉センターなどで、地域との協働窓口や介護予防関連講座等の企画運営に携わってきました。また、奉優会入職前には、カウンセラー協会からの派遣や教育委員会、私立大学等で就労支援経験も積んでいたという人材です。

「法人が『きらりあ北』の運営に関わると聞いたときに、手をあげました。（奉優会入職後は）特に就労支援などに関わってはいなかったのですが」と笑いながら話す立花さん。

きらりあ北では複数の業務を展開していますが、中心になるのは高齢者のセカンドライフの相談と就労支援です。高齢者から、本人の就労や社会参加に対する希望やスキル、環境などを聴き取ったうえで、適当と思われる仕事や活動につなぎます。無料職業紹介事業運営許可も取得しており、ハローワークと求人情報を共有しているほか、スタッフ自ら、近隣事業所（北区に限定しない）の求人開拓も行います。



ハローワーク共催・就労支援講座

一般就労以外にも、法人で制作したシニアボランティア用のマッチングサイト「YELL（エール）」を使ったコーディネートも行っています。「一般就労のコーディネートは、主として『プチ就労』とも呼んでいるパートタイムが中心ですね。ボランティアについては有償も無償もありますが、今は有償が中心です。高齢者ご本人の希望に沿うことが一番ですが、きらりあ北としては、一般就労を優先してい

ます。次いで、有償ボラ、無償ボラという順番です。やっぱり無償ボランティアというのは、なかなか続かないですね。最初はいいのですが、継続性が厳しいです。一般就労支援を無料職業紹介事業で行い、そのほかのボランティア等を含めた社会参加支援を就労的活動支援 Co の業務として行っているイメージです」と立花さんは、現場での感触を含めて話します。

また、就労支援の一環として、プレ就労カフェ「きらりあカフェ」にも取り組んでいます。これは、就労経験がない人やブランクが長い人などに、基本的なスキルを身に付けてもらうため臨時に設置するカフェの店員として体験就労してもらうもので、服装の確認や簡単な挨拶・接客から、衛生管理、レジ打ち、レシピに沿ったドリンク等の作成などを学んでもらいます。ソーシャルスキルトレーニング的な要素が強いそうで、生活困窮・生活保護支援分野でいうところの「就労準備支援」的な取り組みです。

「きちんと当日朝に起きて、来ることを習慣づけてもらうというような、就労支援というよりその手

北区の概況（2023年2月時点）

- 東京都北区
- 人口：353,644人 世帯数：202,562世帯
- 高齢化率：24.1%
- 北区は、東京23区の北部中央に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県に接している。東西3キロ弱、南北9キロ強と南北に細長い形状。交通利便性に恵まれ、ほとんどの住宅地が駅からの徒歩圏内にある。

■北区立いきがい活動センター 「きらりあ北」

〒114-0002 東京都北区王子5-2-5-101（UR都市機構王子5丁目団地内）

TEL：03-5390-2220

東京都北区 福祉部高齢福祉課 高齢福祉係

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

TEL：03-3908-1158



前の取り組みですね。ここでトレーニングをして、来店客数も多い東京都庁のカフェで活躍している人もいます。きらりあカフェ自体は、イベント開催時など来客数が見込めそうなときにオープンしています。このほかの支援としては、相談者の事業所への面接時の同行や就労後のアフターフォローまで行います」

多彩な活動とスタッフの養成

就労支援以外の活動に、介護予防と地域活動があります。

介護予防は、以前の健康増進センターから引き継いだトレーニングマシンを活用したフリーエクササイズや、きらりあ体操などのほか、脳トレ、ZOOM講座などのプログラムも開催しています。健康づくりや栄養、口腔衛生の出張教室なども行っています。

地域活動では、きらりあ北館内に設置したピアノを希望者に開放する「ストリートピアノ」や、地域の人たちや関心のある方々に協働を呼びかけて開催する「きらりあマルシェ」「ユニバーサルファッションショー」など、多世代交流ときらりあ北のPRも兼ねた取り組みといえそうです。



ユニバーサルファッションショーのひとこま

「地域との関係性は大事です。（きらりあ北が活動を始めるとき）地区の自治会長さんには最初に挨拶に行きました。また、会長さんに地域のどなたに挨拶に行けばよいかも教えてもらいました。自治会や近所の商店街、法人会、それに銭湯組合にはPR等で協力してもらっているほか、自治会長さんはよくこちらにも顔を出してくれます。昨年はコロナで中止になりましたが、地域のお祭りにもお誘いいた

でいるので、今年は参加したいと考えています」

これまで地域と協働してきた経験からでしょうか、きっぱりと言い切る姿勢に、立花さんの想いを感じます。

スタッフは、コーディネーターである立花さんのほか、10人が相談員として業務にあたっています。メンバーの前職は、介護職や作業療法士のほか、ホテルマンや損保の営業など多彩です。立花さん以外に、就労支援経験のある人はいませんが、きらりあ北の就労支援から介護予防を含めた日常の施設やイベントの運営までのすべてを行います。

「最初の頃は、（立花さんの）面談に順番で相談員を同席させていました。相談員にいつも話していたのは、『その人らしさ、その人が何をしたいのかをしっかりと聞いて』ということです。その人がどういう生活、生き方をしていきたいのか。就労はそのなかでの話です。往々にして、利用者さん自身も理解できていないことが多い。そういう意味でカウンセリングスキルは重要です。外部講師を呼ぶなどして、月に3時間の研修も行います」と現場の統括の立場から立花さんは続けます。

「ベテランと若い人にペアを組んでもらったりもしています。今では（十分まかせられるので）相談を受けても、『あなた自身の感覚を信じていいんじゃないかな』と言うことが多いですね」



きらりあの掲示板

新たな取り組み

これまでもコロナの影響で、企画をしながら実施に至らなかった事業がありましたが、最近いくつか

新たな取り組みをスタートさせました。

その一つが、公園の維持管理を行うボランティアの養成講座です。これは、北区から広大な公園の指定管理を受けている民間事業者と共同での取り組みです。5回コースの講座で、民間事業者側の手配で樹木医などを呼び、実地研修も行う本格的なもので、受講者にも真面目に取り組んでもらうために、3,000円の有料講座としました。それでも41人の応募があり、面接をして8人に絞り込みました。講座終了後は、公園の維持管理ボランティアを有償で依頼することが予定されていたので、本気で検討できる人に絞り込んだという側面もあります。この養成コースを終えた8人のうち、家庭の都合で欠席をした1人を除く7人が、実際に公園での有償ボランティア業務の初日を終えています。



みどりのお手入れ有償ボランティア育成講座

もう一つが、高齢者のためのスマホ講師養成講座。この企画は、キャリア事業者などで説明を聞いてもよくわからないという高齢者が多いことから、それなら高齢者が高齢者に教えればいいのか、という発想から生まれました。12月～3月までの4か月をかけた本格的な24回のコースです。週2回程度という高頻度で実施し、参加者同士に仲よくなってもらい、有志グループとして講師事業を自分たちで運営できるようになることまでを目論んでいます。もし、それがダメでも、養成した講師は、きらりあ北が現在行っているスマホ講座の講師として有償ボランティアで起用しようという二段構えの計画です。ハードな講習日程にもかかわらず50人近い応募があり、これも講師が2人のため、受講者を10人に絞り込

みました。講師養成なので、スマホの基礎的なスキル所持を確認するステップにもなっています。

このような単なるスキル習得で終わらない講座、講座後の活動までを見据えた企画は、今後の高齢者の社会参加支援、就労支援を考えるうえで、参考になる取り組みといえるでしょう。

これまでの活動の評価

事業開始後それほど時間が経っていない「きらりあ北」ですが、2022（令和4）年度は、11月までの就労相談実績は301件、YELLでのボランティアマッチングは法人全体で100件を超え、内3割が北区での実績となっています。

これまでの活動について、きらりあ北の担当でもある北区高齢福祉課係長の小谷野学さんは、こう振り返ります。

「非常に評価しています。特に、コロナ下で活動が制限されることが多いなか、介護予防事業やスマホ教室などを配信で行ったりと、期待以上の動きをしてくれています。しかし個人的には、一番の特徴は、利用者の話を非常に丁寧に聴き取っている点だと思っています。高齢者には、過去の実績やプライドがありますが、それもふまえて相談者にとって優しい、親切的な聴き取りをしていると感じています」

コメントプラス

- ＋ 一般就労からボランティア活動まで、幅広い高齢者のニーズに対応。
- ＋ 「学び」のプログラムを取り入れているのが👍

事例

4

はたらくラボ
兵庫県尼崎市

高齢者だけでなく生活困窮者等の就労支援も 働きたいを支援する

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



はたらくラボ（元老人福祉工場）外観

もともとあった「老人福祉工場」事業を現在のニーズに合わせてリニューアル。就労的活動支援コーディネーターを取り入れ、市、企業、ワーカーズコープの三者協働で始まった「はたらくラボ」。交流の場としても注目されています。

「老人福祉工場」からの転換

尼崎市では、1982（昭和57）年より市単事業として「老人福祉工場」の名称で高齢者が内職作業を行える拠点を複数展開してきましたが、内職作業依頼が減ってきたことや、指定管理者として運営しているのがシルバー人材センターで、年々、利用者の広がりには欠けていたという課題がありました。

「市の内部からも、費用対効果の観点もあり、事業体制の見直しを迫られていました」と語るのは、尼崎市高齢介護課係長の竹中智郁さんです。

「しかし、福祉工場に来ている高齢者は元気で介

護認定を受けていないことや、『はたらく』ことに意味を見出している人が多いこと、特に男性高齢者には、体操などの集い場やデイサービスなどには行きたがらない人がいることから、『はたらく』場づくりとしては、先駆的な取り組みだったのではないかと、という思いもありました。

そこで、新たに導入が可能になった就労的活動支援コーディネーター（以下、就労的活動支援Co）を組み入れ、老人福祉工場の有効活用や、この高齢者の『いきがい就労』を地域に広げる方策なども視野に入れたプロポーザル競争を行いました。

この結果、老人ホームやデイサービスなどで高齢者就労活動の実績をもつ（株）あをに工房と、生活困窮者等の就労支援や就労準備支援をはじめとして、さまざまな福祉事業・支援を展開している企業組合はんしんワーカーズコープのJV^{*1}が、「尼崎市高齢者いきがい就労事業」を受託することになりました。

「はたらくラボ」の運営

2022（令和4）年から始まった本事業。「はたらくラボ」（以下、ラボ）と名称が変わりましたが、2か所の元老人福祉工場の運営を引き継いでいます。ラボの現場運営や請負業務の獲得は、主としてあをに工房が担当します。ワーカーズコープは、地域へ

^{*1} JV joint venture の略。共同企業体と訳される。複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のこと。なお本事業では、共同事業体と表記。



集中力が求められるショッピングバッグの穴あけ作業



紐付け作業にみんな熱中

の広報や働きかけなどを担当する役割分担です。

「働きに来る環境・場づくりは大事ですね」と話すのは、あをに工房の課長ではたらくラボの現場を統括する杉本美樹さん。

「各ラボごとに、利用者の中から作業リーダーを1人ずつ依頼して、別途、手当を支払っています。片方のラボでは、『工場長』と呼ばれていますね（笑）利用の登録者は全体で130人。実際に作業するのは、1日20～40人位です」

作業の種類としては、ショッピングバックの穴あけ・紐付けやふきんの折り・袋詰め作業、ミシン縫いやお弁当づくりなどがあり、9時～16時の間で1時間以上の希望する時間で働くことができますが、フルタイムで働く人も多いそうです。

本事業開始時に、市報でのPRやワーカーズコープが地域へのチラシ配付等を行ったところ、1週間が高齢者から80件もの問合せがあり、反響の大きさに関係者が驚いたといいます。また、実際の利用者からは、「話しながら作業ができて楽しい」「土日は家でやるのがなく、月曜になるのがうれしい」「行くところができて、張り合いがある」「仲間に助けられて、仕事が楽しくできる」などの声があがっているそうです。高齢になっても元気で長生きに大事なことは「キョウイクとキョウヨウ^{*2}」と言われますが、まさにそれを示すような言葉です。お弁当づくりに取り組んでいた95歳の女性高齢者から、

^{*2} キョウイクとキョウヨウ：今日行くとところがある（キョウイク）、今日用事がある（キョウヨウ）

「次から、もっと効率よくできるようミーティングしよう」と意見が出て、メンバーで話し合う機会を設けたというエピソードも。

高齢者だけではない交流の場

このラボでは、生活保護で就労準備支援の対象となっている、高齢者ではない4人も、就労体験として作業に加わっています。

「通常の就労体験は報酬が出ませんが、ここでの作業は報酬が出るので、働く姿勢が違いますね」と話すのは、はんしんワーカーズコープ（以下、はんしんWC）の代表理事で、この事業に直接関わって

尼崎市の概況（2022年3月 住民基本台帳）

- 人口：459,261人 世帯数：238,754世帯
- 高齢化率：27.6%
- 尼崎市は、兵庫県南東端に位置し、大阪府に隣接する中核市である。市域は大阪平野に含まれ、阪神工業地帯の一角を形成する工業都市となっている。人口密度は兵庫県内で最も高く、鉄道・バス等の公共交通機関も充実している。

■尼崎市 健康福祉局福祉部 高齢介護課

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1

TEL：06-6489-6356





ミシン縫い作業はお手のもの



手際よくお弁当づくりにはげむ参加者

いる馬場義竜さん。はんしん WC は、前述したように、生活保護や生活困窮での就労支援等も行っています。現場を直接みているあをに工房の杉本さんから、4人の作業の様子などの報告も受けるそうですが、周囲の高齢者ともスムーズにやりとりができ、笑顔が見られるようになったり、「もう少し（作業を）やっていきたい」という積極性が出てきたとの話を聞いて、「相談で（自分たち相談員に）見せている顔と違う面もあるとわかり、驚きました」と馬場さん。

このような働く現場からのフィードバックが、よりよい理解・支援につながるっていくことがわかり

ます。高齢者ならではの落ち着いた働く場の雰囲気も、就労体験の入口としてはよいのかもしれません。支援を通した世代間交流という視点もあり、分野をまたいだ協働の一つの形といえるでしょう。

また、ラボでは働く場としてだけではなく、集い場としても日常的に活用してもらえるよう、交流スペースも設置しました。このスペースを使って、年数回、地域との交流・多世代交流・交流スペースのPRなどの複数の目的を兼ねて、イベントも実施しています。



交流スペースでのイベントの様子

多様な主体で取り組む意味

本事業では、ラボでの就労事業活動だけでなく、地域の集い場などでの生きがい就労の展開も視野に入れています。ラボでのノウハウを、地域に平行展開していくイメージです。これが軌道にのれば、ラボまでの距離を気にすることなく、高齢者が自分の家から近い集い場等で生きがい就労に取り組めます。地域への働きかけを担当するのは、はんしん WC です。

「生活支援コーディネーターである市社協と連携しながら、地域のサロン運営や地域活動をしている人などを中心に声をかけています。この事業を理解してもらうために、ラボをモデルルーム的に見学にきてもらったり、体験してもらったりしています。今、あるサロンで、生きがい就労の導入をはかるべく、1件試験的に取り組みを始めています」と馬場さん。

「もともと『地域に仕事をつくろう』という WC の理念があります。この事業をやっているのは、地域の元気な高齢者と知り合える、地域おこしと一緒にできるという点です」

はんしん WC と JV を組む、あをに工房代表取締役の中山久雄さんは、これまでの高齢者や障害者への就労支援の経験もふまえ、本事業についての想いを語ります。

「単なる福祉的活動ではなくて、経済的活動だと思っています。世の中の生産工場と戦えるような仕組みにしていけないと。高齢者の就労的活動について社会保障しかキャッシュポイント（収益機会）がないと、いずれつぶれていきます」「この事業は、三者（あをに工房・はんしん WC・尼崎市）でやっているから、それぞれアイデンティティが違います。だからこそおもしろい。化学反応が起きる」

社会的企業の目線で語る中山さんですが、各地の自治体に介護保険事業等でも、高齢者の就労的活動を取り上げるよう、さまざまな働きかけも行っています。

周囲の期待とこれから

事業開始後、1 年も経たない本事業ですが、地元新聞で取り上げられるなど注目度はかなり高くなっています。地域の医療機関や地域包括支援センターなどからも、「認知症の方の受入れは可能ですか」「認知症の人を支える取り組みとして、認知症カフェ等しかないが、ここで受け入れることができるなら、対象者の能力維持と尊厳の保持につながる」「ひきこもりがちの男性高齢者に、体操などの通いの場を案内しても行きたがらない。この事業ならば参加してもらえる人も多いのでは」など、多くの声が寄せられています。

一方では、就労的活動支援 Co の業務量が増大しており、利用希望者の待機が発生し、新規登録者募集の広報を控える状況にもなっています。はからずも高齢者と支援者からの就労的活動に対するニーズを、大きく顕在化させた形になったといえます。このニーズに対応する人員や体制をどう整備していくのか。周囲の協力も含めて、先駆的な取り組みにつきまとう課題への尼崎市の対応が注目されます。

コメント プラス

- ＋ 民間事業所が共同事業体として就労的活動支援コーディネーターを受託。
- ＋ 一人ひとりへの理解と配慮をしながら役割をつくっている。

事例

5

地域まると支援員
北海道旭川市

包括的支援体制で取り組む 『地域まると支援員』

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会

旭川市の事例は、就労的活動支援そのものの取り組みではありません。就労的活動支援を含んだ新たな包括的支援体制構築の取り組みです。他の事例と一線を画すものですが、意欲的かつ先駆的なこの取り組みは、包括的支援体制を計画する際にも参考になるものと考えました。

重層的支援体制整備事業

旭川市では、2022（令和4）年度より、重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。重層的支援体制整備事業に取り組む他の自治体と同様に、旭川市でも事業に取り組む前から部署間の連携等を含めた包括支援体制についての問題意識をもっていました。

「2017（平成29）年の社会福祉法改正から、包括的な支援体制づくりについては意識をしていました。平成30年度に第4期旭川市地域福祉計画の策定作業を進めるなかでも、制度のはざまや複合課題を抱える世帯などについて対応する（正式な）公的機関がないことなど、検討課題としてとらえていました」と語るのは、福祉保険課主幹で地域福祉係長でもある古川雄輔さん。

一方で、地域を対象として活動を行っていた生活支援コーディネーター（以下、SC）からは、原則、高齢者分野に関わる活動しか対応できず、地域の人から子どもなど他分野の相談を受けても、自ら対応できないことにやりずらさを感じているという報告を受けていました。

2020（令和2）年の社会福祉法改正で重層的支援体制整備事業が創設され、旭川市は本事業に取り組むにあたって、以前より課題となっていた包括的な相談体制構築へ一歩を踏み出します。

「もとより議論の中で、コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）的な地域福祉の総合的な支援員がほしいと考えていました。制度のはざまを含め、複合的な課題の話も受け止められるような。配置されていたSCを、重層的支援体制整備の財源と、就労的活動支援コーディネーター（以下、就労的活動支援Co）を併せて、機能と人数を拡充し、『地域まると支援員』として、再編成することにしました」。新たな取り組み『地域まると支援員』へ至る経緯を、古川さんはこう話します。

生活支援コーディネーター から『地域まると支援員』へ

旭川市には、11の地域包括支援センターがあり、この地域包括のエリア2～3エリアを1地区として束ね、市内を4地区とし各地区に1人ずつ、合計4人のSCが配置、旭川市社会福祉協議会がそれを受託する形になっていました。

「予算的な問題からSC4人しか配置できなかったのですが、『地域まると支援員』として拡充するにあたり、各地区2人ずつ、さらに統括支援員として1人の合計9人体制とし、各支援員が孤立しないような複数人の体制を整えました」と古川さん。

各支援員は、分野を横断して個別支援も地域支援

図1 生活支援 Co から地域まるごと支援員への案内

令和4年度～

生活支援コーディネーターから
地域まるごと支援員へ！

名前が変わりました

これまで生活支援コーディネーターは、高齢者が安心して住みやすいまちづくりを目指し、身近な地域の住民組織や関係団体と連携しながら取組を進めてきました。
しかし地域にはさまざまな困りごとから「生きづらさ」を抱えている人がおり、高齢分野以外にも、子ども・障がい・生活困窮等の世代や属性を問わない包括的な相談支援体制が必要とされています。
これからはそのような複合化・複雑化した課題に取り組むべく、「**地域まるごと支援員**」として取組を進めていくこととなりました。名称は変わりますが、引き続きどうぞよろしくお願いたします！

～地域まるごと支援員の主な支援・活動内容～

- アウトリーチを通じた支援
地域に出向き、困りごとを自ら相談することが難しい方へ必要な支援を届けます
- 多機関と協働した支援
様々な関係機関（地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センター、子ども総合相談センター、自立サポートセンター等）と連携し、困りごと解決に向けて柔軟に動きます
- 地域への参加・つながり支援
地域活動への参加を結び付け、地域の支え合い活動をすすめます
- 生活支援・介護予防サービスの体制整備
住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう仕組みをつくりまします

あなたの地域の「地域まるごと支援員」

A 地域（豊岡、東旭川・千代田、東光）	堀川 沙織・菊池 雅稀
B 地域（中央、新旭川・永山南、永山）	菊池 久志・成田 美貴
C 地域（末広、東豊橋、春光・春光台、北星・旭星）	高橋 糸子・石田 和人
D 地域（神居・江丹別、神楽・西神楽）	木戸場 ちひろ・齊藤 加奈子

【お問合せ先】
〒070-0035
旭川市5条通4丁目893番地1 旭川市とまわ市民ホール1階
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会 地域共生課
包括的支援体制整備事業担当 地域まるごと支援員
TEL: 0166-23-0742 FAX: 0166-23-0746

～各地区市民委員会の担当地域・担当者～

愛宕・新豊岡・豊岡・東旭川中央・日の出倉沼・桜岡・豊田・米原瑞穂・旭正・千代田・東豊中央・東部東光・東光・東光南・啓明

A 地域 担当
堀川 沙織 菊池 雅稀

西・中央・大成・朝日・新旭川・永山第一・永山南西・永山南・永山第三・永山第二

B 地域 担当
菊池 久志 成田 美貴

春光西・春光中央・春光台・鷹の巣福祉村・春光東・末広中央・末広・末広東・東豊橋中央・東豊橋東・東豊橋西・北星・旭星・旭星西・川端・近文東・近文西

C 地域 担当
高橋 糸子 石田 和人

江丹別・嵐山・神居東・神居南粉・神居中央・台場・西神居・忠和・神楽本町・神楽宮前・高野・神楽岡東・神楽岡・緑が丘・旭神・西御料地・緑が丘東・西神楽 瑞穂・西神楽 中央・西神楽 聖和・西神楽 千代ヶ岡

D 地域 担当
木戸場 ちひろ 齊藤 加奈子

も行う CSW 的な支援員と想定されています。ただし丸抱えにならないように、他の支援機関に振れるものは振っていく、という形です。また自治会などをはじめとした地縁組織には、直接支援員が関わる形で、地域支援を行っています。

「財源的には、生活支援体制整備の SC や就労的活動支援 Co のほか、重層的支援体制整備の多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援などを組み合わせています。個別支援における参加支援は重要な要素ですし、就労的活動支援 Co の就労的活動支援は、その参加支援や地域支援と相性がよいと考えました」（古川さん）

高齢支援部門では、最初に、就労的 Co が市町村で配置可能となった段階で、専任で1人配置しようと企画したところ、「旭川市の規模（30万人）に、1人で何ができるのか」という意見もあり、配置が進まなかったとのこと。ただ、この SC を拡充して『地域まるごと支援員』にという話が出た際、その高齢支援部門から、就労的活動支援 Co もという意見が出たそうです。

このような総合的な相談体制をつくる際に、各分野の部署や相談機関からの反対意見はなかったのでしょうか。

「（複合的な課題のときなど）面倒な調整をしてく

旭川市の概況（2022年4月1日 住民基本台帳）

- 人口：326,057人 世帯数：177,715世帯
- 高齢化率：34.7%
- 旭川市は、札幌市に次ぐ北海道第2位の人口を抱える、北海道北部・道北地方の中心都市。上川盆地に位置し、気温の年間の寒暖差、昼夜の寒暖差がともに大きく、年間雪日数は150日を超える。近年は多くの観光客が訪れる。旭山動物園、旭川ラーメンなどでも有名。

■旭川市福祉保険部 福祉保険課 地域福祉係

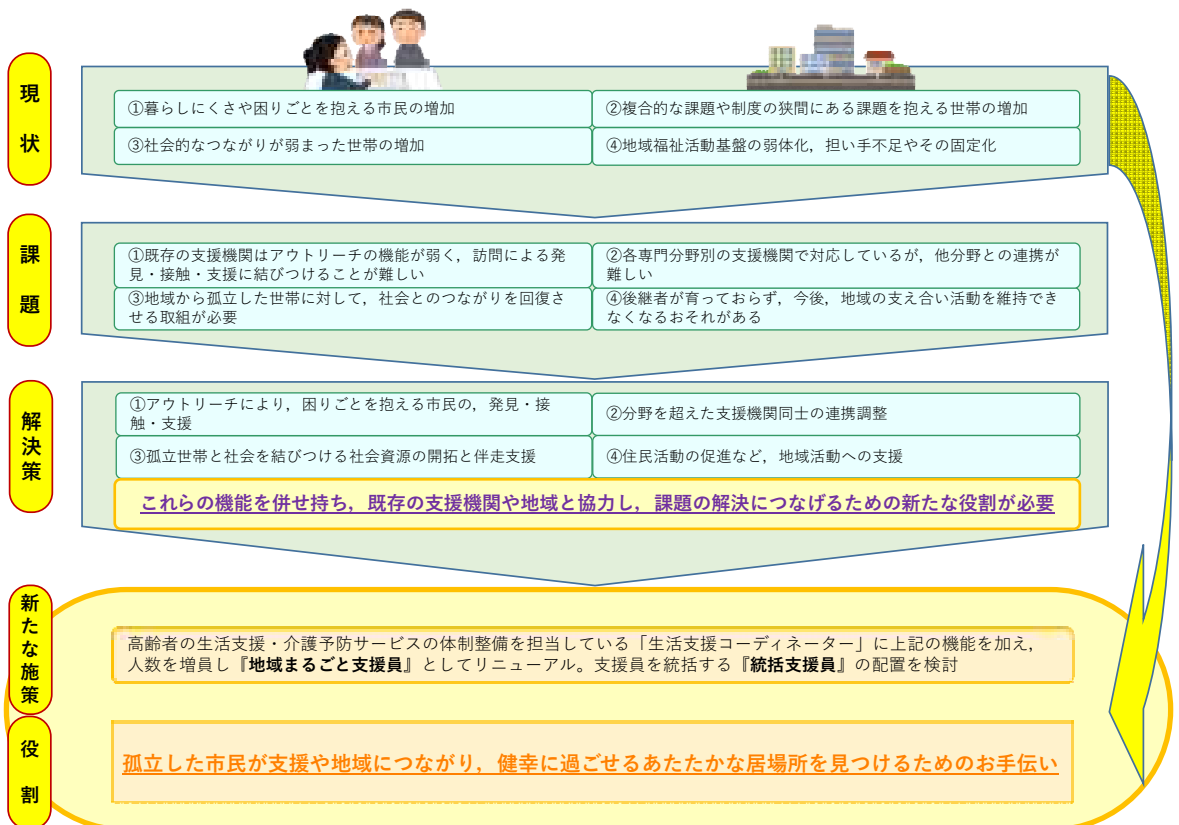
〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 第2庁舎3階

TEL: 0166-25-6425

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

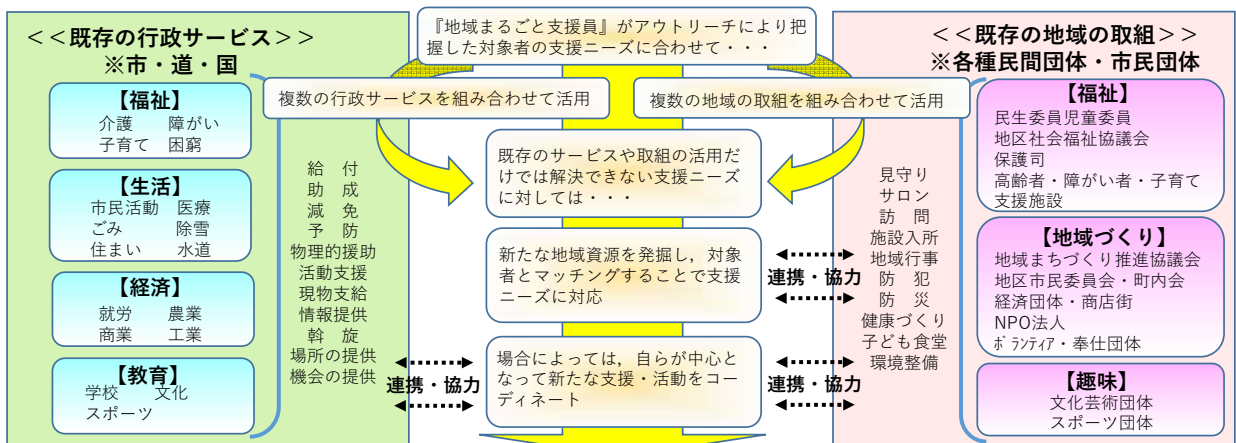


図2 地域力の向上に向けた包括的相談支援体制の構築に向けて



※厚生労働省の新たな交付金事業である『**重層的支援体制整備事業**』を活用して配置

- ・属性、世代を問わない、包括的な相談支援体制の構築
- ・制度の狭間の課題や、複雑化・複合化した事例への対応
- ・支援に向けた円滑なネットワークづくり



精神的な不安を抱えるひきこもりの対象者に対して、体調の安定に向けた医療機関へのつなぎや、地域のサロンに一緒に参加し、居場所づくりを行った。

分別方法が分からず、ゴミを捨てられずにいた世帯（高齢・障がい）から相談があり、近隣の地域住民にボランティア協力を募り、定期的なゴミ出しができるよう調整をした。

ダブルケアにより介護・育児への負担が大きく周囲とのつながりが途切れ孤立した世帯に、福祉サービスや子ども食堂の利用を提案し、負担の軽減と地域とのつながりを目指した。

個別課題の解決

地域共生社会の実現

地域課題の解決

れるのなら、とまるごと（支援員）の配置に概ね賛成いただきました」と古川さんは笑いながら話します。

「この『まるごと支援員』の制度化と、背景となる『旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例』の骨子をつくった際には、当時社協から市役所に出向してきていた職員と緊密に相談しながらスキームを創り上げました。特に、地域の現場などについては私ではわからない部分もあるので、現場と乖離がないか、無理な取り組みになっていないかを何度も話し合いました」

この SC から『地域まるごと支援員』への再編成の際には、関係支援部署・機関のほか、地域関係者にも、事前に話を通していたそうです。

「地域まるごと支援員」の影響と課題

2022（令和4）年度にスタートしたばかりの『地域まるごと支援員』ですが、周囲の反応はどのようなものでしょうか。

「最も喜ばれているのは、民生委員*さんのように感じます。『まるごとができてよかった、これまで言える（相談できる）先がなかった』という声をよく聞きます」と話すのは福祉保険課主査の鷲塚清貴さん。実際、個別相談の半数は民生委員さんからのこと。

「これまで SC だったときは、地域の人から子ども関係の話を相談されても対応できず、高齢者の話しかできなかったのが心苦しかった。今は、地区で気になる人がいたら、（高齢に限らず）誰でも教えてください、と話しています」と現場の立場を話すのは、地域まるごと支援員の堀川沙織さん。「民生委員さんの（気持ちの）負担軽減には、かなり役立っていると感じています」

民生委員の定員割れに悩む地域が多いなか、これは大きなメリットといえるでしょう。

また鷲塚さんは、重層的支援体制整備事業での取

り組みも含めた庁内の関係部署の意識の変化を次のように語ってくれました。

「複雑な課題を抱えたケースの場合、自分の部署だけでは解決できない。だから、みんなでやるしかない。こんな考えをもてるようになっただけでも、よかったのかなと思います」

一方で、このような総合的な相談窓口ができる、問題となるのは各関係機関からの困難ケースを含めた丸投げです。旭川市では、報告がまるごと支援員からあがってくると、鷲塚主査と統括まるごと支援員を中心に、該当機関に支援の輪に加わってもらうべく、調整に出向きます。また、『地域まるごと支援員』の取り組みを聞いたある市議からは、「支援員がバーンアウトしないよう、留意してほしい」と言われたこともあります。

そのようなこともふまえ、「まるごと支援員については、（関係機関や地域団体を除き）大々的な告知はしていません。形になる前に、相談が殺到して支援員が潰れては、元も子もありませんから」

取り組みを中心になって進めてきた古川さんは続けます。「プロセスを一とおりやれるようになって、できるんだという確認をしてから、そのような段階（告知）に進むことになると思います」

意欲的で、かつ先駆的な取り組みながらも、足元を見て一歩づつ進めていく姿勢を貫きます。他市町村の先進事例も参考にしたという旭川市ですが、この堅実な姿勢を基に、たとえ問題が起きたとしても、それを糧に進んでいけるものと思われれます。

コメントプラス

- ＋（生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、重層的支援体制整備の）3つの制度を活用して9人の「まるごと支援員」（あるいはコーディネーター）を配置。
- ＋ 9人のコーディネーター一人ひとりの強みを活かして多様な支援を展開。

* 正式には民生委員・児童委員ですが、本稿では口語表現で「民生委員」と表記しています。

「参加支援」と「地域づくり」を目的に 農福連携に取り組む

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



農園収穫

当初から障害やひきこもり等の支援も入れて立ち上げられた農福連携のワーキンググループ。目的を「参加支援」と「地域づくり」に定めて、事業を展開してきました。町の産業振興課や農業関係者の協力も得て、農作業支援と福祉農園づくりの2本柱で、事業を具体化しています。

雑談から実現した農福連携

「もともと、まちづくり計画（第6次楡葉町町勢振興計画）の中にも、農福連携は明記されていましたが、具体的なメニューは決まっていませんでした。あるときに、地域包括支援センター（以下、地域包括）のスタッフと、町の産業振興課の農業担当者が、こんなことが（農福連携で）できたらいいね、という話が盛り上がったところから、この事業は始まりました」と、事業のきっかけを説明するのは、楡葉町地域包括支援センターの渡邊正道さん。楡葉町では、地域包括は社会福祉協議会（以下、社協）に委

託されています。

「検討が始まったのは2021（令和3）年で、農福連携のためのワーキンググループが設置されました。メンバーとしては、町の住民福祉課、産業振興課、社協、地域包括に加え、JA、町内福祉施設（特養・障害就労継続支援B）、障害相談支援事業所（基幹、委託、就労支援）等です。話し合う内容によって、多少メンバーの出入りがありました」。

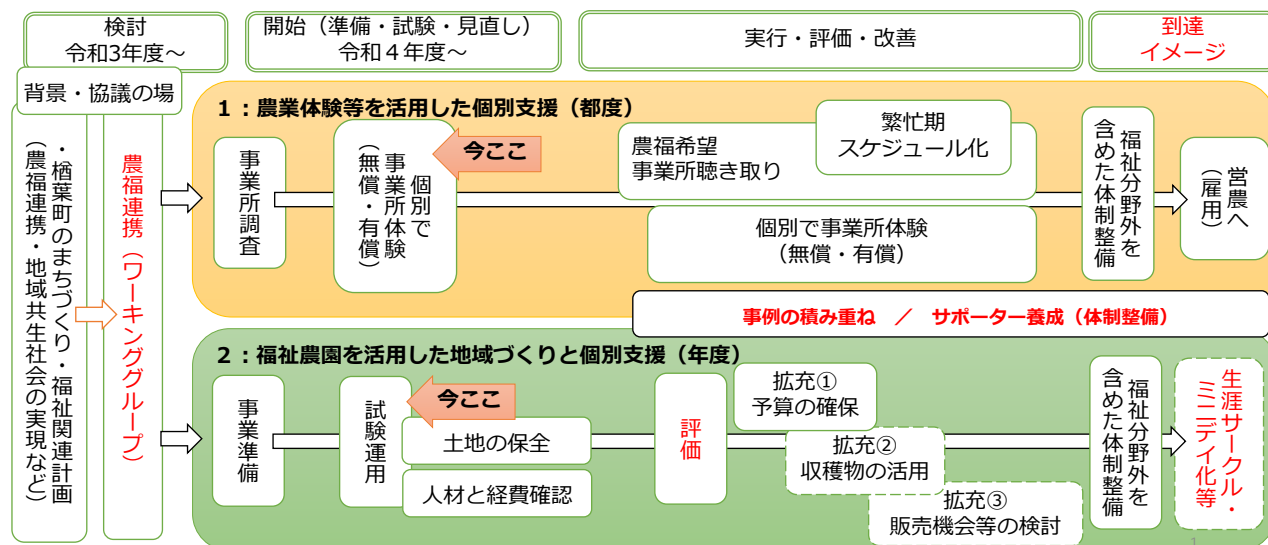
メンバーからもわかるように、高齢分野だけではなく、障害等他分野の支援も視野に入っていました。地域包括としては、子どもから高齢者、認知症の有無等にかかわらず、誰もが参加できる場を想定していたとのこと。

「これは社協としての視点も入りますが、支援をするときの社会資源というものが、この周辺には少ない。ひきこもり等の相談支援機関は、民間も含めていわき市や福島市等になってしまうため、移動の問題もでてきます。課題を抱えている人は、車を運転できなかったり持っていなかったりするもので、日常的な支援活動の場、社会資源が不足しています。そのため多くの対象者が参加できる場が必要でした」

楡葉町からいわき市や福島市は車で1～2時間かかります。福島県は特に面積の広い県ですが、同じような状況にある市町村は全国に少なくないでしょう。

楡葉町では、高齢者福祉計画と障がい者計画は一体的に策定されていて、共通した地域課題については、同様の方向性で施策対応をしていることも、ベースにありそうです。

図1 農福連携を用いた個別支援と地域づくりについて ※今後変更の可能性あり



産業振興課（農業担当者）との協力

ワーキンググループなどの議論を経ながら、農福連携の目的を、「参加支援（活動体験・参加体験）」と「地域づくり」と設定。そのための事業として、①農業体験等を活用した個別支援と、②福祉農園を活用した地域づくりと個別支援の2本としました。（図1参照）

2022（令和4）年度に入り、農業体験等を具体化するために、町内の農業事業者へのヒアリング調査を行いました。これは、農業事業者の意向把握と、農業と福祉の課題と解決手段がマッチングできるかを検討するためのものです。

「産業振興課の農業担当者には、大変お世話になりました。その担当者と私たちが（農業事業所に）ヒアリングに出向きましたが、アポ取りなどほとんど手配いただきました。福祉農園となる畑も、無償で借りることができたのですが、この地主さんも担当者から紹介いただきました。他にもいろいろと熱心に動いていただいて、当初の予定よりも大幅に早く進めることにもなりました」と渡邊さん。

14か所の農業事業者へのヒアリングでは、予想以上の好感触を得ることができ、次の活動へとつながりました。

農業（事業所）体験

具体的な事業メニューとしては、農作業体験と福祉農園づくりになります。どちらも、2022（令和4）年度は、テスト運用という形で公的な財源の手当て

檜葉町の概況（2023年1月末）

- 町内居住者数：4,290人
（町内居住）世帯数：2,255世帯
- 高齢化率：36.5%

※東日本大震災による避難指示区域だったため、住民基本台帳と町内居住者数（帰還者数）には、差異がある。

- 福島県沿岸（浜通り）の中部に位置し、東側沿岸部は低地、中央から西側は阿武隈高地を形成する山地となっている。降雪のほとんどない温暖な地域で、サッカートレーニング施設「Jヴィレッジ」等が立地している。2011年の東日本大震災による原子力発電所事故の影響で、立ち入りを制限されていた。2015年9月、避難指示解除となる。

■檜葉町地域包括支援センター （檜葉町社会福祉協議会）

〒979-0604 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-5 檜葉町保健福祉会館内
TEL：0240-25-4155





農園苗植え

はありません。

農業体験は、町内2か所の事業所で実施。事業の感触によっては、就労または作業手伝いとしての社会参加活動を想定しました。トマト・イチゴ栽培事業所では、1日2時間程度の作業を3回実施。作業内容は、出荷用の段ボール箱づくりで、高次脳機能障害の30代の方が参加しました。もう一つの水稻栽培事業所では、田植え時の苗の運搬や肥料の運搬等の作業を行いました。これには、障害者の就労支援事業所から3人と社協から声かけをした若年性認知症のある方を含めた3人の合計6人が参加。参加者は、みな楽しそうに作業に従事していました。事業者側からは、「きちんと仕事をこなしていて、安心してまかせることができた」という声や、「農繁期や定期で有償でも来てほしい」という話も出たようです。

また、家族以外との関わりがほとんどないという20代の青年は、炎天下での作業中に、事業所の社長から帽子をもらったことがモチベーションになったようで、「次も行かないと！」と話しているそうです。さらに、別の活動にも意欲的に参加するようになるなど、支援関係者はその変化に驚きを感じています。

福祉農園づくり

福祉農園は、東日本大震災以来、休耕地となっていた役場近くの畑を無償で借りできたことから、取り組みが始まりました。この農園は、農作業を軸



農作業体験(苗運び)

とした地域の集い場としての機能と、認知症の方やさまざまな課題を抱えている方の社会参加・交流の場としての活用が期待されています。もともと畑を管理されていた方のご厚意により、農機を出しての整地や畝づくりへの協力に加え、サツマイモ苗の準備から収穫までの相談にも対応いただきました(図2参照)。

「実は今期(令和4年)は、福祉農園は事業化に向けた体制整備と、用地確保、土地の保全くらいまでを予定していましたが、さまざまなご厚意や協力もあり、計画も前倒しとなりました。バタバタしながら必死に事業を進めてきた感覚です」と苦笑する渡邊さん。

苗植えや草刈り、収穫など人手が必要な作業に、町内高齢者の地域コミュニティサークルである「もろもろ塾」の協力も得たほか、地域のキーパーソンにも声をかけたところ、その方のネットワークで想像以上の近隣住民の方が集まってくれました。もちろん、地域包括や社協から、課題を抱えている方や農業事業所体験に参加した方などもお誘いし、当日はいろんな方が入り混じっての作業となりました。

「デイサービスは行きたくないけど畑なら、と参加した認知症の方もいました。この方を含め、当日は他者と普段関わりをもたない方が、多くの会話・交流をしている姿を見ることができました。支援機関の方の参加もあり、図らずも事業周知の場となって関心をもってもらうことができました」(渡邊さん)。

図2 福祉農園を活用した地域づくりと個別支援 ※令和4年度試験運用中

行程	ワーキング	検討会	準備	下準備	苗植え	草刈り	収穫	土づくり
時期	5月	6月	6月	6月27日 7月2日	7月5・20日	8月5・9日 9月9日	10月25日・11月1日 個別：10月26日	12月
内容		・担当者確認 ・候補地選定 ・方向性確認	・地権者契約 ・農地法確認 ・予算確認 ・保険確認 ・方向性確認 ・設備等確認 ・協力者確認	・草刈り(社協) ・耕運 ・畝作り(協力者) ・苗準備	・さつまいもの苗植え	・社協職員 9月 ・地域のサークル	・さつまいもの収穫 →参加者、地権者、協力者、近隣に配布 シンポジウムに設置 福祉事業に設置(普及啓発) →困窮相談者に配布(個別支援)	・耕運 ・堆肥(協力者)
参加者		・榎葉町役場(福祉担当)(農業担当) ・榎葉町社会福祉協議会 ・地域包括支援センター	・榎葉町役場(農業担当) ・榎葉町社会福祉協議会 ・地域包括支援センター	延べ 9 名 ・地域住民 ・農業事業所体験した方		延べ 25 名 ・地域のサークル登録者 ・事業所体験した方 ・通所はしたくないけど畑作業が好きな方 ・保健師が支援中の方(25日は欠席)	声掛けしたけど不参加 ・就労経験が無い方	
実施したことで、 ・普段家族としか話していない方も住民との交流ができた ・他事業につながる方が難しい方の参加もあり、普段みられない姿も見えた ・参加の機会にはなっていた ・事業や現状説明もでき、関心を示す方もいた ・障がいの委託の参加もあり、事業の周知ができた ・さつま芋を通じて、他事業利用者にも周知ができた								

コーディネートの苦勞と今後の展開

最後に、この事業の事務局として動いてきた3人に、苦勞した部分を聞いてみました。

「今年度はお試しです、と言いながらだったので、(福祉だけでなく)農業関係の事業でもあったので、関わってくる人が多くなっていて、説明に非常に気を遣いました。うまく伝わるよう話をするを常に注意しました。それと、(自分の)理想は別として、現実的にこの事業(試み)を継続させていくにはどうしたらいいか、その視点で動きました」(渡邊さん)。

社協職員でもあり、生活支援コーディネーターの立場でこの事業に関わった小林紀子さんは、「福祉農園がみんなの集える場所になってほしいという思いがありますが、社協が中心になると、『社協のためにやっている』となってしまうのではないかという懸念があります。社協が旗振り役になるのではなく、みんなが主体になればいいなと感じています」

住民の主体性を尊重・引き出しつつ活動につなげられるかに留意する、生活支援 Co らしい言葉です。

最後に社協の立場から、事務局としてこの事業に関わっている佐藤純さんは、このように語ります。「福祉農園では、みんなが集まれるような雰囲気づ

くり注意了しました。初めて来た人が嫌な思いをしないよう、1回目が大事だと思っています。農業についてはまったくの素人で、初めて聞いたことばかりでした。みんなで作業するときは、齟齬が生じないように、事前に農家からアドバイスを聞いたり、作業手順を自分で勉強したりしました」

この事業に関わるまでは、3人とも農業に触れたことはまったくありませんでした。来年度(令和5年度)については、令和4年度の反省も活かし、体制や財源を中心に町と検討を行っています。

「重層的支援体制整備でという話でもしていますが、今後の検討ですね。事業については、同時並行で実施していきます」

事業の前倒しもあり、試行錯誤をしながらも、確実に成果がみられている本事業。農業関係者との良好な協働関係も含めて、農福連携の先駆的取り組みとして周囲の市町村のモデルとなってほしい活動です。

コメントプラス

- ＋ 関係機関が皆で一緒に「プラットフォーム」として就労的活動支援を展開しているからこそその取り組み。
- ＋ 若いときからのつながりがつくれると高齢期も安心(就労的活動を実現しやすい)。

介護事業所の利用者の就労・ 社会参加にチャレンジ

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会

岡山市では、「在宅介護総合特区」として、2013（平成 25）年から高齢者の在宅生活を維持する「自立支援」に重点をおいたケアに取り組んできました。現在は、第Ⅱ期（2018・平成 30 ～ 2022・令和 4 年）にあたります。

今回ご紹介する事業は、この特区としての取り組みの一部ですが、特区でなければできない事業ではありません（法的に特別な取り組みではない）。自治体担当者の皆さまには、参考になるところをお読みいただき、取り入れていただきたいと思います。

要介護者の社会参加

「国の調査をみても、高齢者でも就労意欲のある方は少なくありませんが、実際に就労できているのは、70 歳で希望者の 6 割弱、75 歳で希望者の 2 割弱です。岡山市が高齢者に対して行った調査^{*1}では、要介護になると、運動や社会参加活動を諦める傾向が明確に見られました。趣味・文化的活動については、（非認定高齢者と）あまり変わらないのになです」と高齢者の社会参加に対する意識について語るのは、岡山市医療政策推進課・医療福祉戦略室長の中島悌吾さん。中島さんは続けます。

「元気な高齢者には、ボランティアやシルバー人材センター、地域の集いの場などの就労的な活動、社会参加活動がありますが、要介護となった高齢者が行く介護事業所では、お世話中心のサービスとな

り、そのような活躍の場がありません。そこで、介護事業所で介護保険サービスを通じて、利用者の意欲と能力に応じた就労・社会参加活動を『ハタラク』と名づけて、取り組むことになりました」

「ハタラク」の具体的な流れ

「在宅生活支援ということはもちろんですが、岡山市にはデイサービスも多いことから、今回の特区での取り組みには、デイサービスの質・機能の強化を目的とした事業も展開しています。本事業でも、デイサービス事業者を対象にセミナーを実施しました。デイサービスの一つの差別化の形になれば、という想いもあります。東京都町田市の『DAYS BLG！』などの活動をモデルとして参考にしています」と中島さん。

この事業の流れとしては、

- ① 事業セミナー開催
 - ② モデル事業所選定
 - ③ 関係者の事業の方向性・考え方の共有（個別ミーティング等）
 - ④ 企業とのマッチング
 - ⑤ 「ハタラク」実践
 - ⑥ 振り返り（成果・課題のまとめ）
- という実施手順となっています。

2021（令和 3）年度は、事業セミナーで関心をもってもらったデイサービス事業所から 3 事業所をモデル事業所として選出（のち、1 か所辞退で 2 事業所）、協働での取り組みが始まりました。

^{*1} 岡山市高齢者実態把握調査（令和 2 年 3 月）

表 2021（令和3）年度「ハタラク」事例

事業所	活動内容	頻度	謝礼
生協	店舗敷地内の草取り	1回30分、月2回	200円/回
工場	返品商品からの タグ取り外し	1時間程度、月2回	1円/個
運送会社	DM便配達	30分程度/毎週	25円/通
お寺	境内清掃	毎週火曜	なし
町内会	公園清掃	30分程度、月2回	なし
病院	拘縮防止製品制作	（病院売店で販売）	売上を参加者で分配

「まず、事業所のみなさんに、理解してもらうのに苦労しました。制度的に、（デイサービスで、利用者が就労的活動を行い、謝金を受け取ること）できないとされている方が多いですね。実際には、厚労省もデイサービス等での社会参加活動について、実施の際の留意点などを事務連絡^{*2}等に出しているのですが。モデル事業所の選定にあたっては、事業所の意欲はもちろんですが、想定している利用者さんがいるかどうかという点も重視しました。具体像が描けるかどうかですね。

取り組む事業所を選定した後、もっとも重要なのが、関係するスタッフのイメージ合わせです。事業の考え方、ポイントを何度も個別にモデル事業所と打合えました。しつこいくらいに」

笑いながら話す中島さんですが、市の意気込みも伝わってきます。

若い人が多い事業所では、プロジェクトチームをつくって取り組んでいたそうです。このような方向合わせをしながら、モデル事業所側では、利用者に対して、この事業の説明とともに参加の意向や希望などを確認します。また、地域で仕事を提供してくれる企業、高齢者の社会参加を受け入れてくれる団体等を探します。一部は、市のほうから企業を紹介したケースもあります。また、地域の企業等に対して説明が必要な場合は、中島さんをはじめ医療福祉戦略室から市職員も一緒に赴きました。地域密着型のデイサービスでは、運営推進会議で事業を説明し

たところ、参加していた地域の人が地元の工場を紹介してくれました。このようにして、多くの人の協力も得ながら、見つけてきた作業依頼をデイサービス事業所（モデル事業所）が受注し、デイ利用者中の希望者が「ハタラク」形となります。2021（令和3年）度では、2事業所で6例の「ハタラク」が誕生しました。

「ハタラク」の効果と影響

上の表のとおり、6例の取り組みでは、有償のケースも無償のケースあります。無償で実施したケース

岡山市の概況（2023年1月末 住民基本台帳）

- 人口：701,299人 世帯数：337,585世帯
- 高齢化率：26.8%
- 岡山市は、岡山県南部中央に位置し、瀬戸内海に面する県庁所在地であり、政令指定都市でもある。南部の岡山平野に中心市街地が拡がり、中四国の交通の結節点を形成している。瀬戸内海式気候のため、年間を通して温暖で降水日数が少なく、「晴れの国おかやま」とも呼ばれる。

■岡山市 保健福祉局保健福祉部 医療政策推進課 医療福祉戦略室

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1

TEL：086-803-1638

（高齢者活躍推進事業：ハタラクガイド）



*2 介護保険最新情報 Vol.669（平成30年7月27日）



生協での活動の様子

でも、次回は有償でいいので別な作業をお願いできないかという話がきている例もあります。

また、認知症がある方が活動しているケースでは、ボランティアの人に一緒に付き添ってもらいながら活動していたり、足腰が不自由な人でも座ってできる内職作業等で活躍しています。また、DM 便を配達している利用者さんの場合、もともとは散歩していた時間を配達の時間にしているそうです。

「生協さんでは、利用者さんはコープのエプロンを着用して作業しています。また、作業終了後、店長が謝金を直接本人に手渡ししてくれます。利用者さん本人も喜んで、もらった謝金で、早速生協のどら焼きを買って嬉しそうに食べていたそうです」

このような「ハタラク」の事例は、岡山市で制作した「ハタラクガイド」で詳しく読むことができます。49 頁概要欄に QR コードをご紹介します。

「生協さんのホームページや山陽新聞等でも紹介いただけてますが、有難かったのは、KSB 瀬戸内海放送さんに、TV で特集報道してもらったことです^{*3}。特に、実際に働いている姿をなかなか見られなかった高齢者のご家族の方によくわかってもらえたことは大きかった」と中島さん。確かに、百聞は一見にしかず。日中仕事や用事を抱えているご家族の方に、理解いただくには絶好の媒体といえるでしょう。ローカルメディアとしても、地元自治体のこのような新しい取り組みは、報道する価値が高いと考えられます。

しかし、このような取り組みでの事業所のスタッ

フの負担は問題にならないのでしょうか。その質問に対して、中島さんはこう答えてくれました。

「管理者さんの一人は、『従業員の負担を増やさない』ことを意識しながら、取り組んでいるそうです。これまでのところ、スタッフ間でその点が問題になったことはないですね」

おそらく、参加された利用者の表情や態度、満足度が、スタッフの張り合いにもなりよい影響を与えているのかもしれません。

2021（令和 3）年度に引き続き、岡山市では 2022（令和 4）年度でも「ハタラク」を継続展開しています。4 年度は、自ら手をあげた 6 事業所から、新たに 3 事業所をモデル事業所として選定し、活動に取り組んでいます。

「財源としては、重層的支援体制整備事業を使っています。今年度では、モデル事業所の中に、全国で事業展開しているデイ事業所も入っています。この取り組みが全国にも展開されるようになったらいいな、とは思いますが」と中島さん。

要介護高齢者を、お世話される側にとどめない、活躍できる場を介護事業所が提供するというこの取り組み。ぜひ、全国に広がってほしいものです。

コメントプラス

（ハタラク：高齢者活躍推進事業）

＋ デイサービス利用者の就労、社会参加を実現している。

＋ 要介護高齢者にも社会参加をあきらめないでほしい。

*3【特集】要介護者が地域で仕事やボランティア
岡山市の新事業「ハタラク」とは



事例

7-2

生涯活躍就労支援事業
「シニア専門の就労相談」
岡山県岡山市

民間就労支援機関と連携し、 就労意向のあるシニアの社会参加を支援

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会

岡山市では、“まちの持続可能な開発を実現する真の生涯活躍のまちづくり”として、地方創生推進交付金を活用して3事業を展開していますが、そのうちの 하나가、ここでご紹介する「生涯活躍就労支援事業」です。これは、就労を希望するシニア層の相談受付・登録を行い、相談者の健康状態やニーズに応じて就労先企業とのマッチングを行うもので、企業の求人に対し業務内容や労働条件の調整なども行うほか、就労後の定着支援まで手がけるものです。

にしました。地方創生推進交付金（補助率 1/2）を活用するとともに、ソーシャルインパクトボンド^{*1}の仕組みを導入。このため、事業実施機関として、社協、民間就労支援機関（（株）パソナや（株）グロップ）、と中間支援組織である日本ファンドレイジング協会（JFRA）がコンソーシアムを組んでいます（図2 SIBを活用した生涯（活躍）就労支援事業・実施体制参照）。

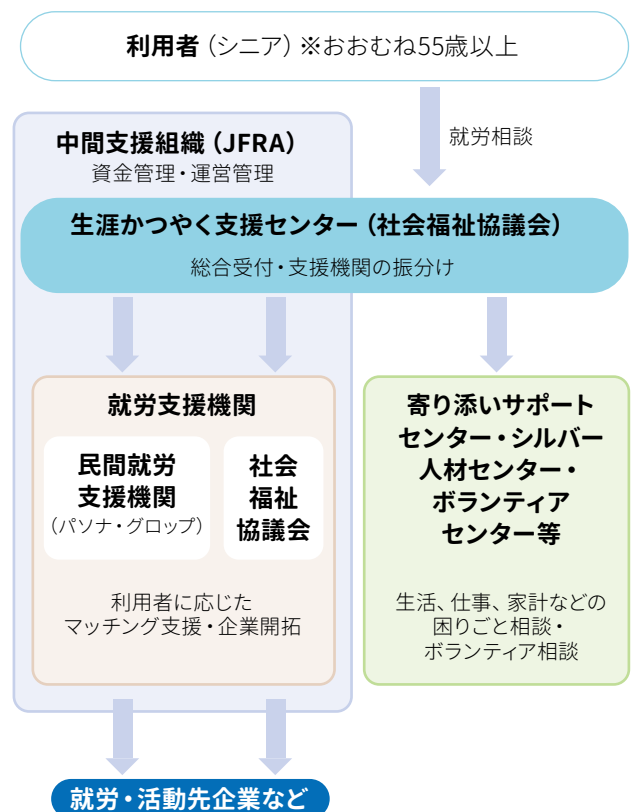
シニア層への就労・社会参加支援

「もともとは、2015（平成 27）年から、岡山市社会福祉協議会（以下、社協）に委託して、『生涯現役応援センター』を設置していました。ここでは、主に地域活動やボランティアを中心にマッチングを行っていたのですが、登録者の半数の就労希望に対し、7割は活動に結びつけることができていませんでした。

そこで、2019（令和元）年に、就労支援のノウハウをもつ民間就労支援機関と連携をする形で現在の『生涯かつやく支援センター』に再編・移行することになりました」と話すのは、岡山市地域包括ケア推進課係長の亀川桂司さんです。

再編された生涯かつやく支援センターは、就労支援に重点をおき、ボランティアへのマッチングは、社協が運営するボランティアセンターが行うこと

図1 事業イメージ



^{*1} 行政から民間に委託する際の手法の一つ。成果連動型の委託契約で、民間資金を活用したスキームをとる。

表 事業実績

	単位	R2実績	R3実績	R4. 10月末実績
新規利用登録者数	人	331	378	254
就労者	人	172	195	107
定着率	%	80.6	89.1	87.3
企業登録数（累計）	社	392	493	529

「生涯かつやく支援センター」の役割分担

この事業で対象となるシニア層は、おおむね 55 歳以上のセカンドキャリア世代を想定しています。就労を希望するシニア層の相談を、社協が運営する生涯かつやく支援センター（窓口）で受け付けます。ここで、本人の健康状態や環境、希望する働き方などをていねいに聴き取ったうえで、一般就労（フルタイム・パートタイム含む）なら民間就労支援機関または社協で支援し、違う形の社会参加活動のほうが適している場合は、シルバー人材センターやボランティアセンター等につなぎます。受付がインテークを担当し、利用者ニーズに合わせて、それぞれの機関に振り分けるといったイメージです。また、就労相談で来たものの、他の課題を抱えていると思われる相談者（たとえば、生活困窮の支援が必要と考えられる人）の場合は、相応の支援機関へとつなぎます。ハローワークの難病患者就職サポーターにつないだケースもあったそうです。

「相談に来所される方は、もともと社会貢献（社会の役に立ちたい）などを目的に来られる人が多い印象だったのですが、コロナ禍になってからは、生

活が苦しいので収入を目的に、という方も増えていますね」と亀川さん。

一般就労での就労支援は、（株）パソナや（株）グロップ、社協が主に担当しています。各社はマッチングのほか、自社ノウハウを活かした協力企業の掘り起こしなども実施。また、相談者の希望に合わせて、就労時間の短時間化や業務内容の一部見直しなど、求人企業と交渉・調整も行います。「企業は交渉に応じてくれるものですか？」と尋ねたところ、この事業に協力してもらう段階で、企業にはシニア雇用について理解していただいたうえで同意書をもっていることもあり応じてもらえているそうです。なお、就労の 8 割はパートタイムとのこと。また、定着支援として、就業後の困りごとへの相談などにも対応しています。就労支援事業だと、どうしても就労件数ばかりに目が向きがちですが、定着支援は、就労したシニア層にとっても、受け入れた事業者にとっても、大きな意味のある支援といえるでしょう。

ハローワークやシルバー人材センターとも連携をし、来所者に対して、お互いに紹介・情報提供を行っているそうです。特に、ハローワークでなかなか就職が決まらないシニア層が、生涯かつやく支援センターに紹介されて来ることも少なくないそうです。

その他の事業の告知としては、市のホームページや広報誌のほか、庁内各課や図書館・公民館でのチラシ配付のほか、シルバーカードに同封送付もしています。

■岡山市 保健福祉局高齢福祉部 地域包括ケア推進課

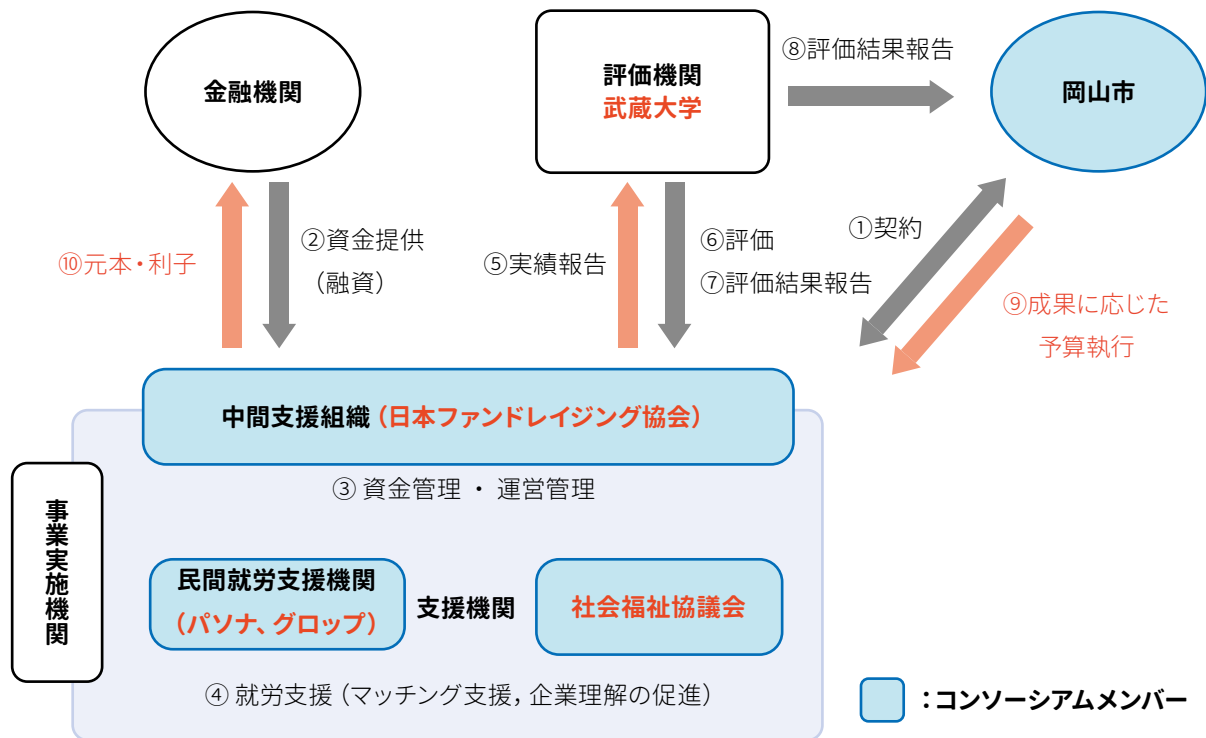
〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1

TEL: 086-803-1256

（生涯活躍就労支援事業）



図2 SIBを活用した生涯就労支援事業 実施体制



一般就労の成果と今後に向けて

就労したシニア層からは、「前職退職後は、ゆっくり自分の時間を楽しもうと思っていた。しかし、人との関わりがなくなり、社会とのつながりがなくなったように感じ、何かできないかと就労しました。就労後は、同僚からいろんな刺激を受けています」「サポートのおかげで、自宅から近い、孫との時間をとりたという条件に合う職場を見つけることができました。無理なく、自分のペースで働いています」などの声が出ています。また、企業側からも、「高齢者の雇用に不安があったけれど、実際に働いてもらったら、しっかりやってもらえた。次もお願いしたい」「(高齢者ならではの) 仕事に対する真面目な姿、時間を守る姿勢が、若い従業員に好影響を与えている」など、関係者から高い評価を受けています。また、事業実績を見ると、登録者、就労者、協力企業の数等も伸びていることが一目でわかります。

「今年度(令和4年度)で交付金が終了するため、一旦事業としては終了しますが、今後もシニアを対

象とした就労支援は継続する予定です。そのための検討を現在行っているところです」と話す亀川さん。

民間も含めた多様なプレイヤーのそれぞれの持ち味を活かして、シニア層の社会参加を拡げてゆくこの取り組み。政令指定都市ならではの規模感がありますが、他市町村でも参考にして、ぜひ取り入れていただきたいものです。

コメントプラス

(生涯活躍支援センター)

＋ 相談内容から「本人が何を望んでいるのか」を引き出し、どこに支援を担ってもらうか考える。

事例7-2 岡山市「シニア専門の就労相談」

事例

8

NPO法人とかの元気村
高知県佐川町斗賀野地区

「居場所と役割」で地域づくりの好循環

就労的CO

総合就労相談

有償Vo

一般就労

地域活動

地域共生社会



NPO法人元気村の活動拠点「とかの集落活動センターあおぞら」

活動の原点は「草刈り」

元気村の取り組みは多岐にわたりますが、自主事業や町からの委託業務、協力関係にある地縁組織・農業者団体の活動も含め、草刈りや伐木などの屋外作業が多いという特徴があります。

「元気村の活動の原点は草刈りなんです。担い手の中心は高齢期の男性。若い世代を巻き込む交流イベントや子育て、学校教育支援などにも力を入れています。基本は本業をリタイヤした高齢世代が集まって地域を元気にしようということ。高齢者に居場所と役割を、という発想は当初からです」

「居場所と役割」の考え方は地域福祉の分野でも徹底。たとえば、サロンを利用する高齢者は一般的には「見守られる」側ですが、元気村では「見守る側」にもなります。

その実状にふれる前に、元気村のサロンについて解説しておきます。

元気村は、活動拠点「とかの集落活動センターあ

おぞら」内で「あったかふれあいセンターとかの」を運営。その一環でサロンを設けています。

あったかふれあいセンター（以下、あったかC）は共生型の地域福祉活動拠点で、高知県独自の補助制度に基づき市町村が事業主体となって民間の企業・団体に運営を委託します。受託者はサロンの開設、高齢・障害者などの見守りや相談対応、支援機関へのつなぎ、移動や買いもの、家の清掃、除草といった生活支援（一部有償）などを行います。

元気村のサロンには、常設サロン、介護予防サロン、認知症カフェなどがあり、このうち常設サロンは土日祝日を除く9時～16時オープン。1杯百円のコーヒーや湯茶（無料）の用意があり、昼食弁当も事前予約で注文できます（飲料や食事は持ち込みも可）。曜日によっては移動販売車で買いものも。自力で来られない高齢・障害者には無料送迎があります。子どもや若者も利用でき、小学生が放課後に来て宿題をする姿が見られます。

常設サロンは男性に好評

介護予防サロンと認知症カフェはそれぞれ週2回、月1回で、常設サロンとは別のスペースで開かれます。そのため常設サロンの機能——誰でも気軽に訪れ、喫茶、食事、おしゃべりを楽しむ——はまったく制限されません。

常設サロンの利用者は1日30人前後で、ほとんどは70～90代。毎週複数回利用する常連はおよそ130人います。「常連さんたちは、自分の家の近所に体調を崩したり困りごとを抱えた人がいると、

すぐ気づいて私たちスタッフに教えてくれます」。こう話すのは元気村副理事長であったかCコーディネーターの森田有紀さん(48歳)。

「私たちの見守り対象になっている人も、常連さんがご近所だったり、近所でなくても連絡を取り合っている場合は、普段のお付き合いの中でさりげなく様子を見てもらっています」

常連たちは、緻密な見守りネットワークを構成、運用する貴重な人材です。また、常連に対する以下の役割づくりの例があります。

◎ 80代の元大工。掲示板など備品の制作・修繕が

必要な場合はこの人に依頼。材料費だけで引き受けてくれる。

◎ あったかCの地域食堂「カレーの日」(月1回)の運営は70歳前後の女性約30人のボランティアグループ「とかの女子会」が担当。食材調達では、畑仕事を続けるサロンの常連らに野菜などの提供を要請。毎回少なくとも5～6人が応じる。

◎ 精神疾患のある中年男性。人間関係は保健・医療関係者に限られていたが、保健師の紹介で常設サロンに通い、常連に、畑の収穫を地域食堂に差し入れるほか、趣味のサークル活動にも加わるように。

佐川町の概況 (2022年12月末)

●人口:12,238人 ●世帯数:6,011世帯

●高齢化率:40.3%

斗賀野地区の概況

●人口:3,097人 1,440世帯

●高齢化率:39.2%

斗賀野は町域を構成する5つの地区(小学校区相当)のうちの一つで36集落・自治会からなる

■NPO法人とかの元気村

〈主な活動内容〉

佐川町斗賀野地区を活動基盤とする地縁型NPO法人。活動拠点は同法人が指定管理者の「とかの集落活動センターあおぞら」。同センター内で「あったかふれあいセンターとかの」を運営

〈役員・会員・有給職員など〉

理事12人、監事3人、会員165人(2023年1月時点)。会員の3分の2は男性で、中心となる年齢層は70代。このほか、あったかふれあいセンターの生活支援サービス(清掃、草刈り、電球交換その他、1時間500円)に従事する登録ボランティア「あったかお助け隊」メンバーが45人。町が会計年度任用職員として雇用し、集落活動センターに配置する集落支援員が2人。うち1人は同法人理事兼事務局長。あったかふれあいセンターの常勤スタッフは4人で、同法人が雇用。うち1人は同法人副理事長で同センターのコーディネーター

〈コーディネーターの配置〉

同町では就労的活動支援コーディネーターの配置は

ない。生活支援コーディネーターは町社会福祉協議会に1人配置。生活支援体制整備事業の圏域設定は第1層のみ。同法人の活動拠点の運営に携わる集落支援員と、あったかふれあいセンターのコーディネーターが実質的に斗賀野地区の生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターとして活動

〈年表〉

- 1989年 農業者らが斗賀野土地改良区を設立
- 1996年 土地改良区を母体に「斗賀野地区力強い農業推進協議会」結成
- 2002年 同協議会の活動を引き継ぎ、地域の歴史・文化継承などの目的を加え「とかの里づくり懇話会」結成
- 2005年 懇話会を発展的に解消、地域づくり全般に取り組む枠組みとして同法人設立。当初の会員数141人。農村公園内に鉄骨造平屋の活動拠点「元気村役場」を建設
- 2014年 町委託業務で元気村役場内に「あったかふれあいセンターとかの」開設
- 2017年 元気村役場隣接地に町が「とかの集落活動センターあおぞら」を建設、同法人が指定管理者に。「あったかふれあいセンターとかの」は集落活動センターに移転。元気村役場は引き続き集会施設として活用

〈所在地・連絡先〉

〒789-1232 高知県高岡郡佐川町東組2692

TEL:0889-22-0448

<https://tokanogenkimura.com/>



◎生きづらさを抱えた若い男性。利用者の少ない時間帯に来てスタッフとおしゃべり。サロン終了時の片付けを手伝う。スタッフの紹介で、元気村と協力関係にある農業者団体が行う草刈りにも参加。



「あったかふれあいセンターとかの」の常設サロン

なお、常連のほぼ半数は男性です。脳トレや体操への参加を強制されず、喫茶店感覚で利用でき、何かしら役割をもてる点が好まれるようです。

もう一つ、あったかCの役割づくりを取り上げます。毎年9月または10月第1日曜に開催する住民参加型の生活支援ボランティア体験イベント「お助け大作戦」です。

「大掃除」のニーズに応える

大作戦は高齢、障害者世帯の家屋清掃、庭の手入れや除草などを、事前に参加を申し込んだ住民が無償で行うもの。毎回10世帯程度を対象に、60人から多いときで90人あまりの住民が数人ずつの班に分かれ、作業に従事します。7、8歳の小学生から80代までのほぼ全世代が参加。2017（平成29）年に始まり、台風で中止された2020（令和2）年を除き毎年開催。コロナ禍でも住民から「やるべきだ」との意見が多く寄せられ、屋外作業を中心に実施に踏み切りました。

大作戦当日の朝、参加者は集落活動センターに集合し、班ごとの作業内容を確認して現場へ。2時間ほどで作業を終えて戻り、別のボランティアがつくる昼食をいただきます。夕方には「反省会」の宴席も。以下参加者の声。

◎40代男性「お年寄りの喜ぶ姿を見ると、やってよかったと思う。普段は顔を合わさない人と作業の中で交流できるのもいい。夕方からの飲み会も楽しみ」

◎60代男性「依頼者や他のボランティアと親しくなれるのがうれしい。作業は苦にならないし、やりがいがある」

◎70代女性「庭に草が茂っていたり、膝を痛めたといった話を聞くと『困っているだろう、手伝ってあげたい』と思うが、なかなか家に踏み込めない。大作戦ではそれができる。これをきっかけに普段から関わられるようになればいい」

◎70代女性「前回までお昼ごはんづくりのボランティアをしていた。足腰を痛めて今はできないから、家でつくった漬けものを持ってきた。皆さんに食べてもらおうと思って」

◎80代男性「若い人も私のような年寄りも一緒になって家や庭をきれいにし、感謝の言葉をいただいた。体が動く限り参加し続ける」

大作戦を始めた理由を、森田さんは次のように説明します。

「あったかCの通常業務として、ヘルパーが対応しない清掃や草刈りなどをスタッフや『あったかお助け隊』（登録ボランティア）が行う生活支援サービスがあります。時折、大掃除のような依頼があり、人手の確保に苦慮していました。でも大掃除なら年に1回でいいわけで、多くの住民を巻き込んで一斉に作業する日をイベントとしてやることにしたんです」



生活支援ボランティア体験イベント「お助け大作戦」（2021年10月17日）

目的は生活支援だけではありません。

「大作戦を通して世代を超えた住民交流を促進することと、高齢・障害者世帯の生活課題を住民に知ってもらうことも大事です」

「死ぬまで活躍してほしい」

2022（令和4）年10月の第5回大作戦の時点で、ボランティアの最高齢は86歳の真辺誠男さん。

真辺さんは兼業農家で、59歳で運送会社を退職後、当時の農協役員らとともに地元小学校の体験学習用農地の管理や児童の農業体験会を30年近く支援。元気村発足後は、各種の自主事業や協力団体の草刈り、伐木、芝焼き、水路修繕、農作業補助などにボランティア（一部有償）として参加しています。

このうち農業体験の支援は、小学校の農地（水田約1,000㎡、畑地約200㎡）の管理を真辺さんら数人の高齢男性が担い、田植えや稲刈りなどの体験会は元気村やPTAの会員も加えた10人前後で運営。当初は無償で、のちに町教育委員会と連携する学校支援地域本部事業となり、一定の手当が支給されています。

農地管理と体験会の運営は、年間を通して学校側との綿密な調整が不可欠。かつては真辺さんがリーダーとして担当し、2017（平成29）年に元気村事務局が引き継ぎました。

「おかげでこの年になっても続けられます。子どもたちの喜ぶ姿を見たり、草刈りなどをして地域の役に立つのはうれしいし、誰かが私に何かをしてほしいと頼んでくれるのはありがたい。生きがいです」

草刈りに関しては、元気村をはじめ農事組合法人などの協力団体がそれぞれの活動範囲で年2～3回ずつ行います。元気村の自主事業はほぼすべて無償。町からの委託業務や指定管理業務（公園、道路など）と、協力団体が主体となるものは有償（1時間1～2千円程度）が多くなっています。主な担い手は約150人（実際の参加者は都合のつく50人前後）で、ほとんどが70代以上。ちなみに、真辺さんはそのいずれにも参加しています。

「真辺さんのような人には、死ぬまで活躍してほしい」と事務局長の吉森さん。「下の世代への刺激になってます。『あの人がこれだけやってるなら、私もやらないと』と。最高のお手本」就労的活動の創出・提供については次のように述べています。「要は居場所と役割づくり。元気村はずっと取り組んできました。自分にできることをして誰かが喜び、感謝してくれる…多くの住民に経験させたい」

農業を基盤に古くから育まれてきた地域のつながりと協働の生活文化に元気村が加わって、「住民活動の幅が広がり、つながりや協働の精神も強まった」と語るのは初代理事長、森正彦さん（75歳）。「元気村を訪れる高齢者の大半は『お世話される人』ではなく、さまざまな活動の担い手です。地域食堂にしても、お助け大作戦のようなイベントにしても、担い手はすぐ確保されます。その積み重ねで地域のつながり、まとまりが一層よくなり、元気村もうまくまわる」

多様な分野の活動が、拠点をもつ住民組織によって包括的に運営されることで、就労的活動支援と地域づくりは相乗効果を発揮します。

コメントプラス

- ＋ 地域づくりを通じた活躍の場づくり。
- ＋ 高齢者の就労的活動が持続可能な地域づくりを支えている。

事例総括

本稿でご紹介した8事例、実際には岡山市は2つの取り組みなので9事例になりますが、いかがでしたでしょうか。就労的活動支援Coが関わっているものが5事例、関わっていない（生活支援Coやそのほかの人がコーディネートを担当している）ものが4事例になります。

今回事例に共通するポイントとして、3点あげたいと思います。

① 制度があるという理由で取り組んだわけではない

全事例に共通することは、「私たちの地域で、このような就労的活動支援を行ったほうが、高齢者（を含む住民）のQOLが高まる」というニーズや想いから、動き出している活動・事業である点です。つまり、「就労的活動支援をしなければならぬ」という制度などからの強制で取り組んだわけではないということです。

目の前の課題に対して「こういうことができたらいいな」「豊かな暮らしに近づくのでは」という方向性、そこが活動の原点にあります。

② 就労的活動支援Coを「活用」

就労的活動支援コーディネーター（制度）についても、むやみに導入したわけではなく、やりたいこと（取り組む事業）に合致しているから活用しよう、という事例が多く見受けられました。

事例2の新潟県三条市では、もともと生活支援Coが担っていた就労的活動支援を就労的活動支援Coに切り替え、その結果として生活支援Coが実質的に増員されています。事例4の兵庫県尼崎市の場合は、市単事業の再構築に活用しています。

③ コーディネーターの「聴く力」

紹介事例の多くで、コーディネーターが「聴く力」を大切なこととしてあげています。事例3では、北区の担当者が、「高齢者には、過去の実績もプライドもある」という言葉を発しています。そのことをふまえながら、相手の得意・不得意や、希望、現在の身体状況などを丁寧に聴き取り、活かしていくことが、その後の調整・マッチングの第一歩となります。事例7-1の岡山市「高齢者活躍推進事業」のような認知症を含む要介護者と仕事をマッチングする場合などは、家族も含めた特に細やかな気遣いが必要でしょう。

最後に、就労的活動や活動支援の「もっと事例を知りたい!」と思われた方へ。

令和3年度老健事業「東北地方の中山間地域における高齢者の日常的な交流・社会参加活動の支援と就労的活動支援コーディネーターの活用促進に関する調査研究」の成果品ガイドブック

https://www.clc-japan.com/research/2021_02.html

も、ご覧になってみてください。



参考

『ハタラクでつながる・つなげる』 を使って協議会で学習会を開催しました

●酒田市 健康福祉部 高齢者支援課 地域包括支援係
生活支援コーディネーター 三浦智恵子

▶山形県酒田市の概況

人口 97,697人 42,682世帯
高齢化率 37.0% (令和4年9月30日現在)

元気な高齢者が増えてきたことや定年延長という時代背景もあり、結果的に介護予防につながるような“高齢者の生きがい”を目的とした活動・就労支援を何かできないかと考えていたところ、地域支援事業の改正で就労的活動支援コーディネーターが配置できるようになり、令和3年度から就労的活動支援コーディネート機能の強化に取り組むことを決めました。酒田市の生活支援コーディネーターは市に1名、10か所ある地域包括支援センターに各1名、計11名配置されており、就労的活動支援コーディネーターについては1層の生活支援コーディネーターが兼務するという形で配置しています。

当初は高齢者の就労についての意識調査を行ったり、こんなスキームでやりたいという絵を描いたりしていましたが、『ハタラクでつながる・つなげる』のガイドブックを通じて有識者の考え方やさまざまな団体の事例を学ぶうちに、まずは関係課や関係機関の方々と「就労的活動支援」についての共通認識をもつことが大切なのではないかと思うようになり、学ぶ形での協議会をオンラインで開催することとしました。

就労的活動は地域性に応じて柔軟に解釈できる部分が多く、ハローワークやシルバー人材センター、ボランティアセンター、商工港湾課などさまざまな機関や課と連携していくことが大切です。

東北公益文科大学の武田教授から就労的活動支援のベースとなる概要の講義、藤里町社会福祉協議会からは、認知症になっても障がいがあっても

活躍できるという素晴らしい事例紹介を。その後の意見交換ではシルバー人材センターが新しい事業展開をしていることを知ることができ、改めてお互いの領域を確認したうえでwinwinの関係性を築くことが大切だと気づきました。協議会をきっかけにまずは、関係者同士で顔の見える関係を築くことができました。

令和4年度 酒田市生活支援体制整備協議会開催概要

役割がある形での社会参加 ～就労的活動支援について～

- 日時：2月16日（木）
- 時間：10：00～11：45
- 方法：Zoom 配信
- 場所：酒田市政府 会議室 101・102・103

(1)「就労的活動支援とは何か」

講師：東北公益文科大学 大学院 教授
武田真理子氏

(2)「就労的活動支援～全世代対象プラチナバンクの事例紹介～活躍支援による地域福祉の可能性～

講師：藤里町社会福祉協議会 会長 菊池まゆみ氏、
局長代理 門田 真氏

(3) 質疑応答・意見交換

参集範囲：協議会委員（各地域包括支援センター生活支援コーディネーター、社会福祉協議会）関係課・関係機関（福祉企画課・まちづくり推進課・商工港湾課、ハローワーク酒田、酒田市シルバー人材センター、ボラポートさかた）

参考資料

就労的活動支援に関する調査(調査結果)

問 1. 「就労的活動」がどのようなものを指すか、ご存じでしたか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	おおそ把握している	308	36.8
2	語感などから理解しているが、具体的にどのようなものかは、わからない	488	58.2
3	わからない	42	5.0
	無回答	0	0.0
	全体	838	100.0

問 2. 貴市町村では、現在、又はこれまでに高齢者の就労的活動支援に取り組んできましたか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援コーディネーター（以下Co）を配置し、就労的活動支援に取り組んでいる	29	3.5
2	就労的活動支援Coは配置していないが、生活支援Co等が、就労的活動支援に取り組んでいる	174	20.8
3	就労的活動支援には、取り組めていない	635	75.8
	無回答	0	0.0
	全体	838	100.0

問 3. 就労的活動支援 Co を導入した理由で、あてはまるものをお選びください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援に特化した人員を配置したほうが、支援がすすむと考えた	22	75.9
2	生活支援Coが多忙なため、業務の一部を補完できればと考えた	7	24.1
3	生活支援体制整備事業（地域支援事業）に、国の補助で投入できる人員が増やせるのは助かる	11	37.9
4	社会福祉協議会やその他の就労的活動支援を行っている団体等から導入を希望された	1	3.4
5	その他	4	13.8
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

累計 (n)	累計 (%)
45	155.2

問 4. (就労的活動支援 Co を) 何人配置していますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	1人	17	58.6
2	2人以上	12	41.4
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

問 4-1. 複数コーディネーターの担当は、どう分けていますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	地区別担当分け	2	16.7
2	職務内容を分けて担当分け（片方は、生活支援ボランティアグループ専門など）	2	16.7
3	全く同じ職務内容で配置・時宜等に応じて分担	8	66.7
	無回答	0	0.0
	非該当	826	
	全体	12	100.0

問 5. 就労的活動支援 Co は、直営ですか、委託ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	直営	5	17.2
2	委託	24	82.8
3	（複数人配置で）直営と委託の両方	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

問 5-1. 委託先はどちらですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	社会福祉協議会	12	50.0
2	地域包括支援センター（委託法人）	0	0.0
3	その他	13	54.2
	無回答	0	0.0
	非該当	814	
	全体	24	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	25		104.2

問 6. 配置している就労的活動支援 Co は、専任ですか、兼任ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	専任	10	34.5
2	兼任	18	62.1
3	（複数人配置で）専任と兼任が混在	1	3.4
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

問 6-1. 就労的活動支援 Co と兼任している業務は何ですか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	生活支援Co	9	47.4
2	生活支援Co以外の、地域包括支援センター（担当職種）	1	5.3
3	コミュニティソーシャルワーカー	2	10.5
4	その他	9	47.4
	無回答	0	0.0
	非該当	819	
	全体	19	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	21		110.5

問 7. 就労的活動支援 Co の前職であてはまるものをお選びください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	行政職員	7	24.1
2	社会福祉協議会職員（地域福祉担当職種）	9	31.0
3	社会福祉協議会職員（介護系、生活困窮者支援・成年後見等個別支援職種）	1	3.4
4	地域包括支援センター職員（社協以外）	1	3.4
5	2～4（社協・地域包括）以外の社会福祉法人の職員	1	3.4
6	社会福祉法人以外の、福祉系の法人（株式会社・NPO等含む）職員	1	3.4
7	福祉系ではない法人（株式会社・NPO等含む）職員	4	13.8
8	集落支援員・地域おこし協力隊	1	3.4
9	地域運営組織（RMO）を含む地縁組織メンバー	0	0.0
10	その他	7	24.1
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	32		110.3

問 8. 就労的活動支援 Co が現在取り組んでいる職務であてはまるものをお選びください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	20	69.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	24	82.8
3	協議体への参加	14	48.3
4	生活支援Coとの同行や、協働活動（生活支援Coを兼任している場合、協働とみなしてください）	16	55.2
5	就労的活動支援や、就労的活動支援Coを知ってもらう取組み	15	51.7
6	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	12	41.4
7	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	13	44.8
8	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	21	72.4
9	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	6	20.7
10	遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用したり、自家用菜園の作物を販売できる場・仕組みをつくったりするような農福連携などの取組み	4	13.8
11	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援	1	3.4
12	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり	3	10.3
13	その他	2	6.9
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	32		110.3

問 9. 就労的活動支援 Co が活動するにあたり、現状課題がありますか？

No.	カテゴリー名	n	%
1	特に課題はない	12	41.4
2	課題はある	17	58.6
	無回答	0	0.0
	非該当	809	
	全体	29	100.0

問 10. 就労的活動支援に取組めていない理由として、あてはまるものをお選びください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援がどういうものか、わかっていなかった	148	23.3
2	就労的活動支援の必要性を感じられない	75	11.8
3	就労的活動支援は、（当市町村では）社会福祉協議会などが既に行っているため、新たに行う必要がない	62	9.8
4	就労的活動支援は、（当市町村では）シルバー人材センター等が行っているため、新たに行う必要がない	147	23.1
5	シルバー人材センターや、ハローワーク等と業務が重複しそうで、取組みにくい	249	39.2
6	生活支援Coや、協議体に取り組む余力がない	280	44.1
7	自分自身（生活支援体制整備ご担当者さま）に、取り組む余力がない	224	35.3
8	その他	80	12.6
	無回答	0	0.0
	非該当	203	
	全体	635	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1265		199.2

問 11. 就労的活動支援 Co を配置していない理由として、あてはまるものをお選びください。

No.	カテゴリー名	n	%
1	現在は配置していないが、近年中に配置を考えている	34	4.2
2	生活支援Coと異なり必ず配置ではないため、これまで就労的活動支援Coの配置を検討したこともなかった	444	54.9
3	就労的活動支援Coの職務内容が、よくわからない	267	33.0
4	就労的活動支援は、生活支援Co等が行っているため、配置する必要性を感じない	105	13.0
5	就労的活動支援Coを担える人材（又は委託できる団体）が見当たらない	262	32.4
6	配置に庁内財政部署等の理解が得られない	30	3.7
7	その他	86	10.6
	無回答	1	0.1
	非該当	29	
	全体	809	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1229		151.9

問 11-1. 生活支援 Co が、現在取り組んでいる就労的活動支援の内容で、あてはまるものをお選びください

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域高齢者の就労的活動ニーズの把握	41	39.0
2	地域における就労的活動・活躍の場の把握	60	57.1
3	就労的活動支援を知ってもらう取組み、啓発活動	23	21.9
4	ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成	77	73.3
5	地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し	20	19.0
6	高齢者のボランティアや就労に関する相談対応	62	59.0
7	高齢者の参加が多い地域活動等の支援	65	61.9
8	遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用したり、自家用菜園の作物を販売できる場・仕組みをつくったりするような農福連携などの取組み	8	7.6
9	地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援	17	16.2
10	地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり	25	23.8
11	その他	5	4.8
	無回答	0	0.0
	非該当	733	
	全体	105	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	403		383.8

問 12. どのような支援、資料があれば、就労的活動支援 Co の配置を検討できますか。

No.	カテゴリー名	n	%
1	就労的活動支援Coの業務内容を具体的に解説したもの	403	52.0
2	「就労的活動支援」とは何かを具体的に解説したもの	369	47.6
3	就労的活動支援Coの導入市町村の事例	447	57.7
4	「就労的活動支援」の実際の事例	409	52.8
5	就労的活動支援Coと、生活支援Coやシルバー人材センター等との役割分担の例、またはガイドライン	457	59.0
6	就労的活動支援Coに対する初任者研修を含む各種研修	243	31.4
7	その他	37	4.8
8	資料等の有無に関わりなく、現状、就労的活動支援Coの配置を検討することはない	171	22.1
	無回答	3	0.4
	非該当	63	
	全体	775	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	2539		327.6

研究委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
委員長	東北公益文科大学 大学院（山形県）	教授	武田真理子
副委員長	東京都立大学 人文社会学部	准教授	室田信一
委員	藤里町社会福祉協議会（秋田県）	会長	菊池まゆみ
委員	和歌山県 長寿社会課	主査	鶴田圭吾
委員	NPO法人とかの元気村（高知県）	事務局長	吉森伸郎
委員	臼杵市 地域力創生課（大分県）	課長代理	石井義恭
委員	合志市社会福祉協議会 地域福祉課（熊本県）	班長 生活支援コーディネーター	林 省吾
委員	全国コミュニティライフサポートセンター	理事長	池田昌弘
オブザーバー	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課	地域づくり推進室室長補佐	岸 英二
オブザーバー	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課	地域づくり推進室係長	石松香絵
オブザーバー	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課	地域づくり推進室	長谷川瑛梨
事務局	全国コミュニティライフサポートセンター	調査研究G	田所英賢

※順不同

「ハタラク」で輝く ー誰もが活躍する地域づくりー 就労的活動支援コーディネーターの活用と可能性

2023年3月27日

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）

〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階

TEL 022-727-8730 FAX 022-727-8737

<https://www.clc-japan.com/>

編集協力・制作 七七舎

デザイン 久保田哲士デザイン事務所

印刷 モリモト印刷株式会社



就労的活動支援に関する調査

— 質 問 票（見本） —

※ 回答は、同封している案内状に沿って、調査用特設ホームページにて、ご回答ください。

本調査は、全国市町村の介護保険地域支援事業（生活支援体制整備事業を含む）の担当部署に、お伺いさせていただきます。

2020年（令和2年）の介護保険（地域支援事業）改正により、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動推進員）を市町村に配置することが可能になりました。

就労的活動支援コーディネーターの配置の検討も含め、今後の高齢者支援・介護予防を考えるにあたり、就労的活動支援は重要な要素と考えられます。一方で、市町村現場からは、具体的な就労的活動支援の実例の要望や、シルバー人材センターとの業務重複の懸念などの声も聞かれます。

本調査事業では、自治体の就労的活動支援の現状や課題を整理し、全国の実践事例等から、今後の就労的活動支援やコーディネーターの活用に参考となるガイドブックを作成、全国自治体に配布させていただきます。

また、今回ご回答いただいた情報は、問13における実践事例の紹介を除き全て統計的に処理し、目的以外には使用いたしません。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査票は、回答記入用のものではありません。

ご回答は、同封した案内状に沿って、アンケート用の特設WEBページからご回答の入力をお願いいたします。

WEB調査の場合、回答中に調査の全体像を把握しにくくなるため、質問を全て掲載した、本調査票（見本）を送らせていただきました。

※ 最後の一部設問を除き、基本的に選択式の回答です。所用時間は、10～20分程度です。

●ご回答者様について(必須)

都道府県名				
貴市区町村名				
ご記入担当者	お名前			
	部署名		役職名	
電話番号	()	FAX	()	
E-MAIL				

問1. 「就労的活動」がどのようなものを指すか、ご存じでしたか。(必須 回答はひとつ)

1. おおよそ把握している
2. 語感などから理解しているが、具体的にどのようなものかは、わからない
3. わからない

本調査における『就労的活動』は、一般就労や、有償・無償のボランティア活動のほか、生活困窮者支援における中間的就労や、地縁組織の地域活動(福祉に限定しない)なども含めた、役割を持った形での社会参加活動とお考え下さい。

具体的事例などをお知りになりたい方は、令和3年度老健事業「東北地方の中山間地域における高齢者の日常的な交流・社会参加活動の支援」と就労的活動支援コーディネーターの活用促進に関する調査研究」の成果品ガイドブック

https://www.clc-japan.com/research/2021_02.html

等をご参照ください。

※本調査のご回答にあたり、必要というわけではございません。

問2. 貴市町村では、現在、又はこれまでに高齢者の就労的活動支援に取り組んできましたか。(必須 回答はひとつ)

1. 就労的活動支援コーディネーター(以下Co)を配置し、就労的活動支援に取り組んでいる
2. 就労的活動支援Coは配置していないが、生活支援Co等が、就労的活動支援に取り組んでいる → 問11へ飛ぶ
3. 就労的活動支援には、取り組めていない → 問10へ飛ぶ

問3. 就労的活動支援Coを導入した理由で、あてはまるものをお選びください(必須 回答はいくつでも)

1. 就労的活動支援に特化した人員を配置したほうが、□支援がすすむと考えた
2. 生活支援Coが多忙なため、業務の一部を補完できればと考えた
3. 生活支援体制整備事業(地域支援事業)に、国の補助で投入できる人員が増やせるのは助かる
4. 社会福祉協議会やその他の就労的活動支援を行っている団体等から導入を希望された
5. そのほか(具体的に:記述回答)

問4. (就労的活動支援Coを)何人配置していますか

(必須 回答はひとつ)

- 1. 1人
- 2. 2人以上

(問4で「2. 2人以上」とお答えの方に)

問4-1. 複数コーディネーターの担当は、どう分けていますか

(必須 回答はひとつ)

- 1. 地区別担当分け
- 2. 職務内容を分けて担当分け(片方は、生活支援ボランティアグループ専門など)
- 3. 全く同じ職務内容で配置・時宜等に応じて分担

問5. 就労的活動支援Coは、直営ですか、委託ですか

(必須 回答はひとつ)

- 1. 直営
- 2. 委託
- 3. (複数人配置で)直営と委託の両方

(問5で「2. 委託」、「3.直営と委託の両方」とお答えの方に)

問5-1. 委託先はどちらですか

(必須 回答はいくつでも)

- 1. 社会福祉協議会
- 2. 地域包括支援センター(委託法人)
- 3. そのほか (具体的に:記述回答)

問6. 配置している就労的活動支援Coは、専任ですか、兼任ですか。

(必須 回答はひとつ)

- 1. 専任
- 2. 兼任
- 3. (複数人配置で)専任と兼任が混在

(問6で「2. 兼任」、「3.専任と兼任の両方」とお答えの方に)

問6-1. 就労的活動支援Coと兼任している業務は何ですか

(必須 回答はいくつでも)

- 1. 生活支援Co
- 2. 生活支援Co以外の、地域包括支援センター(担当職種)
- 3. コミュニティソーシャルワーカー
- 4. そのほか (具体的に:記述回答)

問7. 就労的活動支援Coの前職であてはまるものをお選びください

(必須 回答はいくつでも)

- 1. 行政職員
- 2. 社会福祉協議会職員(地域福祉担当職種)
- 3. 社会福祉協議会職員(介護系、生活困窮者支援・成年後見等個別支援職種)
- 4. 地域包括支援センター職員(社協以外)
- 5. ②～④(社協・地域包括)以外の社会福祉法人の職員
- 6. 社会福祉法人以外の、福祉系の法人(株式会社・NPO等含む)職員
- 7. 福祉系ではない法人(株式会社・NPO等含む)職員
- 8. 集落支援員・地域おこし協力隊
- 9. 地域運営組織(RMO)を含む地縁組織メンバー
- 10. その他 (具体的に:記述回答)

問8. 就労的活動支援Coが現在取り組んでいる職務であてはまるものをお選びください

(必須 回答はいくつでも)

1. 地域高齢者の就労的活動ニーズの把握
2. 地域における就労的活動・活躍の場の把握
3. 協議体への参加
4. 生活支援Coとの同行や、協働活動
(生活支援Coを兼任している場合、協働とみなしてください)
5. 就労的活動支援や、就労的活動支援Coを知ってもらう取組み
6. ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成
7. 地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し
8. 高齢者のボランティアや就労に関する相談対応
9. 高齢者の参加が多い地域活動等の支援
10. 遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用したり、自家用菜園の作物を販売
できる場・仕組みをつくったりするような農福連携などの取組み
11. 地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような
活動の支援
12. 地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・
仕組みづくり
13. その他(具体的に:記述回答)

問9. 就労的活動支援Coが活動するにあたり、現状課題がありますか？

(必須 回答はひとつ)

1. 特に課題はない
2. 課題はある (具体的に:記述回答)

➡ このあと、問13へ飛んでください

(問2で「3. 就労的活動支援には取組めていない」とお答えの方に)

問10. 就労的活動支援に取組めていない理由として、あてはまるものをお選びください

(必須 回答はいくつでも)

1. 就労的活動支援がどういうものか、わかっていなかった
2. 就労的活動支援の必要性が感じられない
3. 就労的活動支援は、(当市町村では)社会福祉協議会などが既に行っているので、
新たに行う必要がない
4. 就労的活動支援は、(当市町村では)シルバー人材センター等が行っているので、
新たに行う必要がない
5. シルバー人材センターや、ハローワーク等と業務が重複しそうで、取組みにくい
6. 生活支援Coや、協議体に取り組む余力がない
7. 自分自身(生活支援体制整備ご担当者さま)に、取り組む余力がない
8. その他(具体的に:記述回答)

➡ このあと、問12へ飛んでください

(問2で「2. 就労的活動支援Coは配置していないが、活動支援は実施」とお答えの方に)

問11. 就労的活動支援Coを配置していない理由として、あてはまるものをお選びください

(必須 回答はいくつでも)

1. 現在は配置していないが、近年中に配置を考えている
2. 生活支援Coと異なり必ず配置ではないため、これまで就労的活動支援Coの配置を検討したこともなかった
3. 就労的活動支援Coの職務内容が、よくわからない
4. 就労的活動支援は、生活支援Co等が行っているため、配置する必要性を感じない
5. 就労的活動支援Coを担える人材(又は委託できる団体)が見当たらない
6. 配置に庁内財政部署等の理解が得られない
7. その他(具体的に:記述回答)

(問11で「4. 就労的活動支援は、現在生活支援Co等が行っている」とお答えの方に)

問11-1. 生活支援Coが、現在取り組んでいる就労的活動支援の内容で、あてはまるものをお選びください

(必須 回答はいくつでも)

1. 地域高齢者の就労的活動ニーズの把握
2. 地域における就労的活動・活躍の場の把握
3. 就労的活動支援を知ってもらう取組み、啓発活動
4. ボランティアグループづくり、ボランティア担い手育成
5. 地域産業、地域事業所における高齢者活動のニーズ探し
6. 高齢者のボランティアや就労に関する相談対応
7. 高齢者の参加が多い地域活動等の支援
8. 遊休農地を高齢者等向け貸出農園に転用したり、自家用菜園の作物を販売できる場・仕組みをつくったりするような農福連携などの取組み
9. 地域の高齢者が、地域の文化や芸能等を若者や子どもたちに伝えていくような活動の支援
10. 地域の高齢者が、子育てや子どもの見守り・学習の支援をするような場・仕組みづくり
11. その他(具体的に:記述回答)

(問11で「1. 現在は配置していないが、近年中に配置を考えている」をお答えになっていない方に)

問12. どのような支援、資料があれば、就労的活動支援Coの配置を検討できますか

(必須 回答はいくつでも)

1. 就労的活動支援Coの業務内容を具体的に解説したもの
2. 「就労的活動支援」とは何かを具体的に解説したもの
3. 就労的活動支援Coの導入市町村の事例
4. 「就労的活動支援」の実際の事例
5. 就労的活動支援Coと、生活支援Coやシルバー人材センター等との役割分担の例、またはガイドライン
6. 就労的活動支援Coに対する初任者研修を含む各種研修
7. その他(具体的に:記述回答)
8. 資料等の有無に関わりなく、現状、就労的活動支援Coの配置を検討することはない

問13. ご存じの就労的活動支援の事例などありましたら、ご紹介いただければ幸いです。

自市町村での取組み、他市町村での取組み、どちらでも結構です。

内容は、わかる範囲でご記入ください。

(記述回答)

※ なお、ご紹介いただいた事例につきましては、研究事業事務局で追加取材、活動主体からの許可をいただかない限り、勝手に情報を掲載したり、紹介することはありません。

問14.就労的活動支援や、就労的活動支援Coについて、思うところがありましたら、自由に

ご記入ください。

(記述回答)

調査は以上になります。

ご多忙のところ、ご協力、誠にありがとうございました！

なお、令和5年3月末に、本研究事業の成果品であるガイドブックを全国自治体さま宛てに送付させていただきます。

本調査結果の概要も掲載予定です。

届きました折には、ぜひご照覧ください。

「地域医療介護総合確保基金（事務お助け隊・ボランティアポイント）」に関するアンケート調査

※ 回答は、同封している案内状に沿って、調査用特設ホームページにて、ご回答ください。

○地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業（事務お助け隊）

Q 1 令和4年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。 **必須**
（管内市町村に事業を委託したり、市町村が実施する事業に対して基金から補助する場合も「あり」としてください）

1 あり → Q4へ 2 なし

※ Q2、Q3はQ1で実施「2 なし」を選択した方にお伺いします。

Q 2 令和4年度に事業を実施しない場合の理由について、あてはまるものをすべて選択してください。 **※複数選択可 必須**

- 1 支援を行うことができる団体がない又は見つからないから。
- 2 支援を受けることを希望する団体がないから。
- 3 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）以外の財源を活用して、同様の事業を実施しているから。
- 4 管内市町村からの希望がないから。
- 5 本事業より、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の他の事業を実施することを優先しているから。
- 6 事務手続きの支援は管内市町村が実施すべきであり、都道府県が実施すべきではないと考えているから。
- 7 補助金等の申請等、互助団体の活動に必要な手続き等は、団体の主催者自ら行うべきであり、支援の必要はないと考えているから。
- 8 本事業があることを知らなかったから。
- 9 その他（記述回答）

Q 3 今後、本事業を行うことを検討しているかについて、どちらかを選択してください。 **必須**

1 検討している 2 検討していない

SQ1 （Q3で「1 検討している」を選択した方のみ）検討している場合、その実施予定時期について、どちらかを選択し、**必須**
「1 実施予定」を選択した場合は実施予定時期を記入してください。

1 実施予定 2 実施時期未定
（令和 年度より実施予定）

※ Q4、Q5はQ1で実施「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 4 事業の実施主体について、あてはまるものをすべて選択してください。 **※複数回答可 必須**

1 都道府県 2 市町村
3 上記以外（記述回答）

SQ1 それぞれの実施主体では委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。 **※二択質問&記述回答 必須**

1 都道府県

1 委託している → 委託先をご記入ください 2 委託していない
（記述回答）

2 市町村

1 委託している → 委託先をご記入ください 2 委託していない
（記述回答）

3 上記以外 都道府県

1 委託している → 委託先をご記入ください 2 委託していない
（記述回答）

※ Q5について、複数団体に委託等を行っている場合は1団体でも当てはまるものがあれば選択してください。

Q 5 支援を受ける側の団体について、あてはまるものをすべて選択してください。 **※複数選択可 必須**

<老人クラブ>

- 1 単位老人クラブ
- 2 市町村老人クラブ連合会
- 3 指定都市老人クラブ連合会
- 4 都道府県老人クラブ連合会

<介護予防・日常生活支援総合事業において補助を受ける団体>

- 5 訪問型サービスBを行う団体
- 6 訪問型サービスDを行う団体
- 7 通所型サービスBを行う団体
- 8 その他生活支援サービス（配食）を行う団体
- 9 その他生活支援サービス（見守り）を行う団体
- 10 その他生活支援サービス（その他（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等））を行う団体

<その他>

11 その他の互助団体（例、自治会、地域運営組織）
（記述回答）

SQ1 支援を行う者（事務お助け隊）の組織について、あてはまるものをすべて選択してください。 ※複数選択可 必須

1 単位老人クラブ
2 市町村老人クラブ連合会
3 指定都市老人クラブ連合会
4 都道府県老人クラブ連合会
5 社会福祉協議会
6 その他（記述回答）

SQ2 支援を行う者（事務お助け隊）のメンバーについて、あてはまるものをすべて選択してください。 ※複数選択可 必須

1 企業・役場等での会計事務経験者（税理士・社会保険労務士を除く）
2 税理士
3 社会保険労務士
4 その他（記述回答）

SQ3 支援の内容について、あてはまるものをすべて選択してください。 ※複数選択可 必須

1 補助金等の申請や実績報告を含む会計書類の作成
2 支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成
3 相談受付（相談会の開催を含む）
4 事務処理マニュアルの作成
5 パソコンや I C T 機器等の活用方法の指導
6 支援を受ける側・行う側のマッチング
7 その他（記述回答）

SQ4 支援を行う団体あたりの補助上限額の有無について、どちらかを選択してください。 必須

1 あり	2 なし
------	------

SQ5 補助上限額を設定している場合、設定方法についていずれかを選択してください。 必須

1 定額	2 定率
3 支援先箇所数に応じて決定	4 その他（記述回答）

SQ6 定額の場合（SQ5で「1 定額」を選択した方のみ）、支援を行う1団体あたりの金額を記入してください。

1 団体あたり 円 ※数値回答 必須

SQ7 定額の場合（SQ5で「1 定額」を選択した方のみ）は、支払期について、どちらかを選択してください。 必須

1 年額	2 月額
------	------

SQ8 定率の場合（SQ5で「2 定率」を選択した方のみ）、支援を行う1団体あたりの補助割合を記入してください。

1 団体あたり %

Q 6 令和3年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。 必須

（管内市町村に事業を委託したり、市町村が実施する事業に対して基金から補助する場合も「あり」としてください）

1 あり	2 なし → Q8へ
------	------------

※Q7は、Q6で「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 7 令和3年度1年間の事業実績について、項目ごとに数値を記入してください。

※数値回答

1	実施事業の対象範囲となっている市町村数 （事業実施の対象とはなっているが、支援の実績がなかった市町村も含む）	
2	支援を受けた側の団体数（実数）	
1	うち、「補助金等の申請や実績報告などの会計書類の作成」の支援を受けた団体数	
2	うち、「支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成」の支援を受けた団体数	
3	うち、「相談受付」の支援を受けた団体数	
4	うち、「相談会の開催」の支援を受けた団体数	
5	うち、「事務処理マニュアルの作成」の支援を受けた団体数	
6	うち、「パソコンや I C T 機器等の活用方法の指導」の支援を受けた団体数	
7	うち、「支援を受ける側・行う側のマッチング」の支援を受けた団体数	
8	うち、「その他の活動」の支援を受けた団体数 その他（記述回答）	
3	支援を行った団体数（実数）	
1	うち、「補助金等の申請や実績報告などの会計書類の作成」の支援を行った団体数	
2	うち、「支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成」の支援を行った団体数	
3	うち、「相談受付」の支援を行った団体数	
4	うち、「相談会の開催」の支援を行った団体数	
5	うち、「事務処理マニュアルの作成」の支援を行った団体数	
6	うち、「 I C T 機器等の活用方法の指導」の支援を行った団体数	
7	うち、「支援を受ける側・行う側のマッチング」の支援を行った団体数	
8	うち、「その他の活動」の支援を行った団体数 その他（記述回答）	

※Q8はQ1、又はQ6で実施「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 8 事業実施の効果や広がらない要因について、ご意見等を記入してください。

※記述回答

貴都道府県が考える、事業を実施したことによる効果	
支援を受ける団体からの意見・感想	
支援を行う団体からの意見・感想	
貴都道府県が考える、事業を実施する上で支障となっていること	
貴都道府県が考える、事業に関する要望・意見	

○ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

Q 9 令和4年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。

必須

(管内市町村に事業を委託したり、市町村が実施する事業に対して基金から補助する場合も「あり」としてください)

1 あり →Q12へ	2 なし
------------	------

※Q10、Q11はQ9で実施「2 なし」を選択した方にお伺いします。

※複数選択可 必須

Q 10 令和4年度に事業を実施しない場合の理由について、あてはまるものをすべて選択してください。

1 管内市町村からの希望がないから 2 ボランティアの活動先が見つからないから。 3 本事業を委託又は補助により行いたい、適当な委託先・補助先がない又は見つからないから。 4 本事業より、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の他の事業を実施することを優先しているから。 5 地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）以外の財源を活用して、同様の事業を実施しているから。 6 ボランティアポイントの付与は管内市町村が実施すべきであり、都道府県が実施すべきではないと考えているから。 7 本事業があることを知らなかったから。 8 その他（記述回答	)
---	---

Q 11 今後、本事業を行うことを検討しているかについて、どちらかを選択してください。

必須

1 検討している	2 検討していない
----------	-----------

SQ1 (Q11で「1 検討している」を選択した方のみ) 検討している場合、その実施予定時期について、どちらかを選択し、「1 実施予定」を選択した場合は実施予定時期を記入してください。

必須

1 実施予定 (令和 年度より実施予定)	2 実施時期未定
--------------------------	----------

→ Q17へ

※ Q12～Q16はQ9で実施「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 12 事業の実施主体について、あてはまるものをすべて選択してください。

※複数回答可 必須

1 都道府県	2 市町村
3 上記以外（記述回答	)

SQ1 それぞれの実施主体では委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。

※二択質問&記述回答 必須

1 都道府県	
1 委託している → 委託先をご記入ください	2 委託していない
(記述回答)	
2 市町村	
1 委託している → 委託先をご記入ください	2 委託していない
(記述回答)	
3 上記以外 都道府県	
1 委託している → 委託先をご記入ください	2 委託していない
(記述回答)	

※Q13について、複数団体に委託等を行っている場合はそれぞれの団体の活動、ポイント付与数等をお答えください。

Q 13 ポイント付与の対象活動とポイント付与数について、お伺いします。

SQ1 A) ポイント付与の対象活動として、あてはまるものをすべて選択してください。

※複数回答可 必須

1 研修への参加	2 介護周辺業務
3 上記以外 (記述回答	)

SQ2 B) 対象活動の内容と、活動ごとの付与ポイントについて記入してください。

※記述回答 必須

(以下の各付与ポイント数の欄においては、ポイント数だけでなく、その単位の内容が分かるよう、

当該ポイントが付与される場合の内容も記載してください。(例、「100ポイント(研修受講1回当たり) など)

A) 付与対象活動	B) 活動内容	
1 研修への参加	研修の種類	
	参加1回当たりなどの付与ポイント数	
2 介護周辺業務	場所	
	業務内容	
	周辺業務1回当たりなどの付与ポイント数	
3 上記以外	活動内容	
	1回当たりなどの付与ポイント数	

Q 14 活動で得たポイントの活用方法(1ポイント1円に換算など)を記入してください

※記述回答 必須

--

Q 15 ポイント付与に関するその他の条件(1年間のポイント付与上限数など)があれば記入してください。

※記述回答

--

Q 16 ポイント付与の対象者について、あてはまるものをお選びください。

※複数団体に委託等を行っている場合は1団体でもあてはまるものがあれば選択してください。

※複数選択可 必須

1 若者層	4 高齢者層
2 中年層	5 その他
3 子育てを終えた層	(記述回答)

Q 17 令和3年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。

必須

(管内市町村に事業を委託したり、市町村が実施する事業に対して基金から補助する場合も「あり」としてください)

1 あり	2 なし → Q19へ
------	-------------

※Q18は、Q17で実施「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 18 令和3年度1年間の事業実績人数について、項目ごとに数値を記入してください。

※数値回答

1 付与人数(実数)	1 うち、「研修参加」による付与人数	
	2 うち、「介護周辺業務実施」による付与人数	
	3 うち、「上記以外の活動」による付与人数	
	2 付与ポイント総数	
	1 うち、「研修参加」による付与ポイント数	
	2 うち、「介護周辺業務実施」による付与ポイント数	
	3 うち、「上記以外の活動」による付与数	

※Q19はQ9、又はQ17で実施「1 あり」を選択した方にお伺いします。

Q 19 事業実施の効果や広がらない要因について、ご意見等を記入してください。

※記述回答

貴都道府県が考える、事業を実施したことによる効果	
貴都道府県が考える、事業を実施する上で支障となっていること	
貴都道府県が考える、事業に関する要望・意見	

貴都道府県での本事業実施要綱、ボランティアの募集チラシ等の関連資料がございましたら「ken@clc-japan.com」あてに添付してメールいただきますようお願いいたします。

ご協力ありがとうございました

(1) Q1. 令和4年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	11	23.4
2	なし	36	76.6
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

(2) 【※Q2、Q3はQ1で実施「2. なし」を選択した方にお伺いします。】Q2. 令和4年度に事業を実施しない場合の理由について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	支援を行うことができる団体がない又は見つからないから。	4	11.1
2	支援を受けることを希望する団体がないから。	7	19.4
3	地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）以外の財源を活用して、同様の事業を実施しているから。	1	2.8
4	管内市町村からの希望がないから。	15	41.7
5	本事業より、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の他の事業を実施することを優先しているから。	15	41.7
6	事務手続きの支援は管内市町村が実施すべきであり、都道府県が実施すべきではないと考えているから。	5	13.9
7	補助金等の申請等、互助団体の活動に必要な手続き等は、団体の主催者自ら行うべきであり、支援の必要はないと考えているから。	1	2.8
8	本事業があることを知らなかったから。	2	5.6
9	その他	4	11.1
	無回答	0	0.0
	非該当	11	
	全体	36	100.0

累計 (n)	累計 (%)
54	150.0

(4) Q3. 今後、本事業を行うことを検討しているかについて、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	検討している	6	16.7
2	検討していない	30	83.3
	無回答	0	0.0
	非該当	11	
	全体	36	100.0

- (5) 【※Q3で「1. 検討している」を選択した方のみ】Q3-SQ1. 検討している場合、その実施予定時期について、どちらかを選択し、「1. 実施予定」を選択した場合は実施予定時期を記入してください。..
..(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施予定	2	33.3
2	実施時期未定	4	66.7
	無回答	0	0.0
	非該当	41	
	全体	6	100.0

- (6) Q3-SQ1_1. (令和○年度より実施予定) ...(数量)

合計	10.00
平均	5.00
分散(n-1)	0.00
標準偏差	0.00
最大値	5.00
最小値	5.00
無回答	0
非該当	45
全体	2

- (7) Q4. 事業の実施主体について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県	4	36.4
2	市町村	4	36.4
3	上記以外	4	36.4
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

累計 (n)	累計 (%)
12	109.1

- (9) 【※Q4で「1. 都道府県」を選択した方のみ】Q4-SQ1-1. (実施主体の) 都道府県では委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	委託している	2	50.0
2	委託していない	2	50.0
	無回答	0	0.0
	非該当	43	
	全体	4	100.0

(11) 【※Q4で「2. 市町村」を選択した方のみ】Q4-SQ1-2. (実施主体の) 市町村では委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	委託している	3	75.0
2	委託していない	1	25.0
	無回答	0	0.0
	非該当	43	
	全体	4	100.0

(13) 【※Q4で「3. 上記以外」を選択した方のみ】Q4-SQ1-3. それ以外（の実施主体）では、委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	委託している	1	25.0
2	委託していない	3	75.0
	無回答	0	0.0
	非該当	43	
	全体	4	100.0

(15) Q5. 支援を受ける側の団体について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	単位老人クラブ	10	90.9
2	市町村老人クラブ連合会	7	63.6
3	指定都市老人クラブ連合会	0	0.0
4	都道府県老人クラブ連合会	1	9.1
5	訪問型サービスBを行う団体	0	0.0
6	訪問型サービスDを行う団体	0	0.0
7	通所型サービスBを行う団体	1	9.1
8	その他生活支援サービス（配食）を行う団体	0	0.0
9	その他生活支援サービス（見守り）を行う団体	0	0.0
10	その他生活支援サービス（その他（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等））を行う団体	0	0.0
11	その他の互助団体（例. 自治会、地域運営組織）	1	9.1
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

累計 (n)	累計 (%)
20	181.8

(17) Q5-SQ1. 支援を行う者（事務お助け隊）の組織について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	単位老人クラブ	1	9.1
2	市町村老人クラブ連合会	3	27.3
3	指定都市老人クラブ連合会	0	0.0
4	都道府県老人クラブ連合会	6	54.5
5	社会福祉協議会	2	18.2
6	その他	3	27.3
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

累計 (n)	累計 (%)
15	136.4

(19) Q5-SQ2. 支援を行う者（事務お助け隊）のメンバーについて、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	企業・役場等での会計事務経験者（税理士・社会保険労務士を除く）	5	45.5
2	税理士	2	18.2
3	社会保険労務士	1	9.1
4	その他	6	54.5
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

累計 (n)	累計 (%)
14	127.3

(21) Q5-SQ3. 支援の内容について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	補助金等の申請や実績報告を含む会計書類の作成	9	81.8
2	支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成	3	27.3
3	相談受付（相談会の開催を含む）	6	54.5
4	事務処理マニュアルの作成	5	45.5
5	パソコンやICT機器等の活用方法の指導	7	63.6
6	支援を受ける側・行う側のマッチング	3	27.3
7	その他	2	18.2
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

累計 (n)	累計 (%)
35	318.2

(23) Q5-SQ4. 支援を行う団体あたりの補助上限額の有無について、どちらかを選択してください。...

(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	4	36.4
2	なし	7	63.6
	無回答	0	0.0
	非該当	36	
	全体	11	100.0

(24) Q5-SQ5. 補助上限額を設定している場合、設定方法についていずれかを選択してください。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	定額	4	100.0
2	定率	0	0.0
3	支援先箇所数に応じて決定	0	0.0
4	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	43	
	全体	4	100.0

(26) 【※Q5で「1. 定額」を選択した方のみ】Q5-SQ6. 定額の場合、支援を行う1団体あたりの金額を記入してください。...(数量)

合計	4838000.00
平均	1209500.00
分散(n-1)	1628853666666.67
標準偏差	1276265.52
最大値	3000000.00
最小値	100000.00
無回答	0
非該当	43
全体	4

(27) Q5-SQ7. 定額の場合は、支払期について、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	年額	2	50.0
2	月額	2	50.0
	無回答	0	0.0
	非該当	43	
	全体	4	100.0

(29) Q6. 令和3年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	5	10.6
2	なし	42	89.4
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

(30) 【※Q7は、Q6で「1. あり」を選択した方にお伺いします。】Q7-1. 実施事業の対象範囲となっている市町村数...(数量)

合計	246.00
平均	61.50
分散(n-1)	5715.00
標準偏差	75.60
最大値	172.00
最小値	1.00
無回答	1
非該当	42
全体	4

(31) Q7-2. 支援を受けた側の団体数（実数）...(数量)

合計	1097.00
平均	365.67
分散(n-1)	208636.33
標準偏差	456.77
最大値	878.00
最小値	1.00
無回答	2
非該当	42
全体	3

(32) Q7-2-1. うち、「補助金等の申請や実績報告などの会計書類の作成」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	222.00
平均	55.50
分散(n-1)	11736.33
標準偏差	108.33
最大値	218.00
最小値	1.00
無回答	1
非該当	42
全体	4

(33) Q7-2-2. うち、「支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成」の支援を受けた団体数.

..(数量)

合計	0.00
平均	
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	
最小値	
無回答	5
非該当	42
全体	0

(34) Q7-2-3. うち、「相談受付」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	36.00
平均	18.00
分散(n-1)	512.00
標準偏差	22.63
最大値	34.00
最小値	2.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

(35) Q7-2-4. うち、「相談会の開催」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	218.00
平均	218.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	218.00
最小値	218.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(36) Q7-2-5. うち、「事務処理マニュアルの作成」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	878.00
平均	878.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	878.00
最小値	878.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(37) Q7-2-6. うち、「パソコンやICT機器等の活用方法の指導」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	71.00
平均	23.67
分散(n-1)	382.33
標準偏差	19.55
最大値	40.00
最小値	2.00
無回答	2
非該当	42
全体	3

(38) Q7-2-7. うち、「支援を受ける側・行う側のマッチング」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	2.00
平均	2.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	2.00
最小値	2.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(39) Q7-2-8. うち、「その他の活動」の支援を受けた団体数...(数量)

合計	0.00
平均	
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	
最小値	
無回答	5
非該当	42
全体	0

(41) Q7-3. 支援を行った団体数（実数）...(数量)

合計	13.00
平均	4.33
分散(n-1)	17.33
標準偏差	4.16
最大値	9.00
最小値	1.00
無回答	2
非該当	42
全体	3

(42) Q7-3-1. うち、「補助金等の申請や実績報告などの会計書類の作成」の支援を行った団体数
...(数量)

合計	22.00
平均	5.50
分散(n-1)	17.00
標準偏差	4.12
最大値	9.00
最小値	1.00
無回答	1
非該当	42
全体	4

(43) Q7-3-2. うち、「支援を受ける団体の活動紹介等を行う広報媒体の作成」の支援を行った団体数.
...(数量)

合計	0.00
平均	
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	
最小値	
無回答	5
非該当	42
全体	0

(44) Q7-3-3. うち、「相談受付」の支援を行った団体数...(数量)

合計	12.00
平均	6.00
分散(n-1)	18.00
標準偏差	4.24
最大値	9.00
最小値	3.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

(45) Q7-3-4. うち、「相談会の開催」の支援を行った団体数...(数量)

合計	9.00
平均	9.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	9.00
最小値	9.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(46) Q7-3-5. うち、「事務処理マニュアルの作成」の支援を行った団体数...(数量)

合計	1.00
平均	1.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	1.00
最小値	1.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(47) Q7-3-6. うち、「ICT機器等の活用方法の指導の」の支援を行った団体数...(数量)

合計	7.00
平均	2.33
分散(n-1)	1.33
標準偏差	1.15
最大値	3.00
最小値	1.00
無回答	2
非該当	42
全体	3

(48) Q7-3-7. うち、「支援を受ける側・行う側のマッチングの」の支援を行った団体数...(数量)

合計	3.00
平均	3.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	3.00
最小値	3.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(49) Q7-3-8. うち、「その他の活動」の支援を行った団体数...(数量)

合計	0.00
平均	
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	
最小値	
無回答	5
非該当	42
全体	0

(56) Q9. 令和4年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	5	10.6
2	なし	42	89.4
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

(57) 【※Q10、Q11はQ9で実施「2. なし」を選択した方にお伺いします。】Q10. 令和4年度に事業を実施しない場合の理由について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	管内市町村からの希望がないから	21	50.0
2	ボランティアの活動先が見つからないから。	2	4.8
3	本事業を委託又は補助により行いたい、適当な委託先・補助先がない又は見つからないから。	1	2.4
4	本事業より、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の他の事業を実施することを優先しているから。	21	50.0
5	地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）以外の財源を活用して、同様の事業を実施しているから。	1	2.4
6	ボランティアポイントの付与は管内市町村が実施すべきであり、都道府県が実施すべきではないと考えているから。	1	2.4
7	本事業があることを知らなかったから。	4	9.5
8	その他	4	9.5
	無回答	0	0.0
	非該当	5	
	全体	42	100.0

累計 (n)	累計 (%)
55	131.0

(59) Q11. 今後、本事業を行うことを検討しているかについて、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	検討している	3	7.1
2	検討していない	39	92.9
	無回答	0	0.0
	非該当	5	
	全体	42	100.0

(60) 【※Q11で「1. 検討している」を選択した方のみ】Q11-SQ1. 検討している場合、その実施予定時期について、どちらかを選択し、「1. 実施予定」を選択した場合は実施予定時期を記入してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	実施予定	1	33.3
2	実施時期未定	2	66.7
	無回答	0	0.0
	非該当	44	
	全体	3	100.0

(61) Q11-SQ1_1. (令和○年度より実施予定) ...(数量)

合計	5.00
平均	5.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	5.00
最小値	5.00
無回答	0
非該当	46
全体	1

(62) Q12. 事業の実施主体について、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県	0	0.0
2	市町村	5	100.0
3	上記以外	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	42	
	全体	5	100.0

累計 (n)	累計 (%)
5	100.0

(66) 【※Q12で「2. 市町村」を選択した方のみ】Q12-Q1-2. (実施主体の) 市町村では委託をしていますか。している場合は、委託先もご記入ください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	委託している	4	80.0
2	委託していない	1	20.0
	無回答	0	0.0
	非該当	42	
	全体	5	100.0

(70) Q13-SQ1. ポイント付与の対象活動として、あてはまるものをすべて選択してください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	研修への参加	3	60.0
2	介護周辺業務	3	60.0
3	上記以外	4	80.0
	無回答	0	0.0
	非該当	42	
	全体	5	100.0

累計 (n)	累計 (%)
10	200.0

(81) Q16. ポイント付与の対象者について、あてはまるものをお選びください。...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	若者層	3	60.0
2	中年年齢層	4	80.0
3	子育てを終えた層	3	60.0
4	高齢者層	5	100.0
5	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	非該当	42	
	全体	5	100.0

累計 (n)	累計 (%)
15	300.0

(83) Q17. 令和3年度地域医療介護総合確保基金における標記事業の実施の有無について、どちらかを選択してください。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	あり	5	10.6
2	なし	42	89.4
	無回答	0	0.0
	非該当	0	
	全体	47	100.0

(84) 【※Q18は、Q17で実施「1. あり」を選択した方にお伺いします。】Q18-1. 付与人数（実数）...
(数量)

合計	949.00
平均	474.50
分散(n-1)	427812.50
標準偏差	654.07
最大値	937.00
最小値	12.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

(85) Q18-1-1. うち、「研修参加」による付与人数...(数量)

合計	1.00
平均	1.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	1.00
最小値	1.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(86) Q18-1-2. うち、「介護周辺業務実施」による付与人数...(数量)

合計	2150.00
平均	2150.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	2150.00
最小値	2150.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(87) Q18-1-3. うち、「上記以外の活動」による付与人数...(数量)

合計	35.00
平均	17.50
分散(n-1)	84.50
標準偏差	9.19
最大値	24.00
最小値	11.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

(88) Q18-2. 付与ポイント総数...(数量)

合計	5900.00
平均	5900.00
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	5900.00
最小値	5900.00
無回答	4
非該当	42
全体	1

(89) Q18-2-1. うち、「研修参加」による付与ポイント数...(数量)

合計	12921.00
平均	6460.50
分散(n-1)	73459320.50
標準偏差	8570.84
最大値	12521.00
最小値	400.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

(90) Q18-2-2. うち、「介護周辺業務実施」による付与ポイント数...(数量)

合計	0.00
平均	
分散(n-1)	
標準偏差	
最大値	
最小値	
無回答	5
非該当	42
全体	0

(91) Q18-2-3. うち、「上記以外の活動」による付与数...(数量)

合計	5861.00
平均	2930.50
分散(n-1)	13204660.50
標準偏差	3633.82
最大値	5500.00
最小値	361.00
無回答	3
非該当	42
全体	2

就労的活動支援・実践事例ヒアリング

ヒアリング日 月 日

訪問 ZOOM ()

対応者

- ・ 世帯数、人口
 - ・ 高齢化率
- 資料事務局で(主として国勢調査データ)

※ 全て聞くのではなく、活動内容等により選択

1. 活動(事業実施)組織について【属性項目】

1) 組織名

--

2) 法人格

なし

NPO法人

社会福祉法人

一般社団法人

その他 ()

3) 組織の性格

- ① 自治会、町内会、まちづくり協議会 全世帯加入(該当すれば○)
- ② 地域に基盤を置く有志・志縁組織(ボランティア等含む)
- ③ その他
- ・ 構成員は、地域の方か、地域外の方か、その両方か
 - ・ どのような経緯で設立(発足)したのか
 - ・ 構成メンバーの数と、実際に活動している人数 (おおよそでも可)

[illegible]

★組織を説明するパンフ等があれば、それをいただく★

2. 活動内容について

1) 活動対象としているエリア

2) 具体的な活動内容(メニュー)と活動頻度

3) 該当活動を始めた契機・問題意識

4) 活動の対象者（年代、そのほかの属性で限定はあるか）

5) 活動への参加者数や年代（おおよそでも可）

★そのうち、高齢者の数・割合

6) 活動の財源（制度的位置づけの有無、原資たる施策・予算規模）

行政の補助金等の場合、その経緯（どこから情報を得たかなど）

自主的取り組み

一般介護予防

通所B

訪問B

他制度（

7) 活動の連携先と連携の内容・経緯・役割分担・関係職種（行政関係）

生活支援Co、集落支援員、地域おこし協力隊、地域包括支援CほかのCo職の関わりは？

8) 活動の連携先と連携の内容・経緯・役割分担・関係職種

（行政以外：民生委員、自治会、社協、事業者、NPO、JA、経済団体、その他）

9) 連携の際の課題、良かった点

10) 活動の告知方法

11) 活動の効果

12) 参加した人の声(特に高齢者の声)

13) コーディネーター役(もし、いれば)が、配慮したポイント。留意点。

3. 団体としての考え方 (補足的項目:必要であれば)

1) 現在の活動における課題

2) 今後、取組みたいこと

厚生労働省 令和4年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「就労的活動支援コーディネーター等の活用に関する調査研究」報告書

発行日 令和5年3月31日
編・発行 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）
〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1F
TEL 022-727-8730 FAX 022-727-8737
<http://www.clc-japan.com/>
